

平成27年3月 6日から
平成27年3月12日まで

標 茶 町 議 会
第 1 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

平成27年標茶町議会第1回定例会会議録目次

第1号(3月6日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
施政方針	
町政執行方針	8
教育行政方針	17
議案第1号 標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	26
議案第2号 標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	26
議案第3号 標茶町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	26
	(厚生文教委員会報告)
議案第4号 標茶町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに標茶町指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	27
議案第5号 標茶町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等に関する条例の制定について	27
	(厚生文教委員会報告)
総務経済委員会所管事務調査報告	28
厚生文教委員会所管事務調査報告	29
陳情第1号 農協関係法制度の見直しに関する陳情	30
陳情第2号 T P P 交渉等国際貿易交渉に係る陳情	30
一般質問	30
川村 多美男君	30
深見 迪君	37
黒沼俊幸君	50
松下哲也君	52
鈴木裕美君	53
長尾式宮君	56
熊谷善行君	62

延会の宣告	72
-------	----

第 2 号 (3月 9日)

開議の宣告	78
陳情第 1 号 農協関係法制度の見直しに関する陳情 (総務経済委員会報告)	78
陳情第 2 号 T P P 交渉等国際貿易交渉に係る陳情 (総務経済委員会報告)	79
報告第 2 号 専決処分した事件の承認について	79
議案第 7 号 公の施設に係る指定管理者の指定について	81
議案第 8 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	83
議案第 9 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定について	83
議案第 10 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	86
議案第 11 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	89
議案第 12 号 へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	95
議案第 13 号 標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	97
議案第 14 号 標茶町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について	98
議案第 15 号 標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	101
議案第 16 号 標茶町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	103
議案第 17 号 標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	104
議案第 18 号 標茶町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	107
議案第 19 号 標茶町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	110
議案第 20 号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	115
議案第 21 号 標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	116
議案第 22 号 標茶町子ども・子育て支援施設の設置に関する条例の制定について	120
議案第 23 号 標茶町農業委員会の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	122
議案第 24 号 標茶町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について	123

議案第25号	標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	123
議案第26号	標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	123
議案第27号	平成26年度標茶町一般会計補正予算……………	129
議案第28号	平成26年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算…	129
議案第29号	平成26年度標茶町下水道事業特別会計補正予算……………	129
議案第30号	平成26年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算……………	129
議案第31号	平成26年度標茶町病院事業会計補正予算……………	129
議案第32号	平成26年度標茶町上水道事業会計補正予算……………	129
延会の宣告	……………	139

第 3 号 (3月10日)

開議の宣告	……………	145
議案第27号	平成26年度標茶町一般会計補正予算……………	145
議案第28号	平成26年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算…	145
議案第29号	平成26年度標茶町下水道事業特別会計補正予算……………	145
議案第30号	平成26年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算……………	145
議案第31号	平成26年度標茶町病院事業会計補正予算……………	145
議案第32号	平成26年度標茶町上水道事業会計補正予算……………	145
議案第33号	平成27年度標茶町一般会計予算……………	166
議案第34号	平成27年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算……………	166
議案第35号	平成27年度標茶町下水道事業特別会計予算……………	166
議案第36号	平成27年度標茶町介護保険事業特別会計予算……………	166
議案第37号	平成27年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算……………	166
議案第38号	平成27年度標茶町病院事業会計予算……………	166
議案第39号	平成27年度標茶町上水道事業会計予算……………	166
延会の宣告	……………	181

第 4 号 (3月11日)

開議の宣告	……………	185
議案第33号	平成27年度標茶町一般会計予算……………	185
議案第34号	平成27年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算……………	185
議案第35号	平成27年度標茶町下水道事業特別会計予算……………	185

議案第36号	平成27年度標茶町介護保険事業特別会計予算	185
議案第37号	平成27年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	185
議案第38号	平成27年度標茶町病院事業会計予算	185
議案第39号	平成27年度標茶町上水道事業会計予算	185
延会の宣告		192

第5号(3月12日)

開議の宣告		198
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	198
議案第40号	標茶町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について	198
議案第41号	平成26年度標茶町一般会計補正予算	200
議案第42号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	202
議案第43号	副町長の選任について	203
議員提案第1号	標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	204
意見書案第1号	「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」構築への取り組みを 求める意見書	205
意見書案第2号	農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書	206
意見書案第3号	ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書	207
意見書案第4号	ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書	207
意見書案第5号	「女性が輝く社会」の実現に関する意見書	208
意見書案第6号	介護報酬引き下げを撤回し、介護保険制度の拡充を求める意見書	209
意見書案第7号	少人数学級の取り組みの充実・強化及び教職員の拡充を 求める意見書	210
意見書案第8号	外形標準課税の中小企業への適用拡大時期等について慎重な 判断を求める意見書	210
意見書案第9号	憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と 関連法「改正」反対を求める意見書	211
意見書案第10号	農協関連法制度の見直しに関する意見書	212
意見書案第11号	T P P 交渉等国際貿易交渉に係る意見書	213
閉会中継続調査の申し出について(議会運営委員会)		213
日程追加の議決		214
議案第33号	平成27年度標茶町一般会計予算	214
議案第34号	平成27年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	214
議案第35号	平成27年度標茶町下水道事業特別会計予算	214
議案第36号	平成27年度標茶町介護保険事業特別会計予算	214
議案第37号	平成27年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	214

議案第38号	平成27年度標茶町病院事業会計予算	214
議案第39号	平成27年度標茶町上水道事業会計予算	214
	(平成27年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告)	
閉議の宣告		215
閉会の宣告		215

平成27年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成27年 3月 6日（金曜日） 午前10時15分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 施政方針
- 第 5 議案第1号 標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第2号 標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第3号 標茶町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（厚生文教委員会報告）
- 第 6 議案第4号 標茶町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに標茶町指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
議案第5号 標茶町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等に関する条例の制定について（厚生文教委員会報告）
- 第 7 総務経済委員会所管事務調査報告
- 第 8 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 9 陳情第1号 農協関係法制度の見直しに関する陳情
- 第 10 陳情第2号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る陳情
- 第 11 一般質問

○出席議員（13名）

- | | |
|-------------|--------------|
| 1番 松下 哲也 君 | 2番 長尾 式宮 君 |
| 3番 菊地 誠道 君 | 4番 本多 耕平 君 |
| 5番 林 博 君 | 6番 黒沼 俊幸 君 |
| 7番 後藤 勲 君 | 9番 鈴木 裕美 君 |
| 10番 田中 敏文 君 | 11番 熊谷 善行 君 |
| 12番 深見 迪 君 | 13番 川村 多美男 君 |
| 14番 平川 昌昭 君 | |

○欠席議員（1名）

- 8番 舘田 賢治 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	池田裕二君
副町	長	森山豊君
総務課	長	島田哲男君
	企画財政課長	佐藤弘幸君
税務課	長	武山正浩君
管理課	長	中村義人君
住民課	長	佐藤吉彦君
住民課	参事	蛭田和雄君
住民課	参事	松本修君
農林課	長	牛崎康人君
建設課	長	井上栄君
水道課	長	妹尾茂樹君
育成牧場	長	類瀬光信君
病院事務	長	山澤正宏君
やすらぎ園	長	春日智子君
教育	長	吉原平君
教育管理課	長	高橋則義君
指導室	長	佐々木豊君
社会教育課	長	伊藤正明君
農委事務局	長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	玉手美男君
庶務	係	和田千春君

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長(平川昌昭君) ただいまから、平成27年標茶町議会第1回定例会を開会します。
ただいまの出席議員13名、欠席1名であります。

(午前10時15分開会)

◎開議の宣告

- 議長(平川昌昭君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長(平川昌昭君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、
9番・鈴木君、 10番・田中君、 11番・熊谷君
を指名いたします。

◎会期決定

- 議長(平川昌昭君) 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から3月12日までの7日間といたしたいと思ます。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。
よって、本定例会の会期は、3月12日までの7日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長(平川昌昭君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、行政報告を求めます。
町長・池田君。
○町長(池田裕二君)(登壇) 先の臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましても、印刷配布のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。
なお、次の点について補足いたします。
町立病院の診療体制についてであります。
平成27年度町立病院の診療体制が決定しましたので、ご報告をいたします。

内科については、新年度も院長、副院長の2名体制となります。なお、平成26年4月から内科医師の業務負担軽減と看護師の小児科外来への業務支援を図るため、小児科の外来日に併せて火曜日と水曜日の午後に休診とさせていただいており、引き続き、火曜日と水曜日の午後に休診とさせていただくことについて、ご理解を賜りたいと存じます。

外科については、北大消化器外科Iから1週間又は2週間単位での医師派遣をいただけることになりました。また、週末やゴールデンウィークなど、夜間や休日における当直業務についても、今までどおり医師の派遣をしていただけることになり、このことにより引き続き、救急指定病院としての機能を維持することができます。

小児科については、旭川医大小児科から今までどおり月5回、毎週火曜日と月1回水曜日の医師派遣をしていただけることになりました。

産婦人科については、札幌医大産婦人科学講座医局の特段のご配慮をいただき、引き続き、月1回、火曜日から金曜日までの医師派遣をしていただけることになっております。なお、出張日が前の月にならないと分からないということではありますが、町の広報や病院のホームページなどで周知徹底を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、現在、常勤医師の勤務負担軽減を図るため日曜日の夕方から翌朝までの当直医師について北海道病院協会から派遣をいただいておりますが、4月以降も当直医師の派遣を要請中であります。

道内三医育大学の関係医局にあっては、医局員が増えないという厳しい状況にもかかわらず、当院への医師派遣をいただけることに対し、心から感謝申し上げる次第であります。

町民皆さまが住み慣れた地域で安心して生活することができるよう経営の根幹をなす医師の増員に今後とも努力していくとともに、信頼される医療を提供してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原平君）（登壇） 平成27年第1回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、以下7点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、2月23日開催の教育委員会において、教育委員長任期満了に伴う選挙の結果、委員長に三本雅一さんが再任されました。任期は平成27年2月28日から1年間であります。

2点目は、学校統廃合についてであります。

「学校規模の適正化により教育効果の向上をはかる」ために、将来の児童生徒数の推移等により、PTA・地域全体で統合への話し合いをして頂くこととしております。

この度、2月27日に阿歴内地域振興会長及び阿歴内小中学校PTA会長、学校関係者の

方々が来訪され、阿歴内小中学校について、27年度から3年間、新入学児童がいないことにより将来の児童生徒数が減少傾向で推移することを踏まえ、PTA、地域会ともに協議した結果、「平成27年度末をもって中茶安別小中学校並びに塘路小中学校へ統合することに地域として決定した」旨の申し出がありました。

今後、詳細な事項につきましてはPTA、地域と十分協議を行い統廃合に向けた事務手続き等を進めてまいります。

3点目は、昨年12月に実施いたしました「標茶町学力サポートプラン」について報告いたします。

標茶町では、子どもたちが生き生きと学習に取り組み、「わかった」「できた」という喜びを感じることができるよう平成24年度より12月に「標茶町学力サポートプラン」として町独自に学力調査・生活学習意識調査を実施いたしておりますが、その結果について申し上げます。

まず、標準学力調査ですが、小学校1年生から中学校2年生のすべての学年・教科において、全国平均と同様か、それを上回る良好な結果でありました。同一集団についての昨年との比較でも、小学校のすべての学年・教科、中学校の数学・英語で向上がみられました。

今年度、生活・学習意識調査に替えて導入したアイチェック(i-check)では、生活・学習習慣について良好な状況にあることが確認されました。また、アイチェックでは、自己認識や社会性、学級環境などこれまで以上に、児童生徒の状況を多面的に捉えることができることから、よりきめ細やかな指導に活かしていけるよう支援してまいります。

今回の結果は、先に行われた全国学力・学習状況調査の結果を裏付け、さらにどの学年のどの教科に課題があるのかも明らかになり、今後の指導に生きる重要な資料となりました。

各学校においては、自校の課題について分析し、調査結果で明らかになった課題の改善に向けて取り組むとともに、一人一人の弱点を伸ばす指導の手立てに役立てております。また、教育委員会では、得られた結果をもとに、町の学力向上プランを作成し、町全体で取り組む重点を明らかにするなど、各学校における取組の支援に努めてまいります。

なお、本町は、児童生徒の人数が極めて少ない学校が多く、平均値などの数値がそのまま個人の成績に繋がることが多い現状から、全国学力・学習状況調査と同様、数値的な公表はしないこととしておりますのでご理解を賜ります。

4点目は、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果についてであります。

本調査は、小学校5年生、中学校2年生を対象とし、学力調査同様、本調査で測定できるのは体力の一部であり、学校における教育活動の一側面ではありますが、平成26年度の結果の概略についてご説明いたします。

実技に関する調査は、8種目からなっておりましたが、各種目の得点を合計した体力合計点については、中学校女子は全国平均を上回る結果でしたが、他は全国平均には届きませんでした。全道平均との比較では、中学校男子は全道平均を上回り、小学校女子が全道平均と

ほぼ同様、小学校男子は全道平均に届きませんでした。種目別では、小学校では筋力や持久力、中学校では握力がよい成績でしたが、柔軟性や走力、跳躍力に課題が見られました。

各小中学校におきましては、課題の見られた種目等をもとに体力向上プランを作成し、課題解決にむけた取り組みを図っているところです。また、体力の向上は日常的な体力づくりの取り組みや生活習慣の改善等、家庭の意識向上も重要であり、保護者に向けた啓発等、各学校の取り組みを支援してまいります。

5点目は、町条例に基づく平成26年度の児童・生徒表彰についてであります。

本年度の表彰者数は、前期11月表彰者15名、後期2月表彰者67名で、前期・後期合わせて82名の児童生徒を表彰いたしました。

賞の内訳につきましては、努力賞30名、奉仕賞14名、親切賞13名、体育賞17名、学芸賞8名となりました。

6点目は、町内における各種大会、行事等の開催状況であります。

1月10日には、開発センターにおいて、成人式前夜祭が恩師や新成人合わせて50名が参加し、趣向を凝らしたゲームや小学校から高校までの学校生活などを話題に交流が行われ、微笑ましい前夜祭となりました。また、この企画は新成人が自ら実行委員会を立ち上げ、企画会議を重ねて開催されたものです。翌日、11日には、コンベンションホールういずにおいて、新成人56名が出席され、成人式が晴れやかに挙行されております。

2月7日には、多目的運動広場スケートリンクにおいて、第35回町民スケート大会が開催され、143名が出場し、3つの大会新記録が出ております。

また2月8日、開発センターにおいて、第30回町民憲章推進書道展の表彰式が行われ、478点の作品展の中から、特別賞2名、特選13名、入選45名、奨励賞12名の合わせて72名の方々に賞状をお渡しいたしました。

7点目は、児童・生徒が各種大会、コンクールにおいて、大きな成果を収めましたので、ご報告申し上げます。

12月6日・7日に開催された「第6回西日本選抜女子学童野球岡山大会」に、標茶小学校6年の日野 雅妃さんと横田 采果さんが北海道選抜チーム・北海道スノーホワイトの一員として参加しました。予選リーグを1位通過し、決勝トーナメントでは1回戦で敗退しましたが、3位決定戦において高知県代表チームに7対4で勝利し、見事第3位となりました。

次に1月10日から12日に札幌市で開催の第45回全道中学校スケート大会に虹別中学校3名と標茶中学校、塘路中学校から各1名のあわせて5名の生徒が出場し、そのうち虹別中学校2年の笛木 悟君と同校1年の笛木 麻和さんが全国大会の出場権を得ました。

1月31日から2月3日に長野市で開催された第35回全国中学校スケート大会に笛木 悟君が種目3000メートルと5000メートルの部に、笛木 麻和さん種目1500メートルと3000メートルの部に出場しました。結果は、健闘しましたが予選敗退となりました。

1月31日から2月1日に帯広市で行われた東北海道スケート大会において標茶中学校2年

の金野 日南さんが 1000 メートルで 1 位、1500 メートルで 4 位に入賞し、塘路中学校 2 年の
宍戸 大夢君も 500 メートルで 5 位に入賞しました。

また虹別中学校 3 年の菊地 公椰君が 2 月 14 日に東京都で行われた第 1 回総極真関東空手
道選手権大会において中学生男子重量級・上級の部で 3 位に入賞しました。

文化面では、標茶小学校 1 年の類瀬 藍里さんが「緑化活動啓発作品コンクール」で奨励
賞を受賞しました。また阿歴内中学校 3 年の大谷 真生さんが今年 8 月に釧路市で開催され
る「2015 年度全国中学校バトミントン大会プログラム表紙絵募集」で最優秀賞を受賞し、表
紙絵に採用されることになりました。

今後の児童・生徒のさらなる活躍を期待するものであります。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） ただいまの口頭による行政報告に対しまして、簡易な質疑を認めま
す。

ご質疑ございませんか。

4 番・本多君。

○4 番（本多耕平君） 先ほど町長の病院の診療体制についての報告がございました。その
中で関係機関のご労苦、またご理解もあって医師の態勢は整えたということで 26 年度同様な
診療体制をとっていきたいということがございました。それで昨年ですね内科の一週間のう
ち二日を半日の休診にするということがございました。それも続けていくということでござ
います。私の記憶でですね、その休診体制はいつまで続くのかというときにご答弁の中でい
ろいろな問題を提起されました。1 つとして看護師不足によるお医者さんの過労もあるんだ
ということも提起されておりました。

そこでお伺いしますけれども、看護師の不足についてはですね解消されたのかどうか、そ
れと付け加えますけれども看護師が充当された場合には先般のご答弁にあったようにですね、
週二日の午後の休診はやめて続けていくのかということをちょっとお聞きしたいと思います
が。

○議長（平川昌昭君） 病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） お答えいたします。

まず看護師さんの関係でございますけれども、病棟のほうについては必要な職員数を確保
できている状況にあります。外來のほうにつきましてはいま欠員を生じているところがご
ざいます。そういう状況になってございます。また、火曜日、水曜日の午後休診の関係でご
ざいますが、そういうことで看護師さんも外來の部分、不足の職員がありまして新年度も引
き続き休診という形を考えております。またこの休診をさせていただくもう一つの理由とし
ては内科医師の負担軽減というのがありますけれども、いま現在当院の医師と患者さんとの
関係でいくと医師数は足りない状況になっています。医師標欠という状況になっております。
そういった意味で内科医師の増員を図るということで、これまで務めてきたのですけれど現

時点では医師の増員のめどが、まだたっていないという状況から引き続き火曜日と水曜日の午後に休診とさせていただきたいという考えかたでございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時33分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎町政執行方針

○議長（平川昌昭君） 日程第4。施政方針を行います。

町長から、町政執行方針を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 平成27年第1回定例議会の開催にあたり、町政執行の基本的な方針並びに施策の概要について申し述べ、議員各位を始め、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

東日本大震災から4年が経過しようとしています。今なお24万人を超える方々が住み慣れた家やふるさとを離れ、4度目の冬も困難な生活を強いられています。問われているのは、この国に暮らす誰もが、被災者に寄り添い、思いやる気持ちを忘れることなく、でき得る支援を続けていくことであり、一日も早い原発事故の収束と被災からの復興、そして平穏な日々が取り戻されることを願っています。

国は「地方創生」を最重要課題に掲げ、「やる気のある地方を応援する、数値目標を」と繰り返しています。この言葉自体は、耳新しいのかも知れませんが、これまで何度も地方活性化が唱えられてきました。確かに、国に依存するだけでは何も変わりませんし、地方自らが、「支援制度があるから策を」ではなく、自分たちの町に責任を持つという気概をもって変わらなければ、何も進まないと思います。

かつて誰も経験したことのない、人口減少と少子化・超高齢化が同時進行しています。この不都合な現実には、地方間でのサービスの競い合いや住民の誘致合戦をしても、解決できるとは思われません。

どの町にも総合計画があり、本町におきましても町民の皆様と共に策定した「第4期総合

計画」を基本設計図にまちづくりを進めてきています。

まちづくりとは、総じて人口減対策であり、子育て支援、産業振興、安全・安心な暮らしの確保であります。なによりも、子どもを欲しいと思っている若い世代が望んでいるのは、どこに住んでいても、働きながら、安心して子どもを産み育てることができる環境整備であり、現実に合計特殊出生率 2.0 以上を達成している先進国に習えば、直接給付や負担軽減等の手厚い経済支援であることは言をまたないと思います。

地方でどんなに子育て支援策を充実させても、働く場がなければ、都会へ行かざるを得ません。誰にでもチャンスはありますが、どんなに頑張っても誰もが勝者にはなれません。雇用は、厳密に言えば経済活動であり、市場原理を超えて何ができるのか。例えば安心して暮らして行くために、一番苦慮している医師の確保についてどんな方策があるのかやる気だけではどうにもならない問題があることも、否めない現実であります。

巷間、アベノミクス効果による景気の順調な回復が伝えられています。しかしながら、未だ「儲かった人からの好循環のトリクルダウン」が、津々浦々まで届く気配は感じられてきません。一方、格差の拡大による社会の不安定化への懸念が高まっており、富の再分配と若者、弱者への配慮等「格差是正」が問われているとの指摘もあります。

国の2015年度一般会計予算案は、過去最大の96.3兆円、歳出では、社会保障費が3.3%増え31.5兆円、公共事業費は3年連続の増額で5.9兆円、地方交付税は3.8%減の15.5兆円、国債費は23.4兆円と若干増、歳入では、税収は消費税率の改定と企業業績の改善や賃金増加による法人税・所得税が4.5兆円増え54.5兆円、新規国債発行額は4.1兆円減の36.9兆円で、借金に頼る割合は2014年度の43%から38%に減少し、基礎的財政収支（P B）の赤字を国内総生産比で2010年度から2015年度にかけて半減する財政健全化目標は、達成できる見通しですが、ただ借金の総額は、日銀の国債大量購入による歴史的な低金利で国債の利払い費が抑えられているにもかかわらず増え続け、2015年度末の国と地方の長期債務残高は1,035兆円と前年度末より26兆円増えると見込まれています。

こうした現実を直視すれば、本町の取り得る施策は限定的にならざるを得ず、最優先は産業振興、中でも先人が築き上げてきた、牛を飼うのに最適の環境と恵まれた自然を活かし、酪農・畜産を基幹とする農林水産業の拡充を図り、安定的な経営と新たな可能性を模索して行くことが、将来展望を切り開く道だと考えています。

一方、私たちの暮らしの隅々までグローバル化が波紋を広げています。モノ、カネ、ヒトが自由に出入りするということは、犯罪も病気も国境を超えるということです。激動を続ける時代をしっかりと見据え、これまで本町が育んできた「共に知恵を出し合い、汗を流し、支えあう」協働のまちづくりの理念を基本に、「より安全な、より便利な、より快適な暮らし」の実現を目指して、誰もが健康で安心して暮らして行くことのできるまちづくりに、全力で取り組んでまいります。

本町の平成 25 年度ベースの財政状況につきましては、実質公債費比率は 11.2%、全道降順

で 83 位、将来負担比率は 47.1%、全道降順 75 位であり、経常収支比率は 78.3%と、厳しい財政環境にあります。

歳入の財源は、依然国などへの依存度が高く、国の財政状況を考えますと今後におきましても厳しい状況が予想されます。

第 3 次安倍内閣がさらに進める経済政策は、大企業や大都市では景気の上向き感はあるものの、本町のような地方におきましては、未だに景気回復を実感できないのが現状であり、さらに経済の格差が開きつつあります。

そのような状況下では、自主財源の主軸である町税の大幅な増加は見込めませんが、「納税者の皆様」のご理解をいただき税収の確保に努めてまいります。また、税外諸収入金につきましても、負担の公平性を保つべく滞納整理に努め、その収納対策に力を注いでまいります。

厳しい状況ではありますが、行政課題にはきめ細かに取り組み、さらなる発展を目指してまいります。

平成 27 年度において取り組む主要な施策として 1 点目は、農業振興対策として、農業研修センターを核とし新規就農者の支援をしてまいります。

2 点目は、子育て支援対策として、中学生までの医療費を無料化にするとともに、子育て応援給付金を支給します。

3 点目は、教育対策として、磯分内小学校校舎及び屋体改築工事を着実に進めるとともに、中茶安別小中学校講堂防音工事に着手します。

4 点目は、安全安心対策として、公共施設の計画的な耐震化を進めるとともに、拠点となる施設に非常用自家発電機を整備します。

5 点目は、生活環境対策として、ゴミ焼却施設の改築及び最終処分場の第 2 期工事に向け、引き続き生活環境影響調査を行い、実施設計等に着手します。

以下、施策の概要について申し述べたいと存じます。

1. みどり豊かなまちづくり

本町は、自然と共生しながら人々が暮らしと営みを刻んできた町であることから、引き続き環境と調和するまちづくりに取り組んでまいります。

水資源として貴重な財産である「釧路川」、「別寒辺牛・ホマカイ川」、「西別川」の上中流域に位置する本町の任務を踏まえ、流域の各自治体、団体及び住民との連携を引き続き進めてまいります。

生活と生産から排出される廃棄物につきましては、ゼロ・エミッション思想を基に、地域のご理解とご協力をいただきながら、再資源化、減量化の取組を進めてまいります。また、ゴミ焼却施設の改築、最終処分場の第 2 期工事に向けて、生活環境影響調査を実施し、実施設計等に着手してまいります。

不法投棄対策につきましては、地域団体や企業とともに「自然の番人宣言」の思想の普及と啓発を図るとともに、セカンドステージとして、取り組みの輪を広げ、違法行為に対しま

しては、厳しい姿勢で対処してまいります。

地球温暖化防止に対する取組につきましては、引き続き太陽光エネルギーを利用する住宅用発電システムを設置された町民への報償制度を推進し、二酸化炭素の排出削減に努めてまいります。また、再生可能エネルギー買取量の増加に伴い、年々電気料金へ上乘せされる賦課金が上昇し、電気料金上昇の一因とされていますが、引き続き、ほっとらいふ制度により、賦課金相当の助成を行ってまいります。

2. 健やかに暮らせるまちづくり

高齢化が急速に進行する中、「一人の不幸も見逃さない」との基本理念を踏まえた各種の福祉施策を展開するとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らして行けるよう、町内会・地域会、民生児童委員協議会や社会福祉協議会を始めとする関係団体と連携し、地域力の向上に努めてまいります。

保険医療につきましては、国民健康保険事業の適切な運営を図るとともに、各種医療給付事業の適切な運営に努めてまいります。また、健康づくり思想を普及・啓発するため、関係機関や関係団体と連携して、健康まつりなどの事業展開を図るとともに、受診者の利便性を考慮し、特定健診や各種がん検診を同時に受診できる総合住民健診を引き続き実施してまいります。脳ドック検診の一部助成や、保育所、幼稚園における幼児のフッ化物洗口についても引き続き実施してまいります。

町立病院の運営につきましては、現状の医療体制を維持し、町民の命と健康を守り、安心して生活できるよう努めてまいります。

介護保険事業につきましては、安心して生き生きと日常生活を送られるよう利用者の尊厳を守り、利用者本位の質の高いサービス提供を目指すとともに、第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の着実な実施に努めてまいります。

障がい者福祉の充実につきましては、障がい者や障がい児が、地域で、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活が営まれるよう、相談支援体制の充実や地域で暮らせる環境づくりに取り組むなど、第4期障がい者福祉計画の着実な実施に努めてまいります。

3. 安心して暮らせるまちづくり

道路は、あらゆる分野を支える社会資本の基盤として、安心して暮らせるまちづくりに重要な役割を果たしております。

国道では、391号線「五十石橋」の架け替え工事が順調に進捗しており、今後も重要幹線としての国道・道道の整備につきましては、継続して地域要望を中心に要請してまいります。

町道につきましては、継続中の改良舗装事業の早期完成に努めながら、防災及び安全性を観点とする橋梁の長寿命化事業につきましても、計画的に補修を実施してまいります。

要望の多い経年劣化による舗装及びクラックの補修につきましては、全町的な課題となっておりますことから、補助事業等の採択を国などへ強く要望するとともに、当面は優先順位

を定めた中で補修に努めてまいります。

河川管理につきましては、災害に備えて効果的な改修や障害物の除去などに努めてまいります。

交通安全施設の整備や災害時の対応、除雪体制につきましては、パトロールによる情報収集のほか、町民の皆様からの情報も得ながら、民間事業者との任務分担を図りつつ、町民の皆様の協力のもと、より安全安心な生活を送ることができるよう努めてまいります。

公共交通機関としての町有バスにつきましては、沿線の地域会と連携を図りながら、地域住民の足として適切に運行してまいります。

J R 釧網本線につきましては、引き続き「湿原ノロッコ号」や「S L 冬の湿原号」を、観光資源としての活用を図るほか、「釧網本線利活用推進協議会」の活動などによる路線の維持に努めるとともに、通勤、通学生の利便性向上を求めてまいります。

都市計画につきましては、都市計画審議会において議論をいただきながら、都市計画マスタープランを基本に、町民が快適で安全に生活を送ることができる都市づくりに努めてまいります。

都市公園につきましては、交付金事業による遊具の更新や長寿命化計画に沿ったより安全安心な施設整備を推進してまいります。

上水道事業につきましては、道路改良工事と合わせた配水管の整備及び更新を行うとともに、引き続き有収率向上のための漏水調査を実施してまいります。

下水道事業につきましては、磯分内処理場の恒久対策及び増設工事を行うとともに、老朽化した標茶処理場設備の更新を行なってまいります。また、集合処理区域外の生活排水を適切に処理するために合併処理浄化槽の整備を推進し、公衆衛生の向上を図ってまいります。

町営住宅の整備につきましては、昨年再開しました磯分内団地の建替事業を継続し、磯分内北団地からの入居者移転を図ります。そのほかの町営住宅整備につきましても、長寿命化計画に沿って需要動向に即した適正な住宅供給を図ってまいります。

建築行政につきましては、住宅に関する情報提供に努めるとともに、耐震化を始めとする、住宅や建築に関する相談への的確な対応に努めてまいります。

移住の促進につきましては、本町の存在を広く知っていただくための情報発信と、地域環境などへの問い合わせ等に対するきめ細かな対応に努めてまいりますとともに、「お試し暮らし住宅」が積極的に活用される環境を整えてまいります。

安全で安心なまちづくりには、防災・消防機能の整備とともに、地域住民自ら防災意識を高めることが重要であります。災害時における防災や減災につきましては、初期対応を担う地域会・町内会活動が不可欠であり、自主防災組織の設立に向けた支援を行うことと合わせ、防災訓練を継続して実施することにより防災対策と意識高揚を図ってまいります。また、消防機能の強化につきましては、消防団員の活動を強化するため、装備品の充実を図り、団員の安全確保と意識向上を目指してまいります。

現在、災害時の停電対策として進めている拠点避難所への非常用発電機につきましては、開発センター、塘路住民センターの2か所に設置するとともに、災害備蓄品につきましても拡充を図ってまいります。

公共建築物の耐震化につきましては、「標茶町耐震改修促進計画」に基づき計画的に進めており、平成27年度は林業センターの補強工事などを実施してまいります。また、個人住宅につきましても、引き続き耐震改修費助成制度を推進し、防災まちづくりの強化を図ってまいります。

交通事故のない安全なまちづくりのために関係機関、学校、保育所等との連携を図り、交通安全の思想普及、啓発活動を推進するとともに、交通安全設備等の整備に努めてまいります。

野生大麻の撲滅に向けましては、引き続き地域会や関係団体と連携し取り組んでまいります。

しべちや斎場につきましては、引き続き指定管理者制度を導入し、管理運営を行ってまいります。また、大規模停電時に備え、他の公共施設と共用できる移動式発電機を設置してまいります。

ドクターヘリの運行につきましては、広域救急医療体制が確立され、大きな成果を挙げています。今後とも運行調整委員会の一員として事業の円滑な推進に努め、町民の皆様の安心感の確保を図ってまいります。

消費者対策につきましては、消費者を取り巻く環境が、詐欺的商法などにより危険性が増大していますので、啓発活動として、広報紙を通じリスク回避のための情報提供に努めるとともに、多様化する消費生活相談に対応する体制の確保を図るとともに、被害を未然に防止するため、「消費者被害防止等生活安全ネットワーク」を活用したきめ細やかな情報提供に努めてまいります。

4. 活気あふれるまちづくり

基幹産業の酪農につきましては、平成26年の生乳生産量は、対前年比96.1%、14万9,500トンと6年連続の減少となりました。

主な要因につきましては、離農・休農の減少分をカバーできなかったことによるのですが、草地更新間隔の長期化の影響による飼料品質の低下も指摘されております。さらには、国の経済政策が誘導した円安は、飼料を始めとした輸入資材の高騰をもたらしており、経営の安定化を図るためにも、良質な自給飼料の確保が喫緊の課題となっております。

管内主要河川の上中流域で大半が営農されている本町にとりまして、下流域の住民、産業に対する環境負荷の軽減、水質保全是至上命題であり、消費者の理解を得るためにも、家畜ふん尿や畜舎排水の適正管理・処理について早急な対応が求められております。また、農家戸数の減少が、生産量や農地の利用、ひいては地域コミュニティの維持にも影響を及ぼしており、担い手の育成も引き続き大きな課題であります。

これらの課題に対しましては、引き続き標茶酪農再興事業として3点について重点的に取組を進めてまいります。

1点目は、土壌分析を基にした適正な施肥設計による草地更新の推進であり、生産者の負担を軽減し、草地更新のテンポアップとともに、栄養価の高い飼料の生産を推進してまいります。

2点目は、バイオガспラント及び畜舎排水処理施設設置に対する支援を行い、環境に配慮した生産を推進してまいります。

3点目は、JA、雪印種苗と設立した株式会社TACSしべちの生産開始に向けた取り組みを支援するとともに、新法人とも連携し、実習生や新規就農希望者の受入れと育成に取り組んでまいります。

昨年4月に根釧JA組合長会から要請を受けました食肉加工センターの設置につきましては、多くの課題がありますが、関係機関、団体等と緊密な連携を図りながら引き続き最大限の努力を重ねてまいります。

標茶町育成牧場は、家畜ふん尿の有効活用を基軸とする地力と植生改善の取り組みを継続してまいります。これにより飼料用作物の増産と粗飼料の品質向上を図り、質の高い後継牛の安定供給に努めてまいります。

また、TPP交渉につきましては、その目的は原則、関税撤廃を目指すものであり、本町への影響は極めて大きく、生産だけではなく地域が崩壊しかねない危険性をはらんでおり、国の食料生産を守るためにも消費者の理解を得ながら断固として反対してまいります。

林業につきましては、円安により輸入材と国産材の価格差が縮まっているものの、システム全体における効率化はさらに必要であり、国においては、森林・林業再生プランの実践により、持続的な森林経営の確立、国産材の安定供給体制の構築を図り、森林の多面的機能の発揮や山村地域の活性化、低炭素社会構築へ寄与しようとしています。

その方策の一つとして、本町におきましても林業専用道による路網整備を引き続き推進するほか、既設林道等の維持補修を行ってまいります。また、農林業に甚大な食害をもたらしているエゾシカ対策につきましては、引き続き猟友会のご協力をいただきながら、鳥獣被害対策実施隊による有害駆除頭数の増加を図るとともに、農林業者の自衛策として、わなの活用を積極的に推進してまいります。

漁業の振興につきましては、漁獲の主力でありますワカサギ資源増殖事業へ引き続き支援を進めるとともに、漁場であります湖沼の環境保全に地域住民とともに努めてまいります。

商工業の振興につきましては、商工会と密接な連携を図りつつ、魅力ある商店街づくりや出前商店街などの意欲的な取組を促進するほか、G o G o チャレンジショップ事業を引き続き推進し新たな起業を支援してまいります。

経営資金の需要に対しましては、金融会議などの議論を踏まえ、必要とされる支援の効果的な運用を図ってまいります。さらには、町広報紙への低廉な有料広告掲載等により、事業

活動の支援を引き続き行ってまいります。

観光の推進につきましては、観光振興計画に沿って、本町の持つ自然環境や産業遺産、観光施設などを生かし、観光協会を始めとする関係団体や圏域関係機関と連携を強化し、引き続き積極的に取り組んでまいります。

雇用環境につきましては、依然厳しい状況下ではありますが、単独公共事業の早期発注、冬期雇用対策事業の展開、町内における起業や事業拡大及び企業誘致の推進や進出に対する支援を行うなど、商工会等とも連携し、雇用の機会拡大を目指してまいります。

5. 笑顔あふれるまちづくり

子育て支援につきましては、新たに制定しました標茶町子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域社会全体として、家庭・学校・保育所・関係団体と密に連携を図り、取り組みを進めてまいります。

子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、中学生までの医療費の無料化と子育て応援給付金の支給を実施してまいります。また、子育て応援チケット「みるくっく券」の拡充も図ってまいります。

児童福祉の中核であります保育所につきましては、引き続き適正、かつ効率的な運営を進めるとともに、さくら保育園と幼稚園の合築によるメリットを生かした保育を進めてまいります。さらには、身近な子育て相談や母親同士の交流の場でもある子育てサロン、発達に課題を持つ児童の療育など、子育て支援センターや子ども発達支援センターを中心として、家族への支援を含めた育児支援を展開してまいります。

学校の耐震対策につきましては、昨年度着手しました磯分内小学校校舎及び屋体の改築工事を着実に進めるとともに、中茶安別小中学校講堂の防音工事に着手してまいります。

標茶高等学校におきましては、地域活動への参加を通じ、多岐に渡って本町の活性化に寄与しており、次代を担う若者達の元気な活躍は本町にとってなくてはならない貴重な財産であり、引き続き教育振興会を通じた支援を行ってまいります。

合宿の誘致につきましては、地域経済に対する好影響と児童生徒の技術向上につながっていることから、誘致委員や関係団体と連携し積極的に進めてまいります。

6. とともに進めるまちづくり

「まちづくり」は、町民の皆様が生活する地域の活性化が重要であり、それは行政主導ではなく主権者たる町民と町民から選ばれた議会がそれぞれの役割を意識し、お互いに支え合い、行動していくことだと考えております。

本町において脈々と受け継がれてきた「協働のまちづくり」の理念は、我が町の誇りでもあり、その礎となります町内会・地域会の活動は、本町の「まちづくり」の根幹でもあります。この理念が、世代を超えて受け継がれ、「まちづくり」に寄与されるよう、活動の主体性を尊重し、必要とされる協力と支援を行ってまいります。また、行政と町民の皆様との間には情報の共有化は不可欠であり、今後におきましても、広報広聴活動の充実に努めてまいり

ますとともに、各種団体、特に女性団体の主体的な活動を促進し、合わせて審議会や各種委員会などへの積極的な女性の参画を進めてまいります。

行政の自主性を発揮するためには、財政の健全化及び自主財源の確保は避けて通れない最優先課題ですので、納税者である町民皆様のライフスタイルの多様性に対応するため、納付しやすい環境の整備を目的に、コンビニ収納を実施してまいります。

平成 27 年度におきましても、限られた財源で多様な住民ニーズに応える行政サービスを展開していくために、新たな 5 年間の第 4 期行政改革実施計画に基づく取り組みを核とし、行政の効率化及び課題推進を図るための適切な組織体制を構築するとともに、新たに標茶町公共施設等総合管理計画の策定を進め、健全な財政運営を図りながら行政改革の基本理念である「自律と協働のまちづくり」を目指して住民とともに考え、行動する「まちづくり」に取り組んでまいります。

以上、平成 27 年度の町政執行に臨む方針の一端を述べさせていただきました。

自然災害が頻発しています。地球温暖化が誘引する異常気象や台風、地震、火山噴火が相次いでいます。

本町は、他の地域と比べて自然災害も少なく、安全に暮らすことができ、先達に感謝していますが、昨今の異常気象は経験したことのない災害の連続で、いつ何時本町で起こるか誰も予測できません。

本町でも昨年末、発達した低気圧の根室沖停滞による暴風雪は、数年に一度の大荒れとなり、強風や重たい雪による倒木や電線への被害が、停電や通行止めの長期化を招きましたが、地域の皆さんの協力もいただきながら迅速に対応ができ、幸いにも深刻な被害はありませんでした。しかしながら、年が明けてからも幾度となく暴風雪に見舞われ、主要道の長期間の通行止めを余儀なくされ、2月14日からの暴風雪では、孤立状態となった虹別地域の大半で、停電が18時間以上続き、暮らしや産業へ深刻な影響を及ぼしました。

人間は、自然をコントロールできませんし、想定外は想定できませんが、現実的にどこまで想定するかが重要であります。特に冬季間、停電が長引いた時の対策は早急な検討が必要と考えています。

自分の身の安全は、自分で守ることが原則ですが、そうできない方々の安全確保が最優先課題であり、隣、近所、地域の助け合う心を大事に、先人に習い、日頃から声かけや見守りを続け、備えることが大事だと思います。

そして誰もが「住んでよかった、これからも住み続けたい」と思える元気な声と笑顔あふれる町を目指して、町民が主役、主体のまちづくりに全力で取り組んでまいります。

町民の皆様並びに町議会、各団体のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、町政執行方針といたします。

◎教育行政方針

○議長（平川昌昭君） 続いて、教育長から教育行政方針を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 標茶町議会第1回定例会にあたりまして、平成27年度教育行政方針をご説明させていただき、町議会並びに町民各位の深いご理解とご協力をお願いする次第であります。

はじめに昨年、3人の日本人科学者がノーベル賞を受賞したことは、私たちに夢と希望を与えてくれました。彼らが発明し実用化を果たした青色発光ダイオードは、世界中を明るく照らすのみならず、エネルギー問題解決への貢献も期待されています。資源の乏しい我が国にとって、目標の実現に向けた粘り強い取り組みを通して、未知の分野を切り開き、新しいものを創り出す人材こそが資源であり、そのための教育の役割は極めて大きいものであると改めて感じているところであります。

国においては、教育基本法の教育理念のもと、学校、家庭、地域社会がそれぞれの教育機能を発揮し、子どもたちが夢と希望を持ち、心豊かに逞しく「生きる力」を育てていくことが求められております。

その根本に流れる考え方は、学校、家庭、地域が連携しながら、まちぐるみで学ぶ心を育て、人を育て、自らも育ち、生きがいや活力あふれる町民を育てていくことであります。

本町におきましても、社会の変化と教育改革の動向を踏まえ、町民一人ひとりの個性や能力、主体性や意欲を尊重するとともに、教育をめぐるさまざまな今日的課題に対応し、諸施策を展開してまいります。そのために、学校・家庭・地域の連携を深めながら、町民が心豊かに学ぶことができる教育諸条件や教育環境の整備を推進してまいります。

1. 学校教育の充実

学習指導要領においては、「生きる力」の理念のもと、子どもたちに確かな学力、豊かな心、健康な体をバランスよく育成することが強く求められております。

「生きる力」を育成するためには、校長の経営ビジョンを教職員が共有し、一丸となって学習指導要領の理念や内容を学校の教育計画に具体化するとともに、日々改善を進める学校経営が重要になってまいります。

以下、教職員一人ひとりが教育公務員としての自信と誇りを持ち、保護者や地域の信頼に応える、魅力ある学校づくりを推進する学校教育の施策について大きく7点にわたって申し上げます。

《信頼に応える魅力ある学校づくりの推進》

学校が、保護者や地域の信頼に応え、子どもの健やかな成長を図っていくためには、学校、家庭、地域が目指す目標や成果と課題を共有し、共に「生きる力」を育む教育を推進することが肝要であります。以下、そのための方策について申し上げます。

(1) 生きる力を育む教育課程の編成・実施・改善

学習指導要領においては、知・徳・体の調和のとれた教育課程を編成することが求められています。知識・技能を活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力の育成、言語活動の充実、学習習慣の確立など、学習指導要領の理念や趣旨を生かした教育課程の編成・実施・改善に取り組んでまいります。

小学校においては、5年生から導入された外国語活動において、これまでの成果を踏まえ、ALTを効果的に活用しながら、コミュニケーション能力の素地を養うことに努めてまいります。

中学校においては、武道・和楽器の学習につきまして引き続き支援し内容の充実を図ります。

(2) 学校評価を活用した学校運営の改善

学校運営は、現状に満足することなく、日々改善を進めることにこそ教育本来の営みがあり、その取組の過程と成果が、信頼される学校づくりにつながるものであります。そのために、自校の課題を的確に把握するとともに、校長の経営方針・経営重点の共有化、共同化を図り、組織的・継続的な学校運営改善サイクルを確立し学校運営の改善に努めます。

また、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めるため、家庭や地域と長期・短期における目標や具体的な方策の共有を図り、共に課題を踏まえた着実な改善に取り組んでまいります。

そのコミュニケーションツールとして、全ての学校において、学校の自己評価を実施・公表・対話するとともに、学校関係者評価を実施してまいります。なお、学校評議員制度の導入校においては、その趣旨を学校改善に生かしてまいります。

(3) 教員の質の向上

子どもたちの「生きる力」の育成を目標に教育活動を行う学校にあっては、教員の質の向上が重要になることはいふまでもありません。教職に対する熱い情熱と、高い使命感、実践的指導力を身につけ、質の高い教育を保証することが求められております。そのために、教師は授業で育つことを基本とし、計画的・組織的に校内研修に取り組み、その成果を公開・交流し、指導力の向上に努めてまいります。

平成 27 年度は研究指定校を 3 校とし、指導力向上を目指す学校、及び研究成果を広く公開する学校を支援してまいります。また、教員が積極的に自己研鑽を図り、意欲を持って教育活動に取り組めるよう、指導室の学校訪問や情報提供を充実させるとともに、各種研修会・講座の開催や、参加への呼びかけ等支援してまいります。

《確かな学力の育成》

確かな学力の育成には、学習意欲を基盤とした、基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などの能力及び主体的に学習に取り組む態度を育むことが求められております。

以下、そのための方策について申し上げます。

(1) 基礎・基本の確実な習得と活用能力の育成

これらの指導にあたっては、基礎・基本を明らかにした指導計画を作成するとともに、体験的な学習や問題解決的な学習に取り組み、児童生徒が学習の見通しを立てたり、学習を振り返ったりする活動、自分の考えをまとめ、根拠をもって発表する活動などを計画的に取り入れ、「わかった」「できた」という喜びを実感できる授業を支援してまいります。

なお、確かな学力の育成においては、その前提として、子どもたちの学力や学習の状況を的確にとらえ、実態に応じた指導の工夫や改善を家庭と連携して行うことが大切であります。そのため本町においては、町標準学力調査や全国学力・学習状況調査等により、「基礎・基本」や「活用力」の定着の状況、「学習に対する意識」等を詳細に把握し、実効性のある学校改善プランの策定・点検・見直しを支援するとともに、学校における指導の充実に生かしてまいります。また、子どもをつまづきをフォローし、基礎・基本の定着や思考力・判断力・表現力を身に付ける授業を実現するための教育環境の整備に努めてまいります。

その一つとして、昨年度、小中学校のすべての通常学級に配置した実物投影機の有効な活用に向けた支援をしてまいります。さらに、小学校においては、新しい教科書の採択に関わり各学校に教師用指導書を準備し、教材研究や研修等に活用いたします。

(2) 個に応じたきめ細かな指導の充実

各教科等の指導にあたっては、指導時数を十分確保し、児童・生徒の実態に応じ、習熟度別・少人数指導やティーム・ティーチングなどの学習形態の工夫、発展及び補充的な学習の工夫などを通して、きめ細かな指導の充実を図るとともに、一人ひとりが学習に意欲を持って取り組めるよう支援してまいります。また、指導と評価の一体化を図る観点から、評価方法や評価内容を見直し、一人ひとりに応じた指導の充実に努めてまいります。

(3) 生活習慣の確立

確かな学力の育成には、家庭における食生活や学習習慣など、生活習慣の確立が不可欠であります。そのため、今後も学校、家庭、地域が連携し「早ね、早おき、朝ごはん」の運動を引き続き推進するとともに、計画的な家庭学習の課題を提示するなどに取り組み、家庭における学習習慣の定着に努めてまいります。

(4) 今日的な教育課題への対応

自己の進路や生き方の選択に生かし、夢や希望を持って将来を設計するために取り組んでまいりましたキャリア教育や食に関する教育についてもその充実を図ってまいります。また、情報社会において適正な活動を行う基になる考え方と態度を養うため、学校や家庭との連携を図りつつ、インターネットや携帯電話の利用等における情報モラルを身に付ける指導に取り組んでまいります。

《豊かな心の育成》

道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性の育成には、道徳の時間を要として、教育活動全体を通じて行われることが重要であることから、以下の点について取り組んでま

います。

(1) 道徳教育の充実

幼児期においては規範意識の芽生えを培い、小学校においては道徳的価値観の形成を図る指導と自己の生き方についての指導を、中学校においては人間としての生き方を見つめさせる指導の充実を図ってまいります。また、特別活動や総合的な学習の時間などを活用し、自然の中での集団宿泊活動や職場体験活動、奉仕体験活動などの体験活動を一層推進し、道徳性の向上に努めてまいります。

そのために、道徳教育の校内における推進体制を確立し、「私たちの道徳」を活用した道徳の授業の一層の充実に努めてまいります。

なお、学校と家庭、地域と道徳的価値を共有し、連携して道徳的心情や実践力を育てる観点から、今年度も、道徳の時間の組織的・計画的な授業公開をはじめ、豊かな心の育成に関わるさまざまな学校での取り組みを公開するよう努めてまいります。

さらに、問題行動等の未然防止に向けた「非行防止教室」の継続的な実施にも努めてまいります。

(2) いじめや不登校への対応

平成 25 年 6 月に成立いたしました「いじめ防止対策推進法」を受け、各学校におきましては、「学校いじめ防止基本方針」のもと、すべての子どもたちが安心して生活し、共に学び合う環境をつくっていくことが求められております。

いじめや不登校への対応は、未然防止、早期発見、早期対応が解決の最大の近道であることを踏まえ、家庭や地域、関係機関との連携を図りつつ、その対応に努めてまいります。とりわけ、いじめ問題については、これまで取り組んできたいじめ実態調査を、引き続き実施するとともに、リーフレットの活用を通じて家庭と成果や課題を共有し、学校、家庭、地域が一体となった取組を充実してまいります。

また、子どもたち自らいじめの問題について考え、よりよい人間関係づくりを実現するため、「児童生徒によるいじめ根絶に向けた 1 学校 1 運動」の取組を推進するとともに、「いじめ根絶子ども会議」を開催し、町内の子どもたちが各学校の取組を交流し合い、その様子を紙面に紹介し、各学校の取組を積極的にアピールすることで、家庭や地域と連携した活動へ発展させていきます。

不登校への対応については、小 1 プロブレム、中 1 ギャップなど環境の変化による不適応状況を予防するため、幼保小中連携を図るとともに、学習・生活に関するガイダンスを実施するなど、学校に溶け込むための取組の充実に努めてまいります。

(3) 読書活動の充実

読書は、豊かな心の育成や学力の基盤として、今後も重視してまいります。各学校においては、子どもたちが日頃から読書に親しむことができるよう学校図書館の活性化、読み聞かせや朝の短い時間を活用した一斉の読書タイムの設定など、豊かな心と確かな学力を支える

読書活動の充実を推進してまいります。また、今後も町立図書館との連携を図り、子どもたちに読書の楽しさを伝え、読書の習慣化につながるよう努めてまいります。

《子どもの健康な体の育成と安全》

体力は、生活をする上での気力の源であり、体力・知力・気力が一体となって、人としての活動が行われていくものであります。

このように、体力は「生きる力」の極めて重要な要素となっていることから、児童生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣等の状況について、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を踏まえ、体育・健康に関する指導の改善を図るとともに、子どもの体力向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することに努めてまいります。

健康指導では、学校保健安全法が定める検診の充実はもとより、生命の尊厳や人間教育を基盤とした性教育の推進、薬物乱用防止教室の実施、疾病予防や事故防止等、健康管理に努めてまいります。

先の東日本大震災以降、児童・生徒の健康・安全への指導の重要性が高まっております。安全指導では、学校の危機管理マニュアルの機能充実に努めるとともに、交通安全指導や防災訓練を関係機関と連携の上、計画的に実施し、交通事故や校内事故等の予防指導とともに、小学校を中心とした学校安全マップの整備・充実を進め、通学路、学校施設・設備の日常点検に努めてまいります。また、不審者の校内侵入時や校外での遭遇時に子どもたちが適切な退避行動をとれるように、引き続き指導を徹底してまいります。

防災教育につきましては、危機について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるように、学校の教育活動全体を通してその体制整備に努めてまいります。

児童生徒の登下校や校外時などにおける安全確保につきましては、学校、家庭、地域、ボランティア団体、警察等のご協力をいただいております。今後も、その連携をより広く構築いただけるよう努めてまいります。

学校給食は、子どもたちの食生活や食習慣と密接に関係することから、学校、家庭、地域との連携を図りながら食育推進の一翼を担ってまいります。また、老朽化した調理機器の更新を行います。今日、学校給食においても食の安全性がより求められております。使用食材の厳選、地場産品活用、衛生管理及び栄養バランスのとれた献立など、安心、安全で美味しい学校給食の充実を努めてまいります。

《特別支援教育》

特別支援教育につきましては、各学校における取り組みの交流や研修を通して教師の専門性の向上を図るとともに、校内支援体制の更なる充実に努めてまいります。また、特別支援学校との連携を図った校内の取組の充実と、校種間の連携を進めるとともに、個別の教育指導計画や支援計画の作成と活用の促進に努めてまいります。さらに、障がいのない子どもとの交流及び共同学習を一層推進し、相互理解と認識を深めるための指導の充実に努めてまいります。

なお、特別支援教育支援員の配置につきましては、よりきめ細かな支援の必要性から標茶小学校に4名、標茶中学校に3名配置することとします。

《幼稚園教育》

近年の子どもの育ちの変化や社会の変化に対応し、家庭との連携を深め、幼児の健やかな成長を図ってまいります。また、小学校教育との円滑な接続を重視し、小学生との交流を一層推進するとともに、幼稚園における多様な体験や幼児同士の言葉による伝え合いができるよう、幼稚園教育の充実に努めてまいります。

就学前の幼児教育の確立のため、さらに保育園との連携を深めるとともに、合築施設の長所を活かした運営に努めてまいります。

幼保一体化につきましては、国の動向を踏まえ関係部局と連携し、子どもたちへのより良い環境づくりに向け意を配してまいります。

《教育環境の整備》

教育環境の整備につきましては、教育効果の向上を図るためには重要な課題であります。児童生徒の立場にたち、各学校の児童生徒数の将来動向等に留意のうえ、PTA及び地域振興会等への情報提供を行い、児童生徒へのよりよい環境づくりに努めてまいります。

スクールバス運行につきましては、児童生徒の安全を第一に関係機関の連絡体制をより密にし、安全運行の指導徹底を講じてまいります。また、スクールバスの老朽化による車両更新を図ります。

学校施設等整備につきましては、磯分内小学校校舎・屋体改築工事並びに中茶安別小中学校講堂防音工事を進めてまいります。また、維持補修および衛生管理、教材・器具等の整備につきましては、適切に対処してまいります。

2. 社会教育の充実

本年度は、標茶町社会教育第7次中期計画の3年目になります。この2年間の具体的な取り組みの検証と評価に基づき、社会教育委員会を中心に、各種委員、団体及び住民の皆様の協力を得て、生涯学習の理念を踏まえ、社会教育を推進してまいります。

《社会教育の推進》

社会教育の推進につきましては、住民一人ひとりが充実した人生を送るために、自発的、自主的に行う学習活動の成果を活用し、自己の研鑽と社会の形成に主体的に参画しながら、「地域づくり」、「人づくり」を進めていくことが、社会教育の目的であると考えます。具体的には、住民の学習活動の拠点である社会教育施設が核となり、地域課題や生活課題と併せて、学習機会の創造に努めます。また、他の高等教育機関の機能も積極的に社会教育事業に活用し、町民の学習要求に応えてまいります。

なお、公民館運営にあたっての館長の地域化・非常勤化については、現状での困難性を認識しつつも先を見据え、検討してまいります。

《家庭教育への支援》

家庭教育につきましては、全ての教育の出発点である乳幼児期からの親子の絆、家族とのふれあいが、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観や社会的なマナーを身につける重要な役割を担うものであります。しかし、少子化や核家族化により、子育てに不安や悩みを抱える親の増加が危惧され、社会的な支援が求められています。このため、子育て支援センターをはじめとする関係機関との連携により、家庭教育の支援に努めてまいります。

《青少年教育の充実》

青少年の健全育成につきましては、家庭、学校、地域それぞれが役割を担い、全町的かつ総合的に推進することが重要であります。今後とも各機関、団体等と連携して、青少年に良好な環境づくりに努めます。また、標茶町青少年健全育成推進連絡協議会の機能が充分発揮できるよう支援してまいります。

少年の活動につきましては、学年、地域を異にする児童・生徒の交流を促進するとともに、自然体験学習やボランティア活動を通して、「自分を表現する力」「協力する力」「あきらめない力」を引き出し、自主性・自発性を養うため、本年度も「しべちゃアドベンチャースクール」を開講いたします。また、地域の人材を活用し、子どもたちに遊びや体験を通して知恵や工夫することを伝える「地域子ども教室」を幅広く展開し、少年の社会性や自立心を育むための支援に努めてまいります。

青年の活動につきましては、若者自身が感じている生活課題や地域課題に向き合い、若者がもつ発想や行動力を生かせるネットワークづくりに取り組みます。また、近い将来、社会人の仲間入りをする高校生を対象に、体験学習や少年の主張大会等、児童・生徒を対象とした事業のボランティアスタッフとして、社会的役割に参画できる機会の提供に努めます。さらに、成人式前夜祭の開催に向けた、新成人による実行委員会を支援します。

《成人教育の充実》

成人の活動につきましては、公民館等を中心として趣味の講座や健康づくり教室、レクリエーション等、心の豊かさを実感できる事業から、家庭や地域を取り巻く様々な課題を解決するための学習支援まで、多岐にわたる事業が行なわれております。

引き続き学習機会を充実させ、潜在的な学習需要を持つ町民に対し、学習意欲を高めるための情報提供と支援に努めてまいります。また、女性の活動では、女性のつどいや男女平等参画フォーラム等をはじめ、まちづくりにも多くの場で女性の視点から積極的に参加しており、今後とも女性団体の活動支援に努めてまいります。

《高齢者教育の充実》

高齢者教育につきましては、趣味を持ち健康的な生活とスポーツを楽しむことや、地域活動に参加する機会の確保が重要であり、ますます高齢化が進む中、各公民館で行われている「各種講座」や「たんちょう大学」等の学習機会の充実が求められております。また、地域の子どもたちとの異世代交流活動などを通じて、高齢者が文化・習慣・技術の伝承者として

尊敬され、豊富な経験や知識・技能が次世代に受継がれることが必要であります。今後とも高齢者が健やかで充実した生活を営むことができるよう、公民館講座等の充実と社会参加の機会の確保に努めてまいります。

《文化の振興》

文化の振興につきましては、各種公民館講座をはじめ町内の社会教育施設を拠点として活動する、社会教育認定団体の自主的な文化活動や地域の特色を生かした総合文化祭・各地区文化祭、更には住民有志の企画・運営によって開催される文化講演会等に対する支援を継続するとともに、広く町民に優れた芸術・芸能の鑑賞機会の提供に努めてまいります。また、標茶の礎を築いた郷土の歴史・文化を伝承する講座等を引き続き開催してまいります。

《文化財の保護と活用》

文化財の保護と活用につきましては、町にとって歴史上または学術上価値の高い有形・無形・天然記念物を標茶町文化財保護条例に基づき、町指定文化財として現在8件を指定しております。

特に、創建当時の建造物として現存する国内最古の旧北海道集治監釧路分監本館である郷土館をはじめとする指定文化財の適切な保存および活用に努めてまいります。また、北海道の埋蔵文化財に登録されている包蔵地は釧路湿原国立公園付近をはじめ、町内全域に210か所が確認されており、全道有数の包蔵地を抱えております。これらの適切な保存と関係機関、団体と連携した活用に努めてまいります。

《スポーツの振興》

「スポーツは世界共通の人類の文化であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利である」とのスポーツ基本法の理念に基づき、住民のだれもが「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境を整え、体力の向上、精神的なストレスの発散などと合わせて、健康の保持増進に資することが一層求められております。

スポーツの普及・振興につきましては、子どもから高齢者を対象にした各種スポーツ大会・教室を引き続き開催してまいります。

スポーツ推進委員につきましては、スポーツに関する指導助言とあわせ、社会体育事業への参画や地域と行政との連絡調整を担っていただきながら活動しやすい環境整備に努めてまいります。また、スポーツ推進委員を中心とした、年齢・性別を問わず手軽にできる軽スポーツの普及に努めてまいります。

障がい者スポーツにつきましては、身体的、精神的に効果が期待できるスポーツ教室等を通じて運動の日常化に努めてまいります。

健康づくり運動指導員につきましては、高齢期を元気に迎えるために保健・福祉・医療との連携による効果的で安全な運動指導と指導体制の充実に努めてまいります。

子どもの体力の低下傾向が指摘されておりますが、本町においては、スポーツ少年団本部

を中心とした、各種スポーツ少年団活動が盛んに展開されており、子どもたちのスポーツ活動が円滑にできるよう環境整備に努めてまいります。また、スポーツ合宿団体によるスポーツ教室等を通じてスポーツ人口の底辺拡大と競技力の向上に努めてまいります。

スポーツ施設の管理運営につきましては、適切な安全管理と徹底した指導体制を図り、利用者が安全で安心してスポーツ活動ができるよう努めてまいります。また、運営上生じる課題については、体育関係団体や地域との協議を重ねながら、施設の有効利用が図られるよう柔軟な管理運営を目指すとともに、学校の協力のもと引き続き学校開放事業を実施してまいります。

《図書館の活動》

図書館の活動につきましては、人づくり、まちづくりの機能を果たすべき役割の重要性を再認識し、町内における「知の拠点」として、「資料提供」「全域奉仕」「児童奉仕」の3点を重点項目に掲げ、図書館サービスに努めてまいります。

情報化が急速に進む今日、図書館に求められる資料の内容は多様化を極めており、他の公共図書館や大学・学術機関との密接な協力関係のもと、迅速な資料提供に努めてまいります。蔵書管理と貸出業務につきましては、電算化による効率化に努めてまいります。

図書利用の促進につきましては、全町民が図書利用の機会を得られるよう、移動図書館車の運行をはじめ、各地域文庫、学校移動文庫の充実に努め、全域奉仕網を図ってまいります。また、高齢や身体に障がいのある方で図書館利用が困難な方に、移動図書館車の個人宅巡回や配本により図書館利用ができる体制を図ってまいります。

児童奉仕につきましては、国の法律に基づき、児童の読書習慣の課題の把握と解決を図るため子どもの読書推進目標を明確にし、「標茶町子どもの読書活動推進計画」の策定に取り組みます。また、子育て支援センターとの連携による絵本の読み聞かせ会や司書による学校訪問の実施等、それに伴うボランティアの育成、図書館まつりや人形劇等の子ども行事などにより、読書にふれあう環境づくりに努めてまいります。

また、一方では中高年齢層の利用が増加し、更に学校における読書活動や総合的な学習の時間等での図書の活用の声が高まっております。蔵書構成の見直しを図りつつ、各種講座、講演会、図書館ロビー展示会開催など住民の学習意欲を助長する取り組みに努め、住民の暮らしに根ざした図書館の運営に努めてまいります。

《郷土館の活動》

郷土館の活動につきましては、「収集と整理・保管」「公開と展示」「普及と教育」「調査と研究」の4つの機能を発展させ、郷土の自然や歴史を学ぶための郷土資料の活用と情報の発信に努めてまいります。また、新規登録資料を中心とした移動展や施設内ミニ企画展と併せて、学芸員それぞれの専門分野を生かした各種講座の開設に取り組んでまいります。

さらに、博物館機能の充実のため、郷土博物館の条件整備に努めてまいります。

以上、平成 27 年度の教育行政方針につきまして申し述べましたが、町民の負託に応えるよ

う努力してまいります。

町議会並びに町民各位のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げる次第であります。

○議長（平川昌昭君） 以上で、施政方針を終わります。

◎議案第1号ないし議案第3号

○議長（平川昌昭君） 日程第5。議案第1号・議案第2号・議案第3号を一括議題といたします。

本案に関し、付託いたしました厚生文教委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・深見君。

○厚生文教委員会委員長（深見 迪君）（登壇） 第1回臨時会において厚生文教委員会に付託されました事件についての審査の報告をいたします。

委員会審査報告書。

平成27年第1回臨時会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第75条の規定により報告します。

1. 事件番号及び事件名

議案第1号、標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

議案第2号、標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

議案第3号、標茶町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

2. 審査経過

審査日、平成27年2月20日委員会開催。

委員会では子ども・子育て支援法に係わる、関連し所管する各課あるいは係の説明を受けて、慎重に審査いたしました。その結果、第3. 審査結果、いずれも原案可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（平川昌昭君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

議案第1号・議案第2号・議案第3号を委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第1号・議案第2号・議案第3号は原案可決されました。

◎議案第4号ないし議案第5号

○議長(平川昌昭君) 日程第6。議案第4号・議案第5号を一括議題といたします。

本案に関し、付託いたしました厚生文教委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・深見君。

○厚生文教委員会委員長(深見 迪君)(登壇) 同じく付託されました議案第4号、議案第5号についての審査の結果を報告いたします。

委員会審査報告書。

平成27年第1回臨時会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第75条の規定により報告します。

1. 事件番号及び事件名

議案第4号、標茶町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに標茶町指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について。

議案第5号、標茶町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等に関する条例の制定について。

2. 審査経過

審査日、平成27年2月20日委員会を開催しました。

関係する各課、係の出席説明員の説明を受けまして、慎重に審査いたしました。その結果、

3. 審査結果、いずれも原案可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長(平川昌昭君) これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

議案第4号・議案第5号は委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第4号・議案第5号は原案可決されました。

◎総務経済委員会所管事務調査報告

○議長(平川昌昭君) 日程第7。総務経済委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・黒沼君。

○総務経済委員会委員長(黒沼俊幸君)(登壇) 総務経済委員会所管事務調査報告書。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

調査事項、町の主な公共施設の現状と課題について。

調査の日時、平成26年10月16日並びに平成27年2月12日の二日間であります。

2番目の出席者、3番目の調査の経過及び内容については、お目通しをいただきたいと存じます。

4番目の委員会所見について述べます。

町の主なる公共施設を視察し、担当課の職員の説明を受け、質疑を行った中から主な点を述べます。

育成牧場では羊が飼育されていますが、150頭くらいの目標から将来1,000頭くらいまでの飼育可能かどうか、また、標茶の気候に適しているのか等の質疑がありました。

オートキャンプ場では施設利用のPRと料金のPRなどを広く行ってはとの意見が出されました。

次に、食材供給施設では、平成9年に建設されて以来17年を経過している現在、外見も老朽化が進んでいます。2年間の休業がこれ以上長引くと、建物全体にも影響があるので早めの再稼働を望むものであります。委員の中からは、民間に売却してはとの意見も出されまし

た。

憩の家では、会議、宴会の部屋の照明を改善すべき等の意見も出ました。

施設の中では、老朽化が進んでいるものもありますが、総体的に施設の管理運営は適正に行われているものと判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長（平川昌昭君） 日程第8。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・深見君。

○厚生文教委員会委員長（深見 迪君） 会議規則第75条の規定により、厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

調査事項は学校統廃合による児童、学校の実態と今後の見通しについてです。

調査は平成27年2月9日、標茶町役場議員室にて行われました。出席者については配布した報告書をお目通し願います。

初めに、説明員から資料についての説明が行われました。説明の主な内容では、総合計画に基づく統廃合第4期計画、これは平成23年度から平成32年度であります。この特徴的方針として児童生徒数の推移を見据え、学校規模の適正化による教育効果の向上を図るため、児童・生徒の立場に立った学級、学校の編成を進めるが学校の統廃合については地域住民の十分な理解と協力のもとに進めるとし、現状では平成26年度現在、小学校8校、中学校6校、27年度の予定として、小学校7校、中学校5校となる見通しが明らかにされました。また、今後の統廃合につきましては従前どおり児童生徒10人以下を目途として、地域同意を基本に進める。また地域が主体的に協議できるよう、PTA、地域に必要な情報を提供していくことが方針として説明されました。

主な質問と説明では、通学時間について1時間以内を基本とすること、統廃合のメリット、デメリットについて、メリットとしては多人数学級としての教育環境は上がるが、しかし小規模校としての密度の濃い授業ができるというメリットもある。デメリットとしては通学手段、区域外通学の問題、地域から学校がなくなるということの様々な問題点があげられるなどが説明されました。

以上の調査を行った結果の委員会の所見は次のとおりです。

1、学校統廃合について、行政主導ではなく、保護者、地域、学校の実情、意見を尊重する方向性については評価できるし今後もそのように慎重に取り組むことが必要である。

2、町内だけでなく、専門家の情報提供も含めた指導性もこの問題に関しては必要である。

3、学校を政策的に残すことと残すための施策も必要と考える。これは、学校統廃合の問題にとどまらず、保育、病院、商店などの利便性と大きな関わりがあり、人口の維持、思いきった子育て支援など総合的に考えていく必要がある。

4、統廃合になっても、児童生徒の精神的、肉体的負担、放課後活動などを考えれば、通学時間についての格別な配慮が必要である。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎陳情第1号

○議長（平川昌昭君） 日程第9。陳情第1号を議題といたします。

本案は、会議規則第90条第1項の規定を準用する会議規則第93条の規定により、陳情第1号は、総務経済委員会に付託いたします。

◎陳情第2号

○議長（平川昌昭君） 日程第10。陳情第2号を議題といたします。

本案は、会議規則第90条第1項の規定を準用する会議規則第93条の規定により、陳情第2号は、総務経済委員会に付託いたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

◎一般質問

○議長（平川昌昭君） 日程第11。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

13番・川村君。

○13 番（川村多美男君）（発言席） 泣いても笑っても今期最後の質問となりますので、さきに通告いたしました3点について質問をさせていただきたいと思います。

1点目は、「補正」交付金でプレミアムつき商品券発行など積極的な活用を。

政府は、景気を下支えするための緊急経済対策を盛り込んだ2014年度補正予算を2月3日の参院本会議で可決、景気回復の流れを地方までに広げるため、生活支援や地方活性化への施策を手厚く盛り込んでいるのが特徴（公明新聞）と言われておりますが、以下の点について伺います。

1点目は、「地域消費喚起・生活支援型」の交付金活用として、地域での消費喚起を促す「プレミアムつき商品券の発行」を地元商工会と連携し町内商店の振興を後押しすることができるよう、1万円の商品券の場合プレミアム率を20%から30%に設定し、町内商店の振興促進をすべきと思うがいかがか。

2、子供が多い世帯向けに「プレミアムつき商品券の上乗せ」10%程度を実施すべきと思うがどうか。

3点目、一時保育や予防接種などに利用できる「子育て応援券の配付」や低所得者対策として「灯油の購入助成」も可能とされているが、実施に向けての考えはどうか。

4、妊産婦や要介護者のいる世帯への生活支援として商品券（5,000円程度）を配付すべきと思うがどうか。

5、「地方創生先行型」交付金活用では、国が示したメニュー例の中で、地域が必要な人材を大都市で掘り起こすU・I・Jターンや地域への若者の定着を支援するため、仕事や生活の情報を一元的に収集・提供する「地域しごと支援事業」の整備・推進についての考えを伺う。

6、自治体による外国企業誘致のためのセミナー支援や観光振興に向けた無料の無線通信「Wi-Fi」設置、多言語表示、バリアフリー化の推進についての考えを伺う。

7、地域消費喚起・生活支援型や地方創生先行型ともに、交付対象となる事業はメニュー例に限定されず、自治体がある程度自由に設計が可能であり、実施計画の提出期限は3月上旬と聞きますが、現時点での実施計画策定の進捗状況と交付金活用についての町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 13番、川村議員の「補正」交付金でプレミアムつき商品券発行など積極的な活用をとのお尋ねにお答えいたします。

前段の6点のお尋ねは、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を財源とした事業提言であります。実施計画は既に国に提出済みであり、事業内容の変更は難しいこと、また、その事業に要する経費については、後にご審議をいただく平成26年度一般会計補正予算第9号でご提案しておりますことをご理解願いたいと存じます。

今回の国の補正予算に盛り込まれた緊急支援交付金は、議員ご案内のとおり、地域消費喚

起・生活支援型と地方創生先行型の2通りでありまして、地域消費喚起・生活支援型交付金の交付限度額は2,276万円、地方創生先行型交付金は3,270万4,000円であります。地域消費喚起・生活支援型の事業内容は、北海道の支援プレミアム率5%を含む30%のプレミアムつき地域商品券の発行事業、LED照明購入助成事業、ほっとらいふ制度による暖房費支援事業の3本を計画しております。

また、地方創生先行型の事業につきましては、本町が取り組んできた施策の中から、まち・ひと・しごとの創生の趣旨に沿って業績評価指標を設定できる事業を選定し、内容につきましては、地域間交流事業、子育て応援事業、新規就農者支援事業、標茶高校教育振興会補助事業、チャレンジショップ支援事業の5本を計画しておりますが、この2つの交付金事業の内容について国から変更等の指示がありましたら事業間で調整を行ってまいりたいと考えております。

なお、この緊急支援交付金の実施計画については平成26年度としておりますが、財務の許可がおり次第、翌年度へ繰越明許費の設定を予定しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

川村君。

○13番（川村多美男君） 今、るる説明ありました。このたびの国の交付金は、26年度の補正の中でも提案しているということであります。

それで、1点目の緊急経済対策としてこの地域消費喚起、これを意図として国として盛り込んでいる交付金だと思います。そういうことで、地域の商店の消費喚起の後押しをすることでプレミアム商品券、これを実施していくのかいかないのか、まず、この1点を伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

プレミアム商品券については実施するという計画書を提出していると先ほどお答えをいたしましたので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 川村君。

○13番（川村多美男君） それで、率の部分は25ということで理解してよろしいのですか。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

このたびの地域消費喚起・生活支援型交付金については、市町村のほかにも都道府県にも配分になることとなっております。その北海道に配分になる交付金から、5%の補助をいただけるということでございまして、標茶町分25%、北海道分5%で、合計30%のプレミアム率の地域商品券の発行計画をいたしております。

○議長（平川昌昭君） 川村君。

○13 番（川村多美男君） わかりました。大変、聞き漏らししていたと思います。

それで、26 年度、これ 2 番目、3 番目、4 番目になるのかなと思いますけれども、26 年度の補正で提案しているということでございますので、この件については割愛をさせていただきたいと思います。

それと、7 番目の最後の交付金の活用の町長の所見であります。26 年度の補正に盛り込んで実施できない分は 27 年度に繰り越すということで理解していいのか、それとも余った金額を 27 年度に繰り越すという意味なのか、そこをちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

本日 6 日でございます。間違いなく 3 月 31 日までには事業完了を行うことはできないということでございますが、財務省との関係もございまして、同じ時期に繰越明許費を設定できないということになっておりますので、当初、先に予算だけを設定させていただいて、後に繰越明許費として設定をし、翌年度以降に繰り越して平成 27 年度に事業執行を行いたいと考えております。

○議長（平川昌昭君） 川村君。

○13 番（川村多美男君） わかりました。

それでは、次の質問に行きたいと思います。

地方版総合戦略の策定についてであります。

政府は、昨年 11 月に成立した「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、日本全体の人口減少を示した「長期ビジョン」と地方創生のための今後 5 年間の「総合戦略」を昨年 12 月 27 日に閣議決定しました。さらに、都道府県や市町村には 2015 年度までに地域の実情を踏まえた「地方版総合戦略」の策定が努力義務として課せられていると思いますが、以下の点について伺います。

本町が総合戦略を策定の場合「まち・ひと・しごと」を創生する戦略を立てるための人材の確保や周辺市町村との連携のあり方、地方移住（定住）の推進、結婚・出産・子育て・教育の環境整備・地域産業の競争力強化や企業誘致など、独自の政策や数値目標を盛り込んだ地方版総合戦略を策定し、国の認定を受けることで事業の実施に当たり、財政、金融等の支援措置を活用できるとされておりますが、地方版総合戦略策定に向けた現時点での町長の所見を伺いたい。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 引き続き、13 番、川村議員からの地方版総合戦略の策定についてのお尋ねにお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、「まち・ひと・しごと創生法」は昨年 11 月に成立し、その第 10 条に都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるように努めなければならないと規定をされました。

政府は、地方創生という名で自治体間の競争をあおっておりますけれども、東京一極集中を解消し、人口減社会と対峙する責任は国にあると私は考えております。既に、地方は知恵もお金も使って町の活性化に取り組んでいるところであります。

地方公共団体への支援措置につきましては、議員ご指摘のとおり「適切な効果検証の仕組みを伴いつつ自主性・主体性を最大限発揮できるようにするための財政的支援」があるとうたわれておりますので、本年 12 月を目途に本町の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的計画を策定してまいりたいと考えております。

計画策定においては、地方自治法に規定されていた総合計画を基本に、北海道が定める基本目標と数値目標を勘案しながら、総合計画審議会や振興委員会などにご意見をいただき策定をしてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

川村君。

○13 番（川村多美男君） ただいま町長のほうから、この総合戦略に向けては 12 月をめどに策定してまいりたいという言葉で答弁でございました。これは理解いたします。また、総合計画を中心に策定をしていきたいと。

国のほうでは、いろんな資料を見ると、国家公務員や大学研究者などを派遣するというのも考えているようですけれども、また、我々議会、この 4 月には改選して、何名ここに帰ってこられるかわかりませんが、議会の意見だとか、また町民の意見だとか、そういうものを集めながら策定をしていくものと思いますし、また、そのようにしていただきたいなと思いますけれども、国で専門家というか、そういう大学研究者や国家公務員というのを活用する気持ちは現在のところはあるのかなのか、その辺も確かめておきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

地方創生に対する基本的な考えとしましては、私、町政執行方針の中でも述べさせていただきましたように、それぞれの町村は今まで何とか自分たちの町を活性化しようということで、いろいろなことをやってきたと思います。そのやっぱり一つが一番顕著な例が総合計画であろうと思いますし、本町におきましても、町民の皆さま、議会の皆さま方のご意見を賜りながら、総合計画を策定しており、それを基本にまちづくりを進めてきております。

したがいまして、今回の地方版総合戦略に当たりまして、私は基本的には同じ考えであろうと思っております。議会の皆さま、それから総合計画の審議委員会、振興委員会などという組織もありますので、そういった委員さんの皆さまのご意見も承りながら、もし必要であれば、例えば国からということもそれは否定する何物でもありませんけれども、国のお役人が本町の実情についてどこまで承知をされているのか等々については、私はいかかなものかなと思っております。

ただ、いわゆる町民だけでない視点も必要だということも私は当然考えておりますので、

そこら辺を今までの本町の基本的な考え方を大事にしながら、将来的に何か新しいものが必要だとあれば、そういったことも検討してまいりたいと、現時点では考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 川村君。

○13番（川村多美男君） わかりました。

基本的には総合計画を中心に計画を立てるということで理解いたしましたので、次の質問に入りたいと思います。

3点目は、食肉加工処理センター建設の早期着工をということで、3点にわたって質問させていただきます。

食肉加工処理センター建設は、平成25年に根釧農業協同組合長会から標茶町でとの要望があり、昨年6月の定例会で町長は最重要課題として受けとめ、建設に向けて取り組む意向を示されましたことから、以下の点について伺います。

1点目は、食肉加工処理センター建設を進める上で、町は昨年、専属職員を充て建設地の決定をされたと聞きますが、その後、遅々として進展していないように思いますが、現状はどうか。

2点目に、本町を含む農協や漁協などと早急に食肉加工処理センター建設協議会等を立ち上げ、タイムスケジュールを設定するなど、関係者が建設に向けた強固な意識共有を図るべきと思うがどうか。

3点目、建設地の川下・下流域対策として、関係者に安心してもらう対策も早急に講ずるべきと考えるがどうか。

また、27年度中に建設のゴーサインを出せるようにすべきと思うが、町長の所見を伺いたい。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 13番、川村議員の食肉加工処理センター建設の早期着工のお尋ねにお答えをいたしたいと思います。

1点目の食肉加工センター建設に向けての現状の進捗状況についてのお尋ねですが、昨年4月に釧路地区農協組合長会、根室管内農協組合長会より公設民営方式による設置運営をということで要請を受け、9月には根釧両管内の市町村長会議、さらには両開発期成会の了承をいただき、正式に建設に向けて歩を進めたのはご案内のとおりであります。

10月には専属職員1名を配置し、平成27年度国費事業の採択を目指し、事業計画策定、関係者の同意や法手続を進めてきたところでありますが、大きく2つの課題があり、平成27年度事業申請は見送ったところであります。

その課題の1つ目は、補助金等の採択に向けて大きな条件となる加工品の販売戦略が固まっていないこと、2つ目は、建設予定地の下流域に当たる漁業権者とのご理解をいただくために時間を要することが判明したことであり、引き続き課題整理と解消に向けた取り組みを

進めているところでありますので、ご理解を願いたいと存じます。

2点目の食肉加工処理センター建設協議会立ち上げに関するご提案ですが、目的とする関係者の建設に向けた強固な意識共有に関しましては、これまでも必要に応じ関係者による協議の場や情報共有は図ってきているところでありますが、今後さらに事業推進上の中心を担う農協組合長会とホクレン、畜産公社、標茶町による検討委員会組織を近日中に立ち上げることになっておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

3点目の建設地の下流域関係者に安心してもらう対策を早急に講ずべきとお尋ねですが、下流域関係者が安心してすべき対策としては、環境汚染を引き起こさない十分な配慮ということになるかと考えています。これに関しては、現設計で十分クリアできるものですので、さらに下流域関係者からのご要望をいただいた場合には、それらの対応についても特段の配慮を行っていきたく存じますし、対話の中から将来に向けた建設的な合意が得られるよう、努力を重ねてまいりたいと考えています。

また、27年度中にゴーサインを出せるようにとのことでありますが、現在、平成28年度事業採択を前提に作業を進めているところであり、そのためには遅くとも本年7月ごろまでには諸課題を解消し、ゴーサインを出せるように進めなければならないと考えておりますし、この食肉加工センターは根釧地域に必ず必要であるという考えに変わりはなく、建設に向けて最大限の努力を続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

川村君。

○13番（川村多美男君） 今、町長からこれまでの経過、今後のスケジュール等を説明していただきました。ほぼ納得いたしました。

それで、最後に1つだけ要望というか考えを申し述べさせていただきまして終わりたいなと思いますけれども、28年度中ですから、来年になるわけですね、完成というか。それで、ことしの7月には何とかゴーサインを出したいということでございますので、わかりました。

それで、一番理想的なのが、28年に完成するとしたら、それまで今の公社がずっと営業してってくれるのだらうと思いますけれども、まず一番私が心配しているのは、期間をあげないということで、新しい施設ができました、さあ、すぐあしたからでも仕事が即できますよというふうにしていただきたいなと、そういう頭、考えてはいるのだらうけれども、すき間をあげないというか、切れ目なく移行して、今いる公社の職人さんというか、従事されている人がそっくりそのままこっちに来てもらえるかどうかはわかりませんが、そういう稼働に対しての考え方でいってほしいなということが一番気にしているところでございまして、すき間なく新しく建設して、即稼働できるような体制にしてほしいというのが、私の願いでもあり要望であります、その点について確認して、終わりたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

公設民営で建設を依頼された本町にとりまして、その問題というのは非常に大きいと思っております。ただ、この問題につきましては、牛を供給する農協さん、そして処理する畜産公社、そして販売するホクレンさんのあくまで、これは経済行為でありますので、私どもの要望というのは当然伝えておりますけれども、その3者の中で決定されることと私ども考えております。

ただ、組合長会さんのほうにも、議員がただいまご懸念されましたように、期間をあけた場合にどうなるのか、その影響の大きさを十分ご理解されてホクレンさんとの交渉をとすることは繰り返し要請をしている段階でありますので、私も全くそのように同じように考えておりますけれども、ただ、現実問題としては先ほど申しましたように、本町としてそのことに対してどこまで強い意志を表明できるかということに関しては、限界があることも、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○13番（川村多美男君） 終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で13番、川村君の一般質問を終わります。

次に、12番・深見君。

○12番（深見 迪君）（発言席） 最初に、住宅リフォーム関係の、このことで町長と議論するのはなかなか難しく、ちゅうちょするものがあつたのですが、しかしやっぱりいろいろ調べてみまして、私なりの考えで出させていただきました。

それでは、質問に入ります。

さきに提出した質問用紙に基づいて、町政に関する問題について質問し、町当局の明確な答弁を求めるものであります。

長引く不況と貧困と格差が拡大する中で、町内の業者、住民の要望は、もっと仕事が欲しい、活気あるまちづくりをしてほしいということだと思います。自助、共助、公助と言われますが、建築業者や住民の自助努力にも限界があり、行政として支援できる方策の検討もまた重要な課題の一つであります。

そのような観点から、第1の質問は、地域経済活性化の一助に住宅リフォーム助成制度の創設を求める問題についてであります。

住宅リフォーム助成制度は、住宅などを改修するときに、地元業者に工事を発注した場合、自治体が工事費用の一部を負担するもので、建築関連業者の仕事確保と地域経済の活性化などを目的にしている制度であり、自治体によって助成率や助成の上限、工事対象などは異なりますが、助成額に対して工事総額は数倍から数十倍に上るなど、実施自治体では例外なく経済波及効果があらわれています。

この制度は、住宅の長寿命化、省エネルギーの推進及び住環境の向上等、活用する住民にとってもまた歓迎される内容でもあります。

以前、この質問に対する町長の答弁で、町長が強調されたことは「不公平感がある」ということであります。しかし、他の制度でも利活用できる町民と利用から外れる町民がいる

ことから、「不公平感がある」だけでは、合理的な説明となっていないと思います。

以上のことから、標茶町においてもぜひ住宅リフォーム助成制度の創設をすべきと考えますが、町長の所見を伺います。

また、これは全道的にもいろんな運動が行われていますが、道に対して住宅リフォーム助成制度の設立を要請すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 12番、深見議員の住宅リフォーム助成制度の導入で仕事づくりと生活支援をとのお尋ねにお答えをいたします。

平成21年第3回定例会及び平成22年第3回定例会において議員から同様のご質問をいただいております。お答えをした内容は、町内で新築された個人住宅の施工業者は町内業者だけに限らず、町外業者も少なくない状況であり、リフォーム費用助成対象を町内業者施工に限定することや限られた持ち家所有者への行政支援が公平性を保てるか、多くの町民の理解を得ることができるのかとの趣旨でありますので、ぜひご理解をいただきたいと存じます。

前回と同じ答弁であります。私は、耐震化やバリアフリーに限定しない大々くりの個人住宅のリフォーム費用を町単独で助成する、対象を町内業者施工に限るの2点で多くの町民の皆さんの理解を得られないと考えています。

議員ご指摘の仕事づくりと経済波及効果につきましては、これまでも公共投資の確保とともに地域経済の活性化や域内循環の向上に努めてまいりましたし、これからもできるだけ意を配してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、北海道に対する設立要請であります。平成25年第3回定例会において北海道に住宅リフォーム助成制度創設を求める意見書が可決・送付されておりますので、道議会の動向を注視してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○12番（深見 迪君） 前回と主には同じ答弁の内容だったと思うのですが、私は、この不公平感があるということで、町民の理解は得られるのかどうかということについては、今まで標茶町が行ってきたさまざまな福祉関係のことも含めて、施策について必ずしも満遍なく全ての町民に行き渡っているというふうにはなっていないと思うのです。

それで、まず第1に、本当で言えば、標茶町の建築業者に家を建てるときは、できるだけ標茶の建築業者の仕事にしていくということがとても大事だと思いますが、しかし家を建てるということは、その人にとってはその人生の中でも大きなことで、大きなお金を使うことでもありますし、そのことについて私はとやかく言うつもりはありません。

しかし、私は、ちょっと調べてみたのですけれども、そういう町長の言われたこともわからないではないのですが、経済波及効果ということを考えれば、幾つかのデータがちょっと

調べた中であるのですけれども、1つは、これ住宅リフォーム助成制度の創設については広がりつつあるのですね。これは僕、調べた中で2013年度の資料しかなかったのですけれども、2013年度には3つの県、県ぐるみですね、さっき一番最後に道のことを言いましたけれども、県ぐるみでは3つ、それから自治体では625自治体で実施されているのですよ。これは2010年、それよりさかのぼって3年前の10月末に調査した175市町村から3.6倍にふえているのですね。北海道でも69自治体に増加しているのです。

各地の調査、調べてみますと、運動が非常に行われていて、地域経済の波及効果がもうはっきりここではあらわれていると。例えば隣の釧路市と標茶町はかなり状況が違っていると思いますが、釧路市のをちょっと調べましたら、平成26年度ですから、今年度ですね。22件の要望があって、釧路市で出したお金が656万円、この補助で何と1億4,250万円のお金が建築が行われていると。つまり、自治体で釧路市で出したお金の22倍もの経済効果があらわれているということもはっきりしているのです。もっとも私どもでやっている高齢者とか地元の木材使用なんかもあわせてやっているようですが、これにはもっと補助の加算があるというふうに聞いています。

この大きく広がっているリフォーム制度の創設なのですが、平成27年度の町政執行方針で国の地方創生について町長は、先ほどもちょっと申し述べましたけれども、私も非常に感じ入って読ませていただきましたが、やる気のある地方を応援する地方創生について、やる気のある地方を応援する数値目標をという方針について町長は、地方間のサービスの競い合いや住民の誘致合戦をしても人口減などの問題は解決できると思わないという評価をしています。なかなか的を射た考え方であり、私も同じ意見であります。

また、働く場の確保と雇用拡大による経済活動の活性化もまた重要であると考えますが、私は住宅リフォーム助成制度の創設はその切り口の一つではないかと考えています。この点ではいかがでしょうか。

さらに言えば、町長の言う、ともに知恵を出し合い、汗を流し、支え合う協働のまちづくりの理念にも合致していると考えますが、いかがでしょうか。

私は、何も大きな工事だけを言っているのではなくて、例えばひとり親方がいますよね、標茶にも。そういう人たちのちょっとここを直してほしいとか、ここにこれをつけてほしいという小さな工事にも、これは十分活用できるのではないかなというふうに思います。私自身もさらに調査研究していきたいというふうに思いますが、町当局としても不公平感があるということだけではなくて、この点について何が具体的に問題で、どういうところに具体的な不公平感があるのか、それからこの経済波及効果についてどういう考えを、評価を持っているのか、これを全道、全国調査して、検討を今後していく考えを持ってもいいのではないかなというふうに思うのですが、このことをちょっと伺いたいなというふうに思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

いろいろなお考えがあろうかと思えますし、私はそのことを否定する何物でもありませんし、受益者が限られているのはこの施策だけではないではないかという話ですけれども、町が今までやってきた施策の中で、いわゆる弱者、困っている人たちに対する制度というのが基本であります。そのことに対して、標茶町はほかの町よりも私は先輩たちを含めて一生懸命やってきたというぐあいに考えておまして、この問題に関して私は、これ同じ繰り返しくなりまされども、いわゆる耐震化とかバリアフリーに対する支援制度はあるわけでございます。それ以外の自分の住んでいるところをより快適にしたいということに関して言うと、これは個人的な考え方かもしれませぬけれども、私はやはり自分の稼ぎで対応すべきものであろうと。町のお金を使うのであれば、もっと優先的な課題が、いわゆる実際に困っている町民の皆さん方に対してどうやって手厚く支援をしていくのか、そちらのほうに使うべきだということですとこの間もお答えをしてくれていることも、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

ただ、それと経済波及効果がこれだけ多いからという話だけで、では、やっていいのかという話になった場合に、限られた財源の中でどこを優先していくのかと考えますと、私はやはり標茶町は今まで築き上げてきた、いわゆる困っている人たち、弱者に対する支援を手厚くするというほうに町としては取り組むべきであろうということで申し上げてきました。

太陽光発電のときにもこの議論は私はさせていただいたと思えます。そのときに私は、実際には太陽光発電、いわゆる再生可能エネルギーの推進をするのは電気料金の賦課金を徴収される弱者ですと。だから、標茶町が今までやってきた施策から言えば、その賦課金の分を支援するというのが標茶町のやり方でないのですかということで、エコホームの補助制度をつくったときに、同時にほっとらいふの中で再生可能エネルギーの賦課金については支援しますということをしていただきました。

そういったことでありますので、このリフォームに関して言いますと、私は基本的な部分、それと実際に町外の業者に住宅を施工された方たちからは、え、何でそんな話になるのかという話は随分お聞きをしています。町内業者に限ると。ほとんどの場合はやはり新築をお願いしたところにリフォームをお願いするというのが、私は多いというぐあいに考えておますし、そうでない方もいらっしゃるのかもしれませんが、そういった意味で公平性が保てないということでもあります。

町内業者の方々に一生懸命営業活動をやってもらって、できるだけ多くの方にうちを新築するということは、そういった努力はしていただかなければいけないと思えますけれども、家を建てるということは、ほとんどの人間にとっては一生の一番大きな仕事であります。そのときに、町内業者ということで私の場合は、町内業者はずっといるからずっとリフォームのときも面倒を見てもらえるだろうと思って私は町内業者をお願いをしましたけれども、そうでない方もいらっしゃるわけですよ。だから、そこについて町がどうこうということは私はできないということ、個人的な自由な範疇だと、私的財産だと思っておりますので。そう

いった意味でいろんなことを考えたときに、繰り返しになりますけれども、この住宅のリフォームに対する支援というのは町の施策としては、私は多くの町民の理解を得られないというぐあいに考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12 番（深見 迪君） 町のお金の使い方について弱者に対してお金を使うということが基本なのだという考え方は、私全く同じです。

あわせて、それと対峙した形で、同じように仕事が欲しいのだと、仕事をつくってくれと、これもまた同じように大きな町内の住民の人たちの要望としてあるのですね。だから、私はそういう点で何か空中戦みたいな議論になってしまいますから、僕もいろんなところ行って調査してきたわけなのですが、町としてこの問題について具体的に検討や研究を重ねてくれないかと、やってくれないかということをお願いしているわけなのですが、その点はいかがなのですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

いろいろなご提案に対して、私は自分の考えとちょっと違うからということで、今までそういう検討を拒否したということはありません。検討した結果として、やはり同じ結論になったということでございますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

先ほども申しましたけれども、やはり持ち家に住んでいない人も大勢いるわけです。その方たちが施策の優先順位として、住宅のリフォームを優先というぐあいに考えますかね。私は、公共事業等々で本町はほかの町に比較してかなりこういった面では努力してきていると思っておりますし、町外の方からもそういった評価をいただいております。その努力はこれからも続けてまいりますということは繰り返し申してありますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12 番（深見 迪君） その点については、町長の意見が変わらないようなので、検討をもう少し具体的に町内に住んでいる建築業者の人たちの意見を聞くとか、それからアンケートをとるとか、そういう意味で研究、検討を重ねてはどうかと。だって、そういう点では物すごい住宅リフォーム助成制度のふえ方なわけですよ。3つ県ぐるみでやっているところもあるし、そういう点では、私はぜひ研究してほしいなという願いをなかなか崩せないでいるわけなのですが、しかし今の町長の答弁で、今のところ余りそういう気持ちはないということなので、今の質問はこれで終わりたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 1つだけちょっとご理解をいただきたいのですが、私は今まで県、国が行うリフォームについては、これは公平性は保てると考えていますので、私否定している何物でもありませんので。町内の業者に限るということに関して言うと、限られた

自治体の財源の中で優先順位としていかなるものかということを示したので、北海道であるとか、国がリフォームの助成をすることには、これは施策ですから、それはそれでよろしいのではないのかなということ、前回は前々回も申し上げているので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12 番（深見 迪君） いや、その点は、それはまた違う話、違う次元の話だと思うのですよ。地元の業者をどうやって守っていくかということが課題なのではないかということで問題提起しているわけなので、それはまあいいです。また機会を改めてお話ししたいなというふうに思います。

2つ目の質問に入っていますか。

私、数年前に、まだ前の副町長さんがいらっしゃったときだと思うのですが、中学生までの医療費の無料化について質問しました。今回、それが実現しそうだとということで、非常に喜ばしいことだと、住民も非常に喜ぶだろうなというふうに思っています。質問を出す前に新聞報道で発表されましたので、あれはどうかなというような、いつも僕思うのですけれども、議会で提案もされない、議論も誰からも知らされないうちにマスコミだけが知っているというのは、どういうものかなというような不満も若干持って、きょう報道関係の人が来て言いづらいのですけれども、思っていますが、それはさておいて2つ目の質問をしたいと思えます。

2つ目の質問は、中高校生までの医療費の全額助成をというテーマであります。

マスコミ報道では、「中学生までの医療費の実質無料化・中学生以下の子供の医療費を無料とする医療費助成制度を予算に計上した」と報道されていましたが、その詳しい内容については触れられていません。

そこで私の考えをご提案申し上げ、町長のご所見を伺いたいと思います。

「小中学生の医療費無料化」については、以前実施すべきと提案しましたが、そのときは「提案は真摯に受けとめる」としつつも実施する考えを示しませんでした。当時は、中学生までの医療費無料化は通院で 26 市町村、入院で 35 市町村であると北海道の現状を示していましたが、現在は中学生までの医療費無料化について入院、通院とも道内自治体で 90 を超え、今もっとふえていると思うのですが、過半数で実施しています。

そこで、具体的に以下の質問をいたします。

1つは、今回、中学生までの医療費無料化に踏み切ったことは大きな前進であり、住民福祉にとってもすばらしいことだと思いますが、そのことに踏み切った町長の基本的考えを伺います。

また、以前、私の質問に対し実施しない意思を示したことと、今回実施に踏み切った考えの大きな違いは、どのようなことでしょうか。情勢の変化なのか心境の変化なのか伺います。

それから、医療費の無料化については、既に道内でも実施している自治体があるように高

校生までにすべきと考えるのがいかがですか。

負担する医療費については、所得制限なしの実施自治体が圧倒的に多いのですが、本町でもそのようにすべきと考えますが、いかがですか。

また、給付方法では償還及び償還・現物をセットにしたやり方もあるのですが、そういう形、「償還、償還・現物」のセットにしないで窓口負担をしない方法で行うべきと考えますが、いかがですか。

また、レセプト費の 500 円も無料化の対象になるのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 12 番、深見議員の中・高校生までの医療費全額助成をのご質問にお答えをします。

最初に、医療費の無料化を実施することとした経緯について申し述べさせていただきます。

平成 19 年第 2 回定例会において、議員より小中学生の医療費無料化のご質問をいただいておりますが、財源の問題、また医療費増嵩の影響を理由に、当時の財政状況の中では厳しいとお答えをしたところであります。

しかし、前回ご質問された時期から 7 年以上が経過し、社会情勢は大きく変化しているものと考えております。平成 25 年 11 月に実施いたしました標茶町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査において、医療費助成の拡大を望む回答を多数いただいたことを受け、調査研究を行ってきたところであります。多くの自治体が少子化、人口流出を食い止めようと多岐にわたる子育て支援策を積極的に実施している状況にあり、本町においても状況は等しく、近年、子育て支援の重要性が高まってきていると認識をしているところであります。

また、平成 22 年度より国の過疎地域対策事業債におきまして、ソフト事業がメニュー化されたことにより、財源の確保ができる状況となったことなどから、平成 27 年度より中学生までの医療費助成を開始することといたしました。

次に、助成対象者を高校生までにすべきとのご質問にお答えをいたします。

既に助成事業を実施している自治体においては、事業開始後、一定程度の受診率の向上、医療費増嵩の傾向が見られるとの情報をいただいております。本町の国保会計においても、同様の状況が予測をされます。つきましては、事業開始後の医療費等の変化、また国の動向を注視しながら、次年度以降につきましても引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、所得制限についてのお尋ねですが、所得制限については特段設けない考えであります。

最後に、給付方法についてのお尋ねですが、給付の方法については、現物化、窓口負担を必要としない方法、金券化、現金化と方法は幾つもありますが、それぞれのメリット、デメリットを総合的に判断し、地域商品券化し還元する方法を考えております。特に現物化をし

た場合には、利用者の利便性は大幅に向上しますが、それゆえに、いわゆるコンビニ受診の増加による医療費の増嵩が懸念をされます。また、国保会計の歳入科目であります国庫負担金に医療費増額波及の影響があるとみなされ、減額措置が科される仕組みとなっていることから、地域商品券化して還元化する方法を考えておきまして、標茶町内で使用可能な地域商品券にかえて還元することにより、子育て支援に加え、町内経済の活性化も期待できる事業にしたいと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○12 番（深見 迪君） 今、町長答弁なされたことについて私特に大きく反論する気持ちはありません。何よりも一歩前進ですから、そういう点では歓迎したいというふうに思います。

心配しているのは、1つはコンビニ受診の心配なのですが、これはやっぱり住民の皆さんに対する啓蒙といいますか、これをしっかり行うという別問題でないのかなど。この辺の因果関係がどの程度あるのか、私わかりませんが、というふうに思っているのです。ですから、これはぜひ課題としていただきたいなというふうに思います。

私がなぜ現物支給にこだわったかという、実際に医療を必要とする人の中で、窓口でお金が今持ち合わせがないから払えないから我慢するというような方々がいらっしゃるのではないかと、これを心配しているのですよ。それで、薬なんか我慢して、1日何錠飲まなければならないのを、1日分を2日に減らして我慢するとかそういう方もいらっしゃるわけで、そういう点では窓口負担をしなくても、こういう所得の人たち、こういう困っている人たちには窓口負担をしない、つまり現物支給をするような細やかな施策も必要なのではないかなというふうに思うのですが、その点ではいかがですか。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

今回の医療費の無料の拡大につきましては、今、深見議員のほうからありましたように、先進地で結構高校生まで進めている町村、それから一番進んでいるところでは、道内でも大学生まで医療費を無料化しているところがありまして、そちらの町村を実際に訪問させていただいて、実態の調査をさせていただきました。その中で一番懸念されるのは、現物支給のやっている町村では、やはり一時的に医療費が増加傾向にあったということの報告をいただいています、それが一定程度数年間すると、ある程度低い数値には落ちついてきたということです。

それともう一方で、町長からも答弁の中にもありましたが、国保の制度の中で国の調整交付金の現物支給をやった場合に、ペナルティーという形で減額措置をされるということがございますので、私どもで現在、実際に訪問した町村のシミュレーションで、25年度の例えば標茶町の医療費と合わせて、まず増加予想される金額というのをはじいたのですが、およそ400万円程度ふえるだろうという試算をしました。それから、その額に合わせて、国の医療費

の調整額でマイナスとしてペナルティーが来る分が約 110 万円ほどという金額が試算されます。合わせて1年間で 510 万円から若干そこを前後すると思うのですが、その程度の金額が毎年度国保会計に影響するだろうということが想定されます。

それとあと、現物というよりは一定程度やはり払うものは支払いをしていただいて、実際にかかったものをまた戻していくという方法を採用させていただいたのと、あと道内の医療費の無料化を拡大している中で、やはり現金で返すのではなくて商品券で返して、先ほど町長の答弁もありましたように、限られた財源をいかに有効にして使っていくか、子育て支援とあわせて経済政策、経済対策も含めて実現するような政策として今回提案いたしましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12 番（深見 迪君） 私、この商品券というのは、さっき経済の話をしましたから余り強く言いたくないのですけれども、今、課長が実際に払うものは払ってと言いましたけれども、一時的に患者がふえたというのをどう見るかなのですよ。これは病院に行きたくてもお金がなくて行けない傾向というのは、全国にも全道にもあるのではないですか。それは課長のほうでも恐らくそういう傾向があるというふうに、今の国保会計にしたって、医療費の問題にしたってどんどん悪化しているわけですから、我慢して病院に行かないということがあるわけですよ。だけれども、無料化だということになれば、それは行かせると。私はそういうふうに思っているのですけれども、それはどうですか。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えをしたいと思います。

さまざまなケースが恐らく想定されるのかなということで、一概に今深見議員からあったようなものがそうですよということでは私どもはそういうふうに理解をしておりませんし、現在、自己負担がある部分を小学生の一部まで自己負担がかからない、初診の分の 580 円はかかるようにはなっていますけれども、さらにそれを中学生まで拡大してという部分で、多くの医療費が突然かかるようになるわけですね、通常の教育にかかる経費は皆さんある程度想定されていると思うのですが、突然医療費がかかってくる時の経済的な対策を多くの町民が希望されていたということで、さらに仕組みとして、無駄なペナルティーを科されないような形を踏まえながら制度設計するということと、あと先ほど言いましたが、そういった低所得者で困った世帯とそうでない世帯を区別するということは非常に技術的にも事務的にも難しいというか、担当では恐らくできないことだと思いますので、一定程度の期間のずれはございますけれども、そこを何とか理解いただいて、数カ月後まとめてということになりますので、その間にご理解いただいて商品券で還元できるのを待っていただくという形で、とりあえずこの制度をスタートさせながら、今、深見議員が言われたようなことも懸念されるのかなと十分承知をしていますので、その辺を踏まえてさらに制度を深化させていきたいというふうに考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12 番（深見 迪君） 今のところ、私しつこく聞いているのは、商品券結構です。だけれども、医療費というのは命にかかわる問題なのです。ほかとは違うのです。我慢して済む問題でないから、私はそういうことを言っているのです。管内の医師会の同意をいただければ、受領委任払いという制度だってあるわけですから、そういう制度なんかも活用して、ぜひ今後、今、区別が難しいというふうに言いましたけれども、積極的にこれも研究、検討していただければなというふうに思います。

全体としては、私は一歩も二歩も前進で本当に喜ばしい施策だというふうに思っていますので、それをよくしていくためにも、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。何かご意見があれば伺いますが。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 詳細につきましては、課長のほうから説明を申し上げましたけれども、議員がおっしゃるように、病院に行きたいけれどもお金がなくて行けないという実態がもしあるとすれば、そういった方々たちの対策をどうするかのほうが私は重要だと思っております。

ただ、この問題に関して言いますと、例えば町立病院だけの対応ではないわけですから、そうすると、どういったことが可能かということに関して言うと、今、具体的にどうこうとはわかりませんが、私は先ほど申しましたように困っている弱者に対して手厚くというのが施策の基本だと考えておりますので、本町でもしそういった実態があるとしたら、どういった形で解決できるのか等々について、そこら辺について何ができるかについては、これからも研究、実態も含めて進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12 番（深見 迪君） よろしくお願ひします。

3つ目の質問に入ります。

3つ目のテーマは、介護職員初任者研修、これは旧ホームヘルパー2級のことなのですが、この講座受講費用の助成をお願いしたいということです。

その第1点目は、ホームヘルパー資格取得の仕組みが大きく変わりました。私もホームヘルパーの講師を長年ずっと勤めさせていただいたものですから、どんなに変わったかということがよくわかるのですけれども、「介護職員初任者研修」となって、その受講費用、今は何かプレミアムで安くしているところが結構あるのですよ。だけれども、その受講費用は今までの費用とほぼ同じか、それよりも高くなっているのですね。所によっては、今までの費用の2倍、14万円ぐらい、そして受講時間もふえて、受講する機会も減って、これは後で述べますがけれども、研修はだんだん受けづらくなっているのが現状なのです。

一方、慢性的な介護職員の不足、これは利用者のサービスの低下や介護事業所の運営まで

も危うくすることになると私は危惧しています。今後、介護が必要になってくる人口がふえることが予測されることから、この研修の受講者もそれに対応できるように準備していかなければならないと考えます。そのため、高額になった介護職員初任者研修受講料に対し、一定の助成をして有資格者の増加を図ることが喫緊の課題であると思いますけれども、町長の所見を伺います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 12番、深見議員の介護職員初任者研修の講座受講費用の助成をとのご質問にお答えをいたします。

お尋ねのホームヘルパー2級の資格取得は、平成25年3月に廃止され、平成25年4月より介護職員初任者研修へ移行されました。現在の助成制度につきましては、標茶町も加盟しています釧路地域通年雇用促進支援協議会において、対象は季節労働者に限られておりますが、技能向上を通じた季節労働者の通年雇用化を促進するための資格取得支援事業があり、その中で介護職員初任者研修にかかわる資格取得のための支援事業が行われております。なお、来年度の事業内容については、釧路地域通年雇用促進支援協議会の総会で決定されることとなっております。

なお、介護現場の人材確保につきましては、国においても2025年に向け医療・介護従事者の確保等は急務の課題であるとし、消費税増収分を活用した新たな財政支援として、地域医療介護総合確保基金を創設し、各都道府県に設置をし、各都道府県計画に基づき事業を実施されることとなっております。その基金の対象事業として介護事業者の確保に関する事業も追加をされ、参考メニューとして介護未経験者に対する研修支援事業など想定されておりますので、今後、北海道計画の動向を注視しながら、活用について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○12番（深見 迪君） 今、町長がお答えになった不足していくという具体的な数字ですけれども、ピークである2025年までには、全国で60万人ぐらい不足するというデータも出ているのですね。その人たちが全部従事するわけでないですから、その約6割ぐらいではないかと、実際介護員として仕事なさる方が。ということで、私は喫緊の課題だと言ったのは、そういう意味なのですよ。

平成12年度介護保険制度ができてから、毎年標茶町でホームヘルパー2級もしくは1級の資格の講習を行ってまいりました。その卒業生は全部数えてみましたら569人もいました。このうちの多くの人たちは、標茶の事業所で働いている方々です。実際に今、民間で事業所を運営されている経営者の方も、この養成講座を受講してヘルパーになって、そして介護福祉士も取って、そして事業所をつくっていったという経緯もあります。そういう意味では、標茶町は大奮闘したかなというふうに思うのですよ。

それで、別海と標茶町がその町の人がある町でこういう受講を、研修を実施してきたわけですが、途中から別海ができなくなって、最後は標茶町だけが何年間かこれを行っているのですね。そういう実績が、今、介護を支えている裏にはそういう実績や努力があったということも記憶にとどめていただきたいなというふうに思うのですが、何かそう言うと自画自賛しているような感じがして、嫌でもないのですけれども、しかし、それが初任者研修になってからやっぱり難しいのですよ。できなくなった。なかなか難しくなってできなくなったのですね。結局、大手が入ってきているわけでしょう。時々厳しい日程の詰めで行っているわけですから。弟子屈は5年ぐらい前からですか、半額でしたか、補助を出したりしているわけなのですが、標茶で行った勤労者会館で行った養成講座には遠くは根室市、それから釧路市あたりからも、たくさん受講しに来ていました。そういう意味では、私は、国は現実に足りない足りないということは何年も前から言っているわけですから、言っていてすぐ手を打たないというのが今の国のやり方と言ったら言葉はきついですけれども、その前にやっぱり今現実に介護員を養成する、民間だけに今まで頼ってきたわけですから、そうではなくて、標茶町もそういう積極的に受講料の減免措置をとると。人数的にはそれほど1回の人数は一番盛んなときで60名ぐらいでしたから、大体20名から30名ぐらいの数だと思うのですが、そういう点ではその人の仕事もふえる、雇用の拡大もできる。もともとこの受講を頑張ってやってきたのは、雇用をふやすという目的もあってやってきたわけなので、そういう意味で、再度ぜひこの受講料を国や道の施策を待つのではなくて、町としても頑張って考えてみてはいかがなかとこのように思うのですが、再度ご答弁願いたいなというふうに思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

私も、議員ご指摘のとおり、団塊の世代が75歳以上、いわゆる介護適齢期に入ると、最大で100万人不足と厚労省で推計をしている。それについてどうやって確保するのか等々、今年度の介護に対するいろいろな、全体はやはりかなり就業率が高いということで、下げられますけれども、職員に対しては上げろということをやっていると。これ基本的にはやはり国の問題であり道の問題であって、道のほうで現在計画をつくるということになっておりますので、その動向を見て、私どもとしてどういった活用ができるのか等々について考えてまいりたいと思っております。

ただ、国の考えている基金事業は、どこから財源を持ってくるのか等々について、まだこれははっきりしていないとたしか私は理解しておるのですけれども、これを介護事業の中で、介護会計の中でやるとすると、保険料が当然上昇するという形になろうと思います。そういう場合、どういった形になるのか等々いろんな問題が多分出てくるかと思えます。いずれにしても、いわゆる町としてどこまで可能か等々については、基本的にはこれは国、道の動向を見ながら町としてどういったことが可能か等々については考えてまいりたいと思っておりますけれども、もし仮に町単独で資格取得に対して助成するということになりますと、

ほかのものとの公平性といいますか、整合性というものをどうやってとっていくのか、そのことも当然考えていかなければいけない。ただ、介護職員の初任者研修だけに支援をするという形に果たしてなるのかどうか等については、これはやはり検討は必要だというふうに考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12 番（深見 迪君） 最後に2つだけ質問して、これは簡単なことなのですが、1つは、道で計画をつくると言っているのですけれども、いつのことなのか、情報としていつごろなのかということもまず聞きたいなということ、それからもう一つは、介護という性格上、ほかのものとはちょっと比べられない、そういう意味で私は喫緊の課題ということを使ったわけで、ほかのものとは比べられない本当に急いでこの体制を構築していかなければならないという考えでこの質問を準備したのですが、この2つについてちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをします。

道のほうについては、課長のほうからお答えしますとして、介護が喫緊の課題というのは私も同じように考えています。ただ、これをどなたがやるべきことなのかといたら、これはやはり国だというぐあいに第一義的には思っておりますし、特にいわゆる 10 年後に高齢者がふえるというのは多くは大都市圏という推計がされておまして、そちらのほうやはり急ぐだろうということになりまして、だから、本町においてそのことは喫緊の課題でないと私は全然考えておりません。喫緊の課題だと思っております。実際に大変ですし、実際にいわゆる介護の職員の離職率が非常に高い、報酬が安い、そういった問題をどうしていくのか等々については、これは非常に大事な問題だということはこれまでも何度も私は申し上げておりますし、そのことに対する認識は私は共有していると思います。ただ、それが町村の任務としてやらなければいけないのか等々について言うと、これはやはり私は違うのではないのかなと、そのように考えておりますので、国と道がどういった形をし、そして、その上で町が何が補完できるのか等々については、これまでもいろんな施策というのはそういった形で標茶町は政策を組み立ててきておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） 北海道の作業の情報についてわかる範囲でお答えをしたいと思います。今回の基金事業に 27 年度から介護の分が改めて追加になってございます。それで、現在これは1月の段階で都道府県が厚生労働省のヒアリングを受けておまして、国の予算成立後、介護分が当道府県へ内示があるという話になっておりますので、内示がおりたと同時に、恐らく各市町村に情報が流れてくるというスケジュールになるかなと思いますので、6月、7月以降になるのかなというふうには担当のほうでは押さえております。

○議長（平川昌昭君） 深見君。

○12 番（深見 迪君） 町長、最後の答弁の前半部分は私全く同じ意見ですけれども、後半はちょっと意見を異にするものですが、ちょっと今の時間帯でこれ以上議論しても進展しないかなというふうに思いますので、私の最後の質問はこれで終わりたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 以上で 12 番、深見君の一般質問を終わります。

次に、6 番・黒沼君。

○6 番（黒沼俊幸君）（発言席） 私は、1 点質問を申し上げます。

冬の S L の観光を盛り上げようということを題しております。

去る 1 月の 25 日、第 16 回釧路湿原号と乗馬愛好家による S L と馬の共演を楽しむ会が行われました。前日の猛吹雪から天候が回復し、昨年にも増して多くの観客とカメラマンが集まって盛大でありました。

ことしは S L と馬の共演を楽しむ会が立ち上げされ、P R、準備と入念にされました。S L も函館方面が中止となるような話になりまして、釧網線のみが残るということを聞いております。この希少価値と多くのファンを楽しませるため、行政も参加、協力してほしいと願っております。除雪やこれから開催予定の写真展示など、いろんな部分で協賛されてはどうかと、こういうふうに質問申し上げます。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 6 番、黒沼議員の冬の S L の観光を盛り上げようとお尋ねにお答えをいたします。

S L 冬の湿原号は、J R 北海道が平成 12 年 1 月 8 日から運行を開始し、本年で 15 周年を迎えるとともに、議員ご案内のとおり、多和地域での S L 冬の湿原号と馬の併走は初年から続いているものと認識をしており、その活動には敬意を表するところであります。

16 回を迎えることしは、S L と馬の共演を楽しむ会が立ち上がり、会員の皆さんによる入念な準備と P R がされたものであり、今後、多くのファンを楽しませるために、行政の協力や協賛をしてはどうかとお尋ねであります。私がこのイベントの立ち上げに当初から中心になって活動されていた発起人の方からお聞きしていたのは、自分たちは趣味で好きだから始めたことなので、行政からの支援は求めないが、J R との連絡役をお願いしたいとのことでありました。今回、立ち上がった団体について詳細は存じ上げませんが、イベントの運営上、何が困っているのか等、具体的な相談や支援要請もいただいておりますことを、ぜひご理解をいただきたいと存じます。

もし、イベントに携わっている方々の考え方が変化をし、この団体からの行政に対し相談や要請が別途ありました場合には、その内容により検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

黒沼君。

○6番（黒沼俊幸君） 今、町長から町長側にも情報がいろいろ寄せられているということで、私もこのSLと馬のにはすごく楽しみを持っている一人でございます、毎回半分は興味本位、半分はいろんな人との出会いを楽しみに参加しておりまして、なかなかこの場所が私有地であれだけ3ヘクタール以上の広い草地ですから、所有者の方の協力なくしてはこの観光は成り立たないというふうに私日ごろ思っておりまして、大変その草地を提供するお2人の農場主には、特別感謝の気持ちを持っている一人でございます。

私が今質問していることには、なかなか標茶に大勢の人が、夏場には塘路とか冬にはワカサギ釣りとかあるけれども、このSLの希少価値というか、カメラマンの人が本州からとか札幌方面から大勢の方が、もう今ネットの社会ですから、ネットで情報を得て来られると。それであつたら、町の観光を持っている立場の人が発信してもらえれば、今いる観客よりもっと多くカメラマンも、それからニュースにもなりますし、そうすると、標茶に私が今回見た限りでは200数十台の乗用車が並んでいましたので、1.5人としても400人ぐらいはいるなど。去年よりずっと多かったのも実感しております。年々そういうことでPRの方面とか、除雪であつたら、今、除雪車が牧草地を傷めるとかいろいろ問題がありますから、できれば町有のロータリーで吹き飛ばせば、草地も傷まない状態になるかなど、こういういろいろ私が主催者というか、応援者の一人として感じていることで申し上げております。主催者と打ち合わせて、きょう別にここで町長にいろんなお願いをするということではありませんので、これを皮切りに、次年度も行われることは決まっておりますから、行政も主催者から相談を受けたら、できる面でご協力をお願いしたいと思います。もう一度お答えいただければと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

先ほどもお答えをいたしましたけれども、今まで具体的な相談や支援要請をいただいておりますということもぜひご理解をいただきたいと思ひますし、今後はこの団体の皆さまが、ただ、私は先ほど申しましたように、当初スタートさせた方々のやはり意向というものも私はお聞きをしておりましたので、自分たちが好きでやっているの、いろんなことをしながらみがなくてやっていきたいという、そういった趣旨であつたと思ひますので、町政として当時としてはできることということでございます。

ただ、いずれにいたしましても、この団体から行政に対して相談や要請がありましたら、その内容について検討してまいりたいと思ひますので、繰り返しになりますけれども、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（平川昌昭君） 黒沼君。

○6番（黒沼俊幸君） いろんな情報がこれから町側にも寄せられると思ひますけれども、特段のご支援なりご指導をお願いしたいと。

これをもって質問を終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で6番、黒沼君の一般質問を終了します。

次に、1番・松下君。

○1番（松下哲也君）（発言席） さきに通告してあります町職員の人事交流を図るべきではという件につきまして、質問させていただきます。

私がこの議会で初めての質問をしたときに、都市交流事業という中での質問したわけなのですけれども、その狙いは何かということは、あくまでも人材育成ということでの質問でありました。私は、今後の標茶を担っていく若い世代の人材育成というのは、非常に重要なことになるのではないのかなと、そういうふうに思っておりますので、今回はあくまでも私は人材育成という立場の中での質問というふうに捉えていただきたいと思います。

過去には道との町職員の人事交流ということが行われていたと記憶しておりますし、また道への派遣事業も行われておりました。ところが、近年その事業もちょっと途絶えて行われていないということをお聞きしております。

やはりこれからの標茶または町職員の視野だとか、これからの町政を進める上で、職員のいろんなアイデアだとか、人とのつながりだとか、また情報の共有だとか、そういう中では、私は道あたりとの人事交流というのは必要ではないのかなとそういうふうに思っておりますし、ぜひともこの職員の視野を広げるために、またスキルアップを図るためにも、人事交流ということは継続して行っていくべきものと考えております。

マスコミの中では、ある町では女性職員2人が国の外部機関に派遣されるという記事が出ておりましたけれども、標茶は標茶として道だけにとどまらず、あくまでも町独自の職員のレベルアップを図るために派遣なり交流事業を行っていくべきと考えておりますけれども、町長のご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 1番、松下議員の町職員の人事交流を図るべきではとのお尋ねにお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、行政運営において職員が専門的知識はもとより、目的に沿った的確な分析や長期的な政策、立案、そして諸課題解決する能力など、幅広い資質能力の向上を図ることが大切と考えております。そのため、本町では北海道などへ研修派遣や職員研修計画に基づいた初任者研修、管理職に至るまで道内、管内はもとより、市町村アカデミー、国際アカデミー等全国レベルの研修、また、みずから課題設定を行い実施する研修等、多くの研修機会を設けており、人材育成の推進を図っているところであります。

派遣交流といたしましては、これまで北海道への研修事業として昭和47年から11名の職員の研修派遣をしており、また平成8年度から2年間は総合研修として道から1名本町で受け入れをしており、最近では平成24年3月まで北海道へ派遣をしております。また、公益的な任務を果たすとともに、事務能力向上に資するため、釧路・根室広域地方税滞納整理機構

へ平成19年度及び平成24年度から現在まで引き続き1名派遣をしております。

議員お尋ねの今後の派遣交流事業につきましては、派遣先の意向、そして本町の職員体制を考慮し、できる限り職員個々の能力向上のために、研修の目的、派遣相手先などを十分検討し、取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

松下君。

○1番（松下哲也君） 今、町長のほうからいろんな方面に研修なり派遣が行われていると。これは大変結構なことであると思いますし、私はやはり職員の方には本当にこれからも一生懸命勉強して、町民のために尽くしていただきたいという思いでいっぱいでございます。やはり今の研修とか、あと交流とか、例えば道あたりとの交流の中で、その中での人とのつながりというもの、これが5年後、10年後、またみずからが管理職になったときの一つのつながりというのは、非常に本町のために役に立つときが必ず来ると私は思っておりますので、ぜひともこの交流事業ということは継続して、単なる道あたりではなく、今、町長がおっしゃられましたいろんな分野での研修の機会は、常に門を開いて積極的に派遣していただきたいなど。

職員の勤務体制、また人件費の関係かなとは思いますが、町長がよくおっしゃられます経済行為の中で対応できない部分はそれは行政が担うべきであるということでは、やはり人を育てると、人材育成というのは、これは行政が、特に役場の職員に関しましては、それにぴったりなものであって、それは行政がきちっと職員を育て上げていくということは、ぜひともやるべきものであると私は思っておりますので、ぜひとも積極的なあれをお願い申し上げまして、私は質問終わりますけれども、最後に町長からのもう一言の答弁をいただいて終わりたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 先ほどもお答えをいたしましたけれども、この問題については私は非常に重要な問題だと思っております。特に、非常に限られた職員の中で増大する行政ニーズにどう応えていくのか等々を踏まえますと、これから先の職員の皆さんにはもっともっと幅広い知識経験というのが必要だと思っておりますので、ただ、現実問題として職員体制が、いわゆる明日からの体制がどうなのかということも踏まえて、これについては考えなければいけないということも、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○1番（松下哲也君） 質問を終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で1番、松下君の一般質問を終了します。

次に、9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君）（発言席） きょうはとってもいい天気ですけども、12月からの爆弾低気圧によって職員の皆様、そして除雪作業に当たられているそれぞれの業者さんの職員の皆様には、毎日のご労苦、心から感謝を申し上げたいというふうに思っておりますし、なお

安全な作業に十分なお配慮をいただきたいというふうに思っております。

それでは、私の質問に入らせていただきますが、季節労働者の実態調査の実施についてということで、ご質問申し上げたいというふうに思っております。

先ほど深見議員のほうでも、もっと仕事がしたい、それから生活にゆとりを持ちたい、そういう声、私も伺っております。ですから、そういう意味も含めまして、ご質問申し上げたいというふうに思います。

農林水産省及び国土交通省が平成 25 年 10 月に公共事業労務費調査を実施し、それに基づき平成 26 年 2 月からの公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価を決定しました。公共工事設計労務単価は、公共工事の予定価格算出に用いる建設労働者の 1 日当たりの基準賃金で、政府は年々下落している労務単価を全職種全国平均 15.1%増の 1 万 5,175 円に引き上げました。

これに基づき北海道も、平成 10 年度をピークに大幅な減少基調で推移していた設計労務単価を 17.5%増の 1 万 3,226 円としました。

このことを受けて、建設政策研究所北海道センターは、昨年 4 月、全建総連釧路建設ユニオンと全日本建設交運一般労働組合釧路支部、それぞれと共同で釧路管内の建設業で働く季節労働者の賃金等に関する実態調査を行いました。北海道の公共工事設計労務単価は平成 10 年度をピークに大幅な減少基調で推移していて、全職種の単純平均を見ますと、平成 10 年度を 100 とした場合に、平成 24 年度は 70、平成 25 年度は大幅な増額改定があったものの約 82 にとまっていて、道内建設労働者の所得を左右する数値としては決して十分な水準ではないと言えます。

私が議会で議席を置かせていただいた 1983 年、昭和 58 年ころは、本町の季節労働者は 1,000 人を超えたと言われ、そして 1995 年、平成 7 年にはおよそ 600 人ぐらいと推測されておりました。しかし、人口減、高齢化等により、季節労働者の人数もかなり減少していると思われまます。

昭和 50 年、失業保険制度の改正により、3 年間ごとの時限立法としてスタートした冬期雇用援護制度も平成 15 年度で打ち切られました。この冬期雇用援護制度による冬期技能講習会は、季節労働者の収入源を補い、能力開発に向けた各種資格取得につながる制度として、多くの季節労働者に利用されて、平成 14 年度は本町の季節労働者の約 180 人がこの制度を活用しておりましたが、全道の季節労働者建設業関連企業等の存続要望もむなしく、残念ながらこの制度も平成 15 年度で打ち切られました。本町は、これ以降、季節労働者の就労の場の確保として、管内の他町村にはない町独自政策で冬期雇用対策事業を実施し、季節労働者の冬期間の収入として今現在も大変喜ばれております。

しかし、冬期技能講習会が打ち切りとなった以降、全道、釧路管内の季節労働者数は年々減少、高齢化となり、1980 年と比較すると、短期雇用特例被保険者の現在の数はピーク時の 4 分の 1 と言われており、本町も同様の数値またはそれ以下と考えられます。建設政策研究

所北海道センターは、共同で行った調査結果、中でも賃金については「変わらない」が 86.1%と圧倒的に多く、「上がった」は 6.3%にとどまっております。釧路市の発注する工事で働いた方々全職種では、土工作業員で 2013 年度の賃金水準は普通作業員で 1 万 2,700 円、軽作業員でも 1 万 600 円を支給されることが予定価格の積算上、期待されておりましたが、この金額を超えていたのは 10 人中 2 人だけであったとの報告もありました。

そこで、本町の公共事業発注において、実態はどのようになっているのか、労働実態調査を実施し、季節労働者の状況把握に努め、発注者の町として実態に基づいた政策をとるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 9 番、鈴木議員の季節労働者の実態調査の実施をお尋ねにお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、平成 26 年 2 月から公共工事設計労務単価が大きく引き上げられ、北海道の全職種平均では 7.5%の伸びで、社会保険への加入に必要な法定福利費相当額を反映させたものとなっています。本町としては、工事説明会において実質賃金への反映や担い手育成について要請するとともに、公共工事設計労務単価引き上げ以降、受注先の技能労働者の数件の聞き取り調査を実施してきたところであります。

議員お尋ねの本町の建設業等で働く季節労働者の労働実態調査であります。季節労働者を対象に開催されていた冬期技能講習制度がなくなってからは、季節労働者への直接のアプローチが年々難しくなっており、また労働者の待遇改善などを目的として活動をされている標茶地区連合会の季節労働者の構成員数では、アンケートのサンプル数の少なさが懸念されるところであります。結果的には、季節雇用の方がいると思われる登録事業所に協力をお願いする形となりますが、事業所の過度な負担とならないよう、賃金や年齢、保険の状況など、簡易な調査を実施してまいりたいと考えております。

なお、この調査結果により、設計単価と実質賃金の相当の乖離などが生じていることが判明した場合には、業界団体等へのさらなる要請対応を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○9 番（鈴木裕美君） 実施をしてくださるということですが、それはいつごろまでに調査をしていただけるのか、そしてさらには、その結果をぜひ議会にも教えていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたしたいと思えます。

まず、季節労働者が離職する時期は早くて 12 月、遅くて 1 月ごろでございますので、その離職した後でないアンケートができないという状況だと思えますので、早くても来年の 12

月か年明けになってしまうと考えております。

○9番（鈴木裕美君） 終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で9番、鈴木君の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 3時00分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

次に、2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君）（発言席） 次に質問させていただきます。

私のほうからは、町民とともに地域創生の推進をという題材で質問させていただきます。

政府は創生を標榜し、まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」「総合戦略」を内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局にて策定しております。

「長期ビジョン」「総合戦略」は、①、「地方における安定した雇用を創出する」、②、「地方への新しいひとの流れをつくる」、③、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、④、「時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」と4つの基本目標をもとに、内閣府を初め各省にメニューが振り分けられ、約200件、その他財政的支援を含めると約1兆3,991億円が予算化されております。どの項目も重要な、さきに挙げた4つの項目は多くの町民にとっても深刻に受けとめているのではないかというふうに感じております。

特に、①に挙げました「地方における安定した雇用を創出する」の政策パッケージでは、「地域経済雇用戦略の企画・実施体制の整備」、次に「地域産業の競争力強化」、次に「地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策」等がうたわれております。

本町は、長期総合計画にのっとり、また、まちづくり委員会等により計画的に事業が進められているところではありますが、地方に暮らす人々にとって「地方創生」は関心の高さが見てとれるところでもあります。町民のまちづくりに対する情熱や自主性を酌み取るような窓口があってもよいのではないかというふうと考えております。

官民一体となって推進していくことで「協働のまちづくり標茶」の新たなステージを切り開くことができると考えておりますが、町長の所見を伺います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 2番、長尾議員の町民とともに地域創生の推進をとのお尋ねにお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、国は「まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げ、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、東京一極集中の歯どめ、地域の特性に即した地域課題の解

決の3つの視点から、仕事と人の好循環を実現するため、4つの基本目標から成る総合戦略を策定、閣議決定し、魅力あふれる地域を創生することとしております。

さきの川村議員にもお答えをしておりますけれども、本町の総合戦略は総合計画を基本に総合計画審議会や振興委員会などにご意見をいただきながら策定する予定としております。このたびの総合戦略の策定には、住民の代表、産業、行政、金融、労働などの多様な視点での審議が求められておりますが、総合計画審議会や振興委員会の構成は、それらに関する団体によるものであり、また個人ではなく、それらの団体、組織の意向をまとめた上での参加であり、青年や女性の意見も含め、十分集約できるものと考えております。

本町のまちづくりは、議員ご指摘のとおり、総合計画を土台と位置づけ、3カ年実施計画により計画的に施策と事業を展開し、自助、共助、公助を基本バランスとする協働のまちづくりを進めてきております。自治会や青年団体を初めとするまちづくり活動の自主性に敬意を表しますとともに、その自主性を当然尊重しておりますし、町民の皆さんのまちづくりに対する情熱の受け皿は自治会や青年・女性団体、経済団体、行政、そして議会であろうと考えております。

今後におきましても、住んでよかった、これからも住み続けたいと思える町を目指して、協働のまちづくりに取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

長尾君。

○2番（長尾式宮君） 今、答弁の中で12月に策定ということで、先ほど一般質問された川村議員のお話、答弁の中にもございました。

そこで、お尋ねしますが、今年の12月に策定するに当たって、関係団体を集めて大体何回ぐらいの会議等を予定されているのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

現時点において、具体的に何回という想定はしておりません。必要に応じてということになろうかと思えます。

○議長（平川昌昭君） 長尾君。

○2番（長尾式宮君） 先ほど冒頭、午前中に町政執行方針の中でも町長、地方創生について触れられておりましたけれども、私、この地方創生という言葉に踊らされるのはよくないとは思っているのですけれども、ただ、今回、地方創生の国が推し進めていくに当たって、国が何を求めているのかというのは、もしかしたら、地域主権とか、あるいは地方分権、そういったものを各自治体の自主性を少しずつ促していくためにこういった事業をやって、今策定されているのではないかなというふうに感じております。そういった意味では、これから12月に向けて策定される内容ですので、詳しいことはこれから決まることではありますけれども、ぜひ標茶町が、町長も先ほどおっしゃってございましたけれども、自分たちの町に責

任を持つという気概を持って町をつくっていく、そういった気持ちをぜひ取り込んでいけるような、そういった戦略を練っていただきたいというふうに感じております。

そのためには、やはり戦略としては多岐にわたるメニューです。質問の中にも私は調べたところでは約 200 件ほどのメニューがございます。今後、これがどういうふうに変わっていくのかはちょっとわからない部分もあるのですが、とにかく今の標茶にとって一番皆さん、町の人たちが望んでいるのは、仕事ではないかなというふうに考えております。

先輩議員の質問の中で、それに対する答弁で、経済活動にはなかなか行政としては介入できない、そういったようなお答えをされておりましたけれども、私はまちづくりというのは絶対経済活動というのが伴ってくるものだと思っているのです。それこそ、衣食足りて礼節を知るではないですけれども、初めて仕事があってこの町に住める、そういった方々がほとんどだと思います。仕事もないのに、この町にいたいけれども、なかなか仕事がないので出ていかななくてはいけない、そういった方も見受けられるのではないかなというふうに感じております。

そういった意味では、ぜひ直接行政が経済活動にかかわる、そういう視点ではなくて、あくまでも関係団体と力を合わせて、これからの標茶町の産業、標茶は基幹産業として農業をもっともっと振興していくのだ、そういう今までの町長のお気持ちも聞いておりますけれども、ぜひもっと広い視野でまちづくり、経済活動という視点にとらわれずに、政策を練っていただきたいというふうに考えております。

さきの質問の中で、地方における安定した雇用を創出するというのが、まさに今、国の進めている地方創生の一つの大きな目標と挙げられております。ですので、ぜひこの部分も長期ビジョンだけにこだわらず、できることがあれば、やはり関係団体と協議しながら進めていっていただきたいと思っておりますけれども、そういった流動的なお考えというのがあるかどうかだけお伺いしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 何点かのご指摘があって、私もちょっとそういう理解をされているのかなと思って、ちょっと説明が足りないのかなと思ってはおりますけれども、私、地方創生という、この国の考え方を否定しているわけでも何でもないわけでありまして、ただ、国が旗を振る前に私どもは一生懸命これをやってきたということでもあります。今までの国の政策と何が違うのかというと、例えば日本列島改造論であるとか、田園都市構想とか、そういった地方ビジョンと何が違うのかというと、これは今までやっぱりハードを国のほうで考えて、それにどう対応していくかということだったので、今回の地方創生というのは、それとは違うわけですね。地方に知恵を出せという話です。これは政策というよりはむしろ運動と言ったほうがいいのかという全国紙の指摘もありましたし、私どもは私どもの町をこれから先どうやって将来展望を開いていくかという、英知を結集して総合戦略を策定をいたしました。その中で、私は厳密に言えば雇用が経済活動だと言っておりますけれども、その基盤のために本

町は何を優先して取り組んでいたのか、それは酪農・畜産であり、農林水産業、第1次産業である、それをきちっと維持する中で雇用というのが経済活動として回っていくということでもあります。直接的に雇用するというということではないという議員のご指摘で、まさにそういうことなわけで、本町としてはそういうことに対して、今までも一生懸命努力をしてきたということでもあります。

私の考え方が狭い視野かも知れませんが、私はやはり足元をしっかりと見詰めて本町で何ができてどういった仕事があるのか、その仕事がないと生きていけないわけですから、それをずっと未来永劫、行政が税金を使ってということにならないわけです。このことはわかり切った話であって、だから国も今回、地方創生という話が出てきている話でありまして、地方創生のこの総合戦略で年末に決定した中で、地方みずからが考え、責任を持って総合戦略を推進し、国が伴走することが必要ということが書いてあります。それは私どもが今まで取り組んできたことを地方創生と私どもは思っておりますので、言葉は今まではそういった形でしていませんけれども、すべからず、何度も申し上げますけれども、これは人口減対策、産業振興、安全・安心な生活の確保でありますので、それをやはり力強く推進していくことが私は一番の近道だということでありまして、そういった中で、経済活動が活発になり、雇用が生まれてくるということではないのかなと思います。だから、そこら辺で私のいわゆる発想、視点が狭いのかも知れませんが、私はそのことのほうが堅実だし近道だというふうに考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君） 見識が狭いというふうに責めているわけではございません。あくまでもやはり町全体として、正直言えば、標茶町というのは農業に携わっている人が多い町です。でも、100%そうではないですよ。私も本業は農業には関係ない仕事をしております。ましてや、町場の人にしてみれば、個人商店をやっている方もいるし、ほかのサービス業あるいは商工業、ほかの仕事をされている方もいます。そういった方々が、この町の中で何となく、ここ過去20年間の不景気のあおりで、何かしら自分たちだけ取り残されてしまった気持ちというのが、もしかしたらあるのかもしれないですよ。そういったものを払拭させるためにも、これからのまちづくりにおいて、やはり1次産業を大事にしていく、そういった気持ちは町長おっしゃる気持ちというのは僕も非常に共感を覚えております。こういった標茶町において、農業の大事さ、産業として価値の大きさというのは非常に僕も承知しております。

しかし、町場の中で、1つ例にとると、やはり最近では1つお店ができましたけれども、駅前なんかやはりまだまだ空き家が多い状態が目立っております。中には、やはりそこを見て、標茶の町寂れたなというふうに嘆かれる方もいらっしゃいます。ですので、いろいろ私たち、私も商工青年部のほうでは、いろいろ町のほうと一緒に協力していただいたり、たくさんお世話になっております。でも、一番やはり町の皆さんが望んでいるのは、仕事があ

る環境です。仕事があってこの町に住みたい、まずそれをどういうふうに具体化、実現していくのかということだというふうに感じております。経済活動との兼ね合いの中で、やはりなかなか対応が難しい部分があるかもしれませんが、これからの総合計画では、まずそこが標茶にとって一番大事な部分ではないかなというふうに考えております。ですので、重複になりますけれども、ぜひその部分も一つのテーマとして、これから開かれる会議の中で検討していただけたらというふうに思っております。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

どうもご理解をいただけないようなのですが、私はほかの産業に対して町として何も取り組んでいないということを申しでないし、予算を見ても、私としては十分配慮しているつもりであります。

ただ、将来的に、雇用は経済活動ですが、その基盤を支援するのは行政だと思っております。今までもそのたびに本町にとって本町が持っている資源を着実に近道、一番の近道は何かといったときには、それはやはり基幹産業である酪農、農業、それから農林水、第1次産業をしっかりと守っていく中で、そこで暮らしができ、雇用ができてくるのではないのかということで、政策提案をずっとしてきているつもりであります。

だから、商店街が寂れてきているから、それに対してといっても、これは私、先ほど申しましたように、市場原理、経済原理を超えて、行政がどこまでできるかというのは、これは実際に限定的なものだと思うのです。だから、その前段について行政がどういった支援をできるかということで、本町としては今までも酪農、農業、第1次産業の振興、発展のために、かなりほかの町と比較しても私は頑張ってきたという、そういう自負はあります。だから、その上でそれをどうやって利用して、雇用を創出するのか。だから、この何年間もずっと基幹産業、基幹産業と言っていますけれども、私、基幹産業だけを取り組んできたというつもりではないですし、町全体の中で優先順位をつけてやってきたということでもありますので、ぜひそこら辺は、私の言葉が足りないかもしれませんが、やはりだらだらとしゃべるよりは、わかりやすくしゃべったほうがいいということで、私はそういったつもりをしてきたつもりなので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

実際に、だから、そこを地方に幾ら投げかけても、経済原理を超えて雇用というのはできないわけです、単純問題としては。なぜ東京の一極集中になったのか。まさに経済原理なわけなのですよね。国が今までそのことが日本が力強くいくために一番必要だということでやってきた結果としてこうなったわけですから、それを今さら、地方でもう一回雇用を創出しろと。金を幾らでも出すというのなら話は別ですが、金は限られている。知恵を出せ、やる気を出せ。それで何が解決するのですかと私は申し上げている。それだったらどこの町村であったって、今まで必死に頑張ってきたはずですよ。私は、総合計画をつくるときに、町民の皆さん方、それから職員含めて、そういった思いでつくってきたという自負はありま

すので、ぜひこれが今までの私どものまちづくりの基本戦略と。それは決して国がどうこう言ったとしても変わるものではないということで、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 長尾君。

○2番（長尾式宮君） 大変町のこともきちんと考えていると、そういったところで大変ありがたいのですが、予算あるいは町内でお金を回す、そういったことにも大変気を使っているというふうに答弁いただきましたけれども、私が言いたいのは、例えば特定の町の話はできませんけれども、ある町では行政とかでコンパクトシティという、ちょっとそれしてしまうのであれですが、そういった中で新たなまちづくりというものを、ぜひ地域創生の中で少しずつ皆さんの意見というものも取り入れながら、まち並みも含めて考えていただけたらというふうに考えております。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

コンパクトシティと地方創生と同一線上で語られているわけですか。

（「あくまでもまちづくりの観点という」の声あり）

○町長（池田裕二君） どんな地方に住んでも暮らしていけるというのが地方創生の基本的な考えだと私は思っています。だから、効率が悪いから全部真ん中に集めろという、それは標茶では私は無理だというぐあいに考えています。どんなお年寄りの人たちでも、やはり最後まで自分の生まれ育った地域で暮らしたいと思っている。その思いをどうやって実現するのかがあって、コンパクトシティという発想は、私は個人的にはちょっと違うのではないのかなと思います。

○議長（平川昌昭君） 長尾君、質問をまとめてちょっと。

○2番（長尾式宮君） コンパクトシティが標茶にとって議論すべき課題かというのではなくて、あくまでもそのような議論の反対の考え方というのも当然あるわけですよね。そういったものをぜひ地方創生、標茶のような町でもどういったまちづくりが望ましいのかというのを改めてもうちょっと町の人たちのいろんな意見というのものもあるかと思えます。私もいろいろ聞く機会があるのですけれども、ぜひそういったものも、これからも参考にさせていただければというふうに思っております。

質問は一応ここまでということで。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

地方創生については、私はずっと考えていたのは、今までうちの町は必死に取り組んできた。この総合計画を基本にやっていけば、足りないものは足せばいいのだという考えでいるということで申し上げましたし、職員にもそういった指示をしております。これからの総合戦略の策定については、基本的には総合計画審議会、それから振興委員会等々の皆さんのご意見を伺いますけれども、先ほどの川村議員にも答弁をさせていただきましたけれども、

必要であればその都度どういった方々のご意見をというのを今の時点で否定しているわけはありませんので、そういった意味で、本町にとって一番いい形での総合戦略が策定できればいいと、そのように考えております。

○2番（長尾式宮君） 終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で2番、長尾君の一般質問を終了します。

次に、11番・熊谷君。

○11番（熊谷善行君）（発言席） 私のほうからは、ちょっと今、前段で雇用の話も含めて熱い討論がされたので、やりづらいのですけれども、私のほうからは3点ほどお伺いします。

まず、1点目でございます。

本町における木質バイオマスの有効利用についてということで、最近、道内においては木質バイオマス発電所の建設が紋別市、江別市、苫小牧市などで図られ、昨年12年には、これ道新に載っていましたが、白糠町でも2017年4月からの稼働計画が報道されていました。

本町では、私の調査によると、木質バイオマス資源量は、町有林、民有林において間伐材は立木材積合計で約1万2,000立米と認識しています。また、「木質バイオマス」という調査資料、これは北海道立総合研究機構の森林研究本部ということで出している本でございますけれども、それによりますと、本町の年間の森林バイオマス量は6,000立米から8,000立米未満と推定された資料が出ています。

議会でも視察に下川町等へ行きましたけれども、他町村でも木質バイオマスの有効利用が図られてきておりますが、本町ではこれらの資源の有効活用についてどのように考えているのか、また計画などがあればお伺いいたします。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 11番、熊谷議員の木質バイオマスの有効利用に関するお尋ねについてお答えをします。

本町の森林総面積は約5万8,000ヘクタールで、国有林以外の森林、いわゆる民有林が約3万4,000ヘクタールとなっております。民有林の内訳としましては、市町村有林が4,800ヘクタールで、私有林が2万9,700ヘクタールとなっております。また、民有林のカラマツ、トドマツを主体とした人工林の面積は1万2,300ヘクタールとなっております。

次に、木質バイオマスの資源量についてですが、林業試験場の過去に行った調査によりますと、1年間で本町で集めることが可能な林地未利用材などの木質バイオマス原料は、民有林と国有林を合わせますと推定で6,000から8,000立方メートルとされており、管内でも比較的高い数字となっております。

また、この調査は森林の傾斜等を考慮されたものであることから、豊富な人工林資源を有し、比較的高低差がなく、なだらかな地形の多い本町は、木質バイオマスを集めやすい森林が多く存在すると言えます。

議員もご案内のとおり、道内では紋別市や江別市など4市町において新たに木質バイオマス発電施設の建設が進められておりますし、管内では白糠町において木質バイオマスのみを燃料とする6,000キロワット規模の発電施設の建設計画が、平成29年4月の稼働を目指し進められているところであります。

こうしたバイオマスの発電施設の建設に当たって課題になるのが、燃料となる木質バイオマス等の原料調達と送電線の容量であります。特に、原料調達については、5,000キロワット級の木質バイオマス発電施設で年間10万立方メートル程度の木質バイオマスが必要と言われ、その際の集荷想定範囲は半径50キロとされております。木質バイオマス発電は、太陽光や風力などの再生可能エネルギーと異なり、原料の調達が必要であることから、本町の場合、現状行われている製材や、おが粉生産に影響を及ぼさないよう、地域の実情に即した適切な規模で取り組むことが重要との認識をしております。

また、送電線の容量の問題については、事業化に取り組みやすい太陽光発電施設の建設が各地で行われており、現状の送配変電設備では、全ての再生可能エネルギーに固定価格買い取り制度が対応し切れず、一部では買い取り中断も起きているという現状を踏まえ、今後の設備増強の動きについて注視してまいりたいと考えております。

いずれにしても、発電に限らず、熱利用を含めた木質バイオマスの地域での利活用を適切な規模で行うことができれば、森林の循環利用が図られるとともに、新たな雇用の創出など、地域経済への波及効果も期待できます。それには施業体系の見直し及び林地未利用材の搬出コストなど、解決しなければならない課題は少なくありませんし、現在、委託中の再生可能エネルギー導入可能性調査研究事業のヒアリングにおいて、木質バイオマスの活用に関しては難しさがあるとの指摘を受けていますが、今後、標茶町内でどのような取り組みが可能であるかについて関係団体とも引き続き調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

熊谷君。

○11番（熊谷善行君） これ、先ほど言いました本町の木質バイオマス、森林バイオマスと申しますか、この資源というのは、非常に貴重な財産だと僕は思っています。

それで、先月、12月の新聞報道によりますと、発電を計画している各社が原料となる間伐材等を確保するために、躍起になっていると申しますか、価格がちょっとつり上がったという状況で品薄状態が起きているという報道もなされておりました。そういう意味では、単純に僕は木質バイオマス発電だけを言っているのではなくて、その有効利用で、まして標茶には先ほど町長も答弁されたように、それだけの資源量があって、非常に重要な資源ですから、それを有効に活用するための政策、方策を考えていくことは、新たな雇用、企業を創出することもできますし、雇用も生むことができますし、それらを運搬したりする関係、それから林業業者も発展していけるというように考えておりますので、バイオマス発電に限らず何

か計画等とは考えておられないのか、再度ちょっとお聞きします。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

当然、再生可能エネルギーの利用ということで言いますと、森林というのは太陽光の非常に有効活用を図れるということで、本来であれば、材としての材価がある程度確保できれば、これは世の中の状況は違うと思いますけれども、ご案内のように、昭和 39 年に木材を自由化して以降、木材価格というのがかなり低迷をして、最近は幾らか持ち直しているようではありますが、こういった状況等も踏まえて、森林、木材をどうするのかというものを踏まえて判断をしてみなければいけないと思います。

ただ、いずれにしても、木を植えて、結局資源としてカウントできるまでには、これは長いスパンが非常に必要でありますので、かなり長期的な見通しというのが必要なのではないのかなと思っておりまして、先ほどお答えをいたしましたけれども、現在調査を行っておりますけれども、その中間では、本町の場合は距離が長いということもあって、かなり事業化は難しいのではないのかなということでもあります。

ただ、先ほど議員から御提案ありましたように、発電だけに限った場合と、それから熱利用ということになった場合に、これはまた違う発想があるのではないかと、そういう意味で、議員の皆様もいろんなところで研修等をされているようでありますので、ぜひ熱利用ということで、これからも研究を続けてまいりたいと思っております。

それから、本町において再生可能エネルギーで賦存するものとしては、やはり家畜ふん尿、これもバイオマスですけれども、非常に大きいと思っております。家畜ふん尿のバイオマスについて言うと、これはエネルギーとしてだけでなく、環境負荷への軽減、それから日本は今、自給率のカウントに肥料はカウントしておりませんが、私はやはり自給率のカウントをするときに肥料というものをカウントするべきだと思っております、そういった意味で、家畜ふん尿のバイオマスを使った後の液肥ということも非常にこれは有望性があるということで、家畜ふん尿のバイオマスに関して言うと、そういった何点か目的があるわけで、そこで生産を維持していくためにも、これはやっぱり緊急に解決しなければならない課題というぐあいに考えています。

ただ、ご案内のように、イニシャルコストが非常にかかるということで、それと先ほどもお答えをいたしましたけれども、例えば発電をした場合の送電網がどう確保できるのか、これは現在のところは発電する側が整備しなければいけない。これに対しては、膨大な事業コストがかかるわけですので、そこら辺もどうしていくのか等々については、やはり国、道等の動向も注視しながら、本町において何が可能なのか、当面は3月20日に先ほど申しました委託調査の結果が報告書が出てまいりますので、その中でこういった可能性が考えられるのか等々については、その後検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 熊谷君。

○11 番（熊谷善行君） 3月20日に委託調査の結果が出るということでございますけれども、先ほど町長から出ましたように、僕は熱利用が最大ベストではないかなと思っています。それをやることによって、それにかかわる業態といいますか、いろいろふえますし、新たな雇用も生まれますので、そういう意味では、発電よりも熱利用ということを考えて上で進めていただければと思いますし、その3月20日に出る結果に対しては、議会のほうにもお知らせいただけるのでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 当然ご報告はさせていただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 熊谷君。

○11 番（熊谷善行君） はい、よろしくお願いします。

それで、その結果を踏まえて、ぜひ、町長いつも言っているように、協働のまちづくりの理念から、お互いに考えて町に何がベストなのかということを決めていくような考えを持って進めていただきたいと思います。

1 番は終わります。

2 番目ですが、移住相談と「お試し暮らし」の現状と今後について。

全国的な人口減少と少子高齢化社会の進展を考えると、移住・定住の促進は本町においても重要な課題と捉えています。一層の情報発信による潜在的な需要の掘り起こしとアプローチが必要と考え、下記についてお伺いします。

北海道移住促進協議会等による首都圏や拠点都市での「北海道暮らしフェア」への参加状況と成果や効果について。

2 点目ですが、「お試し暮らし」の施設も昨年2軒の改修を行い3カ所となったところですが、申し込み状況、利用者選別と利用状況、商工会青年部の運営状況並びに運営費用についてお伺いします。

3 番目ですが、「お試し暮らし」も申込者が多く抽選等により利用者の選別を行っていると聞いています。さらなる施設を設ける等の考えがあるのか、お伺いいたします。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 11 番、熊谷議員の移住相談と「お試し暮らし」の現状と今後についてのお尋ねにお答えをいたします。

1 点目の「北海道暮らしフェア」への参加状況であります。平成24年度は東京会場、平成25年度は名古屋と大阪の2会場、平成26年度は東京会場に参加をし、相談受付件数は平成24年度31件、平成25年度の2会場で80件、平成26年度は35件と多くの方々に標茶町のブースにおいでをいただき、3年間での相談受付者から延べ34件のお試し暮らし住宅へのお申し込みをいただいたところであります。

2 点目のお試し暮らし住宅への申し込み状況などありますが、平成25年度の申し込み件

数 10 件、うち利用者 4 組、滞在日数 84 日、平成 26 年度は 33 件、うち利用者 6 組、滞在日数 124 日、平成 27 年度は 31 件、うち利用決定 14 組、滞在予定日数は 317 日となっております。利用者の選定につきましては、完全移住、二地域居住、長期滞在の順を基本に家族構成などを考慮し、管理運営を行っている商工会青年部により選考を行っております。

なお、運営の収支であります。平成 25 年度の家賃収入は 19 万 5,000 円、管理経費 12 万円、平成 26 年度の家賃収入 22 万 7,000 円、管理経費 21 万 1,000 円、それに滞在者との交流食事会などで 11 万 4,000 円の経費支出があったとの連絡を受けております。

3 点目の今後についてのお尋ねにお答えをいたしますが、申込者の多くが夏期期間に集中をし、選定は選考にならざるを得ませんが、選考に漏れた方には他の空き期間のご紹介を行うなど、より多くの利用を図る方策を模索中であります。現在 3 軒の住宅で実施しておりますが、町ホームページ、「北海道生活」などの各月刊誌、「ちょっと暮らし北海道」などのラジオ番組、「北海道暮らしフェア」などのイベントを活用し、当面この 3 軒の最大限の利用に向け進めるとともに、都市圏住民の動向を注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

熊谷君。

○11 番（熊谷善行君） 1 点目の 3 年間の合計、ちょっと計算していませんけれども、34 件のお試し暮らし住宅の利用があったと。その利用していただいた後の効果といたしますか、それは調査しておられるのかというのが 1 つ、それをまずお聞きしておきます。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

平成 26 年度の利用実績に基づいてアンケート調査を行っております。滞在地における使った費用分、それから滞在地以外でかかった費用分、それに当たる経済波及効果という部分を含めてアンケート調査で分析をしているところでございます。

○議長（平川昌昭君） 熊谷君。

○11 番（熊谷善行君） 分析をしているところというのは、まだ結果は出ていないということですか。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

町内の経済効果につきましては、平成 26 年度実績で総額 194 万 7,050 円という数字が出ております。

○議長（平川昌昭君） 熊谷君。

○11 番（熊谷善行君） それで、この中で将来的には移住を考えているのは、アンケート結果には何件かあったのでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 直接的に標茶に移住をしたいというお答えを明確に出している方はいらっしゃいません。

○議長（平川昌昭君） 熊谷君。

○11 番（熊谷善行君） それで、先ほど町長の答弁の中にもありました、これは交付金実施計画書の中にも載っていますけれども、ことしは近畿圏ですか、北海道暮らしフェアへ参加する予定となって、ある程度金額も記載されていますが、これも商工会青年部と同行する予定ですか。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 予算化の部分については、町職員の旅費のみでございますが、これから商工会の青年部等とも協議をして、行っていただけるのかどうかという部分を含めてお話をしていきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 熊谷君。

○11 番（熊谷善行君） ちなみに 2013 年、2014 年は商工会青年部が同行していますよね。東京と名古屋ですね。そのときに旅費については青年部が負担しているみたいなのですが、間違いないですか。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 私の記憶では、東京会場のときに商工会青年部が来ていただいたと思っておりますが、旅費については商工会への補助金の中で商工会青年部分の枠の中で対応したものと考えております。

○議長（平川昌昭君） 熊谷君。

○11 番（熊谷善行君） 青年部分の枠と今言いましたけれども、ないですよ、そういうの、商工会には。トータルですよ。商工会の補助。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 商工会青年部と商工会女性部の部分に対しては、事業枠としてたしか 90 万円の補助金を町の部分としては支出をしております。

○議長（平川昌昭君） 熊谷君。

○11 番（熊谷善行君） わかりました。

でも、ことし行く分には、今後、商工会青年部と打ち合わせをして検討するということですね。

それで、3 番目の件なのですが、市街地においては空き家が大分出てきているというふう聞いています。それと、きょうだったかな、きのうのテレビで言っていましたけれども、首都圏、特に本州、関東から以西といいますか、スギ花粉症対策の記事が載ってまして、もう既にそれが始まって、それを嫌って花粉症を避けるためにも北海道に行くような人もふえているようです。さらには、釧路なんかでは、報道されていますけれども、避暑対策として釧路に長期間滞在するようなことも、昨年一昨年もずっと報道されていました。

そこで、本町は市街地における空き家を借り上げて、それらをお試し暮らしとして利用する計画はどうかということが1つと、もう一つは、食材供給施設ピルカ・トウロなのですが、今現在クローズしていますよね。あれをお試し暮らし、もしくは避暑、釧路でやっている避暑対策の施設として有効利用できないのか、それに伴って食材供給センターの名目ですから、標茶の物産等を使って自炊していただくのは、そこでどういう形でやるかは別にしても、そういうものをあれを有効利用して標茶のまたPRもできるのではないかと考えますが、その辺についてはいかがですか。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） まず、空き家の関係でお答えさせていただきますが、町のホームページに不動産ネットワークを開設しておりまして、その中でも売ってもいい、貸してもいいというような部分がございますので、その間の貸してもいいという部分で持ち主の方がお試し暮らしでも使っていただきたいということであれば、物件の内容等も見ながら研究をしてみたいと考えております。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 基本的な考え方を申し上げたいと思いますけれども、これこの事業について言いますと、商工会青年部と一緒にアイデアを出し合いながらやってきているわけで、いろんなアイデアがあれば、日常の中でぜひいろんなアイデアを出していただいて、互いに研究してやっていくという形で考えておりますので、いつでも私どもとしては承る決意でございますので、ぜひそういったことで、今いろんなご提案をされましたけれども、それについて実際に得られる商工青年部の皆さん方と情報交換をしているわけではありませんので、私どもだけではお答えには限界があるということも、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 熊谷君。

○11番（熊谷善行君） はい、わかりました。

先ほど課長おっしゃったように、貸し家として登録していて、有効利用してもいいと、貸してもいいということであれば、前向きに考えたい。その後、町長今おっしゃったように、主体的には商工会青年部が運営をやっているわけですから、彼らにもそのような意見を言って進めさせていただきたいと思っておりますし、ピルカ・トウロに関しては、先ほど言いましたけれども、どうなのですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

ピルカ・トウロにつきましては、これまでも議会の皆様方に非常に御心配をいただいております。

ただ、あの形態のままでこのまま経営というのは、非常に困難だというぐあいに私どももうそろそろ認識をせざるを得ないのかなと思っておりまして、あの跡利用につきましては、

議員と同じような提案を実は塘路の懇談会のときにそういったご提案もありました。それも含めて、あの施設を有効的にどう使っていくのか等々については、時期は明示はできませんけれども、できるだけ早期の間に方向づけをしてまいりたい、そのように考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 熊谷君。

○11番（熊谷善行君） わかりました。

ぜひ、ピルカ・トウロについては、せつかくある施設ですから、有効に活用するべく、早期に何らかの形を出していただければと思います。さらには、私どもからも商工会青年部にある程度の提案をさせていただきたいと思っていますので、今後ともご考慮をしていただきたいと思います。

3番目に移ります。

クリーンセンターの新焼却炉の熱回収施設についてということで、12月定例会の総括質疑でも質問をさせていただき、総発生熱量やその利用について説明を受けておりますが、再度質問させていただきます。

12月の説明では、熱回収率は補助率交付要件の10%以上の熱回収により10%に設定したとの説明でした。総発生熱量に対して回収熱量はトータルで言うと100%まであるわけですが、実際には熱効率の問題ありますから、80前後と考えますけれども、1から100までの範囲があると考えます。どのような根拠で10%の熱回収施設に設定したのかお伺いします。

また、熱回収の量が多くできれば、その熱の有効活用を計画することができたのではないかと考えますが、そのような考えがなかったのかどうかお伺いします。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 11番、熊谷議員のクリーンセンター新焼却炉の熱回収施設についてのご質問にお答えをいたします。

まずもって、さきの定例会で担当者からの説明で、回収した10%以外の90%は機械の余熱に活用するとの説明をいたしました。説明が不足をしておりました。ダイオキシン対策及び施設の腐食防止のため回収が困難な温度帯があることをつけ加えさせていただき、改めて説明をさせていただきます。

前段、新焼却施設建設に当たっての基本的な考え方を申し上げますが、町内から発生する一般廃棄物の処理は、さまざまな混合物を燃焼させるため、有害なダイオキシンなどの発生があり、それを抑制し適正で安全・安心な処理をすること、また建設工事についても負担軽減を図ることを前提といたしました。これらをもとに事業活用を検討した結果、循環型社会形成推進交付金による施設整備が最も有効であり、その要件として熱回収率が10%以上の施設を整備するものに限るとされております。

その中で、施設規模、焼却方式、運転規模を検討した結果、今回建設する施設の処理方式及び運転方法については、16時間運転の准連続式や24時間運転の全連続方式については、適

正施設規模、設計指針等に合致しないため、日8トンのストーカー式であり、8時間稼働の間欠運転方式となっております。熱回収の方式では、蒸気ボイラーや蒸気ボイラーと発電を組み合わせた高度な施設は、費用対効果から24時間連続稼働が求められることから、本施設では採用できず、熱交換器による廃熱ガスの熱回収に限定されます。

ダイオキシン対策上で不可欠であります排ガス温度の変化を説明いたしますと、ダイオキシン対策上、燃焼ガスの焼却炉出口温度は800度以上の状態で廃棄物を焼却することが省令で定められており、焼却炉内温度を850度以上に保つ必要があります。また、施設維持のため、高温腐食現象というものも回避するために、水冷にて550度前後まで下げる必要がありますが、個々での熱回収は熱交換器では技術的には困難と言われております。また、400度から300度の間はダイオキシン類の再合成の温度帯であり、回避のため200度まで急速冷却しなければなりません。個々で回収できる熱については低温腐食現象やコスト増大につながるため難しいとされております。

以上のことから、本施設では中間の550度から450度間の100度が熱交換器による利用可能温度帯となり、結果としてこの温度帯の熱を全量回収できたとしても、当初の排出温度850度に対して12%の熱回収率となります。

さらに、放熱損失及び装置上の指示の制約条件が生じるため、計画の熱回収率を10%以上と設定したことをご理解願いたいと存じます。

なお、600度から400度を活用する設備も技術的には可能ではありますが、検討した結果、建設コストと回収できる熱量から判断すると、個々で熱を回収するよりも利用先で化石燃料を活用したほうが安価であるとの結論に至りました。

次に、多くの熱回収による有効活用についてであります。融雪ロードヒーティング、外部への熱供給など検討いたしましたが、施設の稼働時間の前後、各1時間を除いた6時間が熱利用可能時間となり、同時間帯での利用条件、利用施設までの距離、費用対効果などから、これらを見送ったところであります。熱回収の熱利用効果を最大限に利用できる設備内利用とし、具体的には排ガス温度を800度以上にするため、有効な燃焼用空気の加温利用により重油などの外部燃焼を低減することと施設内暖房、給湯関係への利用と計画しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

熊谷君。

○11番（熊谷善行君） 細かく説明いただいたので、ちょっと理解しました。昨年の説明ではちょっと納得いかない部分がありましたけれども、確かにダイオキシン対策と考えた場合には、非常に難しい問題がありますので、今、最終的に言われた550度から450度がベストだと。そのうちの12%ですから、12%とったとしても、総発熱量の10%しか回収できないというのが現状だよということで理解してよろしいですか。

○議長（平川昌昭君） 住民課参事・松本君。

○住民課参事（松本 修君） まず最初に、12月の定例会では私のストーカー式の熱回収の方式についてちょっと認識が誤っておりまして、きちっと理解できる説明をできなかったこととおわび申し上げます。

ただいま12%と言われましたけれども、今の設計では町長の答弁にもありましたとおり、550度から450度までを全量回収できたとしても12%の熱量ということになります。

前回の質問の中でもどのぐらいの熱量が発生するかということがありましたけれども、あのときは低質の生ごみを中心とした説明でねおおむね1,000万キロカロリーということをおっしゃいましたが、その後、硬質のプラスチック、紙等も含めた中で、標準ごみとなりますけれども、それを含めた中で今回設計になっているということでは1キロ当たり8,365キロジュールということで、カロリーに計算しますと、おおむね2,000カロリーとなりまして、1日8トンの施設ですと、1万6,000キロカロリーとなりまして、これを重油に換算しますと、おおよそ全量で1,171リットルとなりまして、その10%といいますと、熱回収としては重油換算しますと171リットル分の熱回収となります。

（「間違っていないか。2,000カロリーと1万2,000」の声あり）

○住民課参事（松本 修君） はい。

（「2,000カロリーといったら灯油1リッターにも満たない。2,000万カロリー」の声あり）

○住民課参事（松本 修君） 1,600万キロカロリー。

（何事か言う声あり）

○議長（平川昌昭君） 熊谷君。

○11番（熊谷善行君） はい、わかりました。

ただ、私が言いたいのは、こういうものを計画するときに、もっと先の話になってしまいますけれども、やはりそれに付随して何かその施設を有効利用することによって、そこで何か新しいものが生まれるとか、雇用が生まれるとか、そういうことを考慮して最初からやるべきではないかと思うのですよ。だから、その辺も十分考慮したのかなということで今回もまた聞いているのですけれども、最終的に今聞いた中身でいくと、無理かなという理解はしました。ただ、今後はこういう施設をやる場合、当然その後の有効活用等も踏まえた上で検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

当然、建設コスト、それから効率、ランニングコスト等々を考えながら、委員おっしゃるように将来的に活用等々も考えるべきであろうということでもありますけれども、それはやはり時代ということもかなりありますし、緊急性、それからこういった規模が、効率が本当にいいから将来的にするために、ではこういった規模にするのか等々いろいろ総合的に判断をして、今回こういう形になったということで、ぜひご理解をいただきたいと思いますが、

も、これから先、いろいろなものを考えるときに、やはり長いスパンで物を考えながらということに関しては、私どももできるだけそういった視点で検討してまいりたいと考えておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 熊谷君。

○11 番（熊谷善行君） それで、町長いつも常に言っています協働のまちづくりですから、ぜひそういうことを考えるときに、関係団体も交えて話ができればよりいいものが生まれるのではないかと考えていますので、今後ともそういう形をとっていただければと考えるので、よろしくをお願いします。

以上で終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で 11 番、熊谷君の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

◎延会の宣告

○議長（平川昌昭君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

（午後 4時00分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平 川 昌 昭

署名議員 9 番 鈴 木 裕 美

署名議員 1 0 番 田 中 敏 文

署名議員 1 1 番 熊 谷 善 行

平成27年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成27年3月9日（月曜日） 午前10時00分開議

- | | | |
|------|--------|---|
| 第 1 | 陳情第1号 | 農協関係法制度の見直しに関する陳情（総務経済委員会報告） |
| 第 2 | 陳情第2号 | T P P交渉等国際貿易交渉に係る陳情（総務経済委員会報告） |
| 第 3 | 報告第2号 | 専決処分した事件の承認について |
| 第 4 | 議案第7号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について |
| 第 5 | 議案第8号 | 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第9号 | 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定について |
| 第 6 | 議案第10号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 7 | 議案第11号 | 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 第 8 | 議案第12号 | へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 9 | 議案第13号 | 標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 10 | 議案第14号 | 標茶町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 11 | 議案第15号 | 標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 12 | 議案第16号 | 標茶町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 13 | 議案第17号 | 標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 第 14 | 議案第18号 | 標茶町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 15 | 議案第19号 | 標茶町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 16 | 議案第20号 | 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 17 | 議案第21号 | 標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 18 | 議案第22号 | 標茶町子ども・子育て支援施設の設置に関する条例の制定について |
| 第 19 | 議案第23号 | 標茶町農業委員会の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 20 | 議案第24号 | 標茶町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| | 議案第25号 | 標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する |

る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第26号 標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 21 議案第27号 平成26年度標茶町一般会計補正予算
議案第28号 平成26年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第29号 平成26年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第30号 平成26年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第31号 平成26年度標茶町病院事業会計補正予算
議案第32号 平成26年度標茶町上水道事業会計補正予算

○出席議員（13名）

- | | | | |
|-----|---------------------|-----|--------|
| 1番 | 松下哲也君 | 2番 | 長尾式宮君 |
| 3番 | 菊地誠道君 | 4番 | 本多耕平君 |
| 5番 | 林博君 | 6番 | 黒沼俊幸君 |
| 7番 | 後藤勲君 | 9番 | 鈴木裕美君 |
| 10番 | 田中敏文君 (午後1時～1時3分中座) | 11番 | 熊谷善行君 |
| 12番 | 深見迪君 | 13番 | 川村多美男君 |
| 14番 | 平川昌昭君 | | |

○欠席議員（1名）

- 8番 館田賢治君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|--------|-------|
| 町長 | 池田裕二君 |
| 副町長 | 森山豊君 |
| 総務課長 | 島田哲男君 |
| 企画財政課長 | 佐藤弘幸君 |
| 税務課長 | 武山正浩君 |
| 管理課長 | 中村義人君 |
| 住民課長 | 佐藤吉彦君 |
| 住民課参事 | 蛭田和雄君 |
| 住民課参事 | 松本修君 |
| 農林課長 | 牛崎康人君 |
| 建設課長 | 井上栄君 |
| 水道課長 | 妹尾茂樹君 |
| 育成牧場長 | 類瀬光信君 |
| 病院事務長 | 山澤正宏君 |

やすらぎ園長	春日智子君
教 育 長	吉原平君
教育管理課長	高橋則義君
指 導 室 長	佐々木豊君
社会教育課長	伊藤正明君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	玉手美男君
庶 務 係	和田千春君

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(平川昌昭君) 休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員13名、欠席1名であります。

(午前10時00分開議)

◎陳情第1号

○議長(平川昌昭君) 日程第1。陳情第1号を議題といたします。

本件に関し、付託いたしました総務経済委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・黒沼君。

○総務経済委員会委員長(黒沼俊幸君)(登壇) 陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第92条第1項の規定により報告をいたします。

陳情第1号、農協関係法制度の見直しに関する陳情、審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

○議長(平川昌昭君) これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

陳情第1号に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件を委員長報告のとおり、採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、陳情第1号は、採択と決定いたしました。

◎陳情第2号

○議長（平川昌昭君） 日程第2。陳情第2号を議題といたします。

本件に関し、付託いたしました総務経済委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・黒沼君。

○総務経済委員会委員長（黒沼俊幸君）（登壇） 陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第92条第1項の規定により報告をいたします。

陳情第2号、TPP交渉等国際貿易交渉に関する陳情、審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長（平川昌昭君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより本件を採決いたします。

陳情第2号に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件を委員長の報告のとおり、採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、陳情第2号は、採択と決定いたしました。

◎報告第2号

○議長（平川昌昭君） 日程第3。報告第2号を議題といたします。

本件について趣旨説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 報告第2号についてご説明いたします。

本件につきましては、平成26年度一般会計補正予算第8号の専決処分でございます。

内容につきましては、暴風雪による除排雪に要する経費の補正でございます、補正額は

7,000万円の増額であります。

本件は、2月17日をもって専決処分させていただきました。

ご承認の程お願い申し上げます。

議案1ページをお開きください。

報告第2号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

専決処分書（写）

平成26年度標茶町一般会計補正予算（第8号）は、別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

別冊の補正予算書1ページをお開きください。

平成26年度標茶町一般会計補正予算（第8号）

平成26年度標茶町の一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,000万円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億6,724万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページからの「第1表歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複しますので説明を省略させていただきます。

以上で、報告第2号の内容の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに歳入歳出予算の補正、歳出、8款土木費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入、9款地方交付税について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、報告第2号は承認されました。

◎議案第7号

○議長(平川昌昭君) 日程第4。議案第7号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長(牛崎康人君)(登壇) 議案第7号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、旧中オソベツ小学校を改修し整備した「標茶町農業研修センター」について、指定管理者による管理運営を行うために、地方自治法の規定に基づき、議会のご承認をいただきたく提案するものです。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第7号 公の施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称 標茶町農業研修センター

所在地 標茶町字オソツベツ 982 番地 2

2 指定管理者となる団体の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

名 称 株式会社TACSしべちゃ

代表者 代表取締役 高取 剛

所在地 標茶町開運9丁目6番地

3 指定期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

新たに指定管理者となる者の概要につきましては、別冊の議案説明資料1ページをご覧くださいと思います。

法人名から所在地までは先ほどの内容説明と重複しますので割愛します。TACSしべちゃは平成25年11月25日に設立されました。発行株式総数は1,900株で資本の額は9,500万円と

なっており、町からの出資金 945 万円が含まれています。

会社の目的は 1. 農産物の生産、加工及び販売、2. 農畜産物の貯蔵、運搬及び販売、3. 農業生産に必要な資材の製造販売、4. 農作業の受託、5. 前各号に付帯関連する一切の事業となっています。

役職員の状況は、本年 2 月 1 日現在で 取締役 3 名、監査役 1 名となっています。

以上で、議案第 7 号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

3 番・菊地君。

○3 番（菊地誠道君） 管理者の指定については、全く異論がないのですがちょっとお聞きしたいことが 1 点ほどございますけれども、説明資料の中の目的、3 番のですね農業生産に必要な資材の製造販売。これ私なりに考えるにはですね、堆肥などを他の施設では熟成させて、園芸用だとか野菜用に販売するとかあるいは、えさの関係では余った肥料を近隣の農家に販売するとか、いろんなことを考えると思うのですがこの辺について詳しく説明をいただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。今回の指定管理者の指定にあたりまして、TACS しべちゃから事業計画書等いただいております。数字の中ではすぐに読み取れるものではないのですが、会社の方向性としてですね、議員ご指摘のとおり生産して余った飼料それから将来的には堆肥、ふん尿の処理の関係につきまして計画をもってございまして、それらについて当初の会社定款の中に織り込んだものというふうに理解しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第7号は原案可決されました。

◎議案第8号ないし議案第9号

○議長（平川昌昭君） 日程第5。議案第8号・議案第9号を一括議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君）（登壇） 議案第8号並びに議案第9号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月1日に施行されることによる条例改正が必要となったものであります。

改正内容につきましては、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者として教育長を置くこととなります。この新「教育長」は、町長が議会同意を得て任命する特別職となり、また教育委員から除かれ、特別職の身分のみを有するものとなるため、「特別職の職員の給与に関する条例」に「教育長」を加える改正と、「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例」を廃止するためご提案するものです。

以下、内容について、ご説明いたします。

はじめに議案第8号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものです。

次ページへまいります。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

改正については議案説明資料2ページ、3ページにそれぞれ条例の新旧対照表を添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。

特別職の職員の給与に関する条例（昭和28年標茶町条例第4号）の一部を次のように改正する。第1条は特別職の職員の給与適用者に教育長を追加する改正です。

第1条中「町長、副町長、固定資産評価員」を「町長、副町長、教育長、固定資産評価員」に改める。

次に附則の改正ですが、昨年第4回定例会で議決をいたしました、特別職の減額特別措置に教育長についての規定を追加する規定です。

附則第10項を次のとおり改める。

10 平成26年12月1日から平成30年10月21日までの町長、副町長及び教育長の給料月額、条例第3条の規定にかかわらず、同条の別表中「843,000」とあるのは「809,900」と、「700,000」とあるのは「672,100」と、「632,000」とあるのは「607,200」とする。

次に、特別職給料月額表に教育長の月額を追加する改正です。

別表を次のとおり改める。

単位、円。職名、給料月額と申し上げるものでございます。

町長、84万3,000円、副町長、70万円、教育長、63万2,000円。

附則としまして、改正法の施行日である平成27年4月1日とし、現教育長の任期満了日までは従前どおりとする経過措置を設けるものであります。

附則（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際、現に地方教育行政法の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による改正後の特別職の職員の給与に関する条例第1条、附則第10項及び別表の規定は適用せず、この条例による改正前の特別職の職員の給与に関する条例第1条、附則第10項及び別表の規定は、なおその効力を有する。

次に、議案第9号の内容に移ります。

議案第9号は議案第8号で特別職の職員に教育長を追加したことにより、現制度の教育長に関する給与及び勤務時間に関する条例を廃止するものです。

議案第9号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例の制定について

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するというものです。

次ページへまいります。

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年標茶町条例第15号）は、廃止する。

附則としまして、議案第8号と同様、施行日を改正法の施行日である平成27年4月1日からとし、現教育長の任期満了日までは従前どおりとする経過措置を設けるものであります。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際、現に地方教育行政法の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による廃止前の教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例は、なおその効力を有する

以上で、議案第8号及び議案第9号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

質疑は議案ごとに行います。

最初に議案第8号から行います。

ご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 議事進行で休憩をお願いします。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時29分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を続行します。

総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） 先ほど提案いたしました特別職の職員の給与の関係で改正の10項に係わる資料の内容が一部誤りがございましたので、後ほど訂正をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第8号の質疑を終了いたします。

次に議案第9号の質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第9号の質疑を終了いたします。

以上で、議案第8号、議案第9号の質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより採決をいたします。

採決は議案ごとに行います。

最初に議案第8号について採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第8号は原案可決されました。

次に議案第9号について採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第9号は原案可決されました。

◎議案第10号

○議長(平川昌昭君) 日程第6。議案第10号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・島田君。

○総務課長(島田哲男君)(登壇) 議案第10号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月1日に施行され、教育委員長と教育長が一本化となります。よって、教育委員長の職が廃止されることにより、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部を改正するためご提案するものであります。

また、各種選挙時における投票管理者及び投票立会人の報酬額について、現在、規定に基づく各種委員と同額となっておりますが、実際にその職務に携わる時間は11時間から14時間と長時間にわたるものであり、報酬額の増額改定を行いたく併せて、ご提案申しあげるところであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり制定するというものです。

次ページへまいります。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

改正について、議案説明資料4ページ、5ページに条例の新旧対照表をつけてございます。

第1条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年標茶町条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表中、教育委員会教育長を除く改正です。

別表中、2項、「教育委員会、委員長6万1,000、委員5万」を2項、「教育委員会、委員5

万」に改める。

第2条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次に別表中の投票管理者及び投票立会人の報酬額を増額する改正であります。

別表中、10項「開票管理者、8,600」、11項「投票立会人、8,600」、12項「鳥獣被害対策実施隊員、日額1万2,000（4時間以内の場合は2分の1の額を支給する）」、13項「その他の者、日額8,200円以内で町長が定める額（4時間以内の場合は2分の1の額を支給する）、月額20万円以内で町長が定める額、年額5万円以内で町長が定める額」を、10項「投票管理者、投票所、1万2,600、期日前、1万1,100」、11項「投票立会人、1万700」、12項「開票管理者、8,600」、13項「開票立会人、8,600」、14項「鳥獣被害対策実施隊員、日額1万2,000（4時間以内の場合は2分の1の額を支給する）」、15項「その他の者、日額8,200円以内で町長が定める額（4時間以内の場合は2分の1の額を支給する）、月額20万円以内で町長が定める額、年額5万円以内で町長が定める額」に改める。

次ページへまいります。

附則といたしまして、施行日を平成27年4月1日からとし、第1条の改正規定は現教育長の任期満了日まで従前どおりとする経過措置を設けてございます。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行の際、現に地方教育行政法の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は適用せず、この条例による改正前の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、なおその効力を有する。

以上で、議案第10号の提案趣旨及び内容の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 11ページのその他の者の月額20万、5万、これはどういう職種であるのかというのを伺います。それからもう一つですね、投票管理者、さっき時間が11時から12時間にのぼるので少し上げたほうがいいのではないかとということで、提案されたわけですが、投票管理者と投票立会人というこの二つの仕事なのですから、これは時間的に

は違うものなんですか。それが一つ。金額が違うものですかね。それから最後にですね、これらの一部改正で全体として支出増となるのはどの程度なものなのか。これを伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えいたします。15 項のその他の者、今回改正の対象にはなってございませんけども、内容的にはそれぞれ各種非常勤の者ですから記載以外のもので月額、あるいは年報酬のそれぞれの雇用の部分というんですか、報酬の対象になる今まで想定はされた部分では月でされたのはちょっと私も記憶にないのですが、月額で決まった金額で報酬で特定の作業をする部分については月額報酬という形にはなろうかと。特にこれという部分での事例というのはなかなか、今のところは支出はされていないというふうに認識しております。

あと投票管理者と開票立会人の金額……

（「投票立会人ではないか」の声あり）

金額について何を基準に基づいて設定するかということで検討したところでございます。実際には投票管理者の部分と期日前の管理者との金額の違いについては、投票所にまいりますとそれぞれ投票日の管理者でありまして、期日前は役場で告示された次の日から投票日前日までの期日前の管理者となります。それでこの金額についての差額についてはその基準を国の選挙時の執行経費、それぞれ国で国政選挙の場合の執行経費について基準が設けてございます。その基準の額に照らして同額とした設定としてございます。

それから支出の額の増額分でありますけれどもそれぞれ選挙時において、期日前については日数が違いますので、おのずとしてトータル的には変わりますけれども、町議会議員で一応日数で算定しますと期日前が4日間になりますので、現状の投票立会人と含めての金額でいくと58万4,800円ほど増額となります。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

12 番・深見君。

○12 番（深見 迪君） 議長、私が聞いたのは10番の投票管理者の投票所の方と、11番の投票立会人が仕事や時間に違いがあるわけでしょう。それで差を付けたわけですよね。その差は何なんですかというのを聞いたわけですよ。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） 失礼いたしました。管理者と立会とのそれぞれの役割でございますけれども、おのずとして投票管理者は全ての投票においてのその管理・責任を負うわけでございます。立会人はそれぞれ投票時の投票する際の立会人と言いますか、そういうことで理解いただければと思いますけれども。その辺の重要度と言いますか、そういった部分で国においては基準がそれぞれ違いを設けてございますので、本町においてもその基準に基づいて設定したところでございます。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

9 番・鈴木君。

○9 番（鈴木裕美君） いまさらというふうに言われるかも知れません。伺いますが、投票管理者と開票管理者と言うのは職員なのか選管の方々なのかそこを伺いたと思います。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えいたします。投票管理者と開票管理者の違いですが、投票管理者につきましては、それぞれ投票日について投票する時間帯のそれぞれ全責任を負う時間でありますから、開設して通常7時からそれぞれ5時、6時、最高は8時までということになりますけれども。

（何事かいう声あり）

それで、投票管理者については職員が主にしてございます。開票管理者については選挙管理委員長が行っております。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第10号は原案可決されました。

◎議案第11号

○議長（平川昌昭君） 日程第7。議案第11号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君）（登壇） 議案11号の提案の趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、昨年8月7日に人事院勧告が出され、平成27年4月から実施とした「給与制度の総合的見直し」について、その勧告内容に沿った「一般職の職員の給与に関する条例」の一部改正を提案するものです。

今回の給与制度の総合的見直しについては、地域ごとの民間賃金の水準の、よりの確な公務員給与への反映や官民格差を踏まえた 50 歳台後半層の水準の見直しなど、具体的に 1 級および 2 級の初任給号俸は引き下げせず、3 級以上の級の高位号俸を最大 4 % 程度の引き下げ、給料表水準を平均 2 % 引き下げる「給料表の見直し」内容となっております。

実施するに当たっては、経過措置を設けており、新たな給料表の給料月額が、平成 27 年 3 月 31 日に受けていた給料月額に達しない職員については、3 年間の現給補償を行うとともに、55 歳を超える行政職 6 級職いわゆる「特定職員」の俸給 1.5% の減額支給措置を、その現給補償終了時である平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止することとしております。

また、町独自で現在、実施している 3 級以上の給料の減額支給措置は、平成 26 年度末をもって廃止することとしております。

次に、諸手当については、「管理職員特別勤務手当」、「単身赴任手当」の引上げの拡充の改定をしております。実施適用については、平成 27 年 4 月 1 日からです。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第 11 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものです。

次ページへまいります。

一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第 1 条の改正にあたって、議案説明資料 6 ページから 31 ページまで条例の新旧対照表を付けてございます。ご参照いただきたいと思います。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和 28 年標茶町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 4 の改正は略称規定の改正でございます。

第 8 条の 4 第 1 項中「必要と認める職員」を「必要と認める職員（以下「管理職員」という。）」に改める。

第 8 条の 5 を次のように改める。

第 8 条の 5 は、管理職員特別勤務手当の改正で、第 1 項は用語等の規定整理をしてございます。第 2 項は今回、管理職員特別勤務手当の支給範囲において平日午前 0 時から午前 5 時まで勤務した場合を追加規定してございます。第 3 項については手当の額を定める規定で第 1 号は現在規定している休日等に勤務した場合の支給額の範囲で、第 2 項は今回追加いたします平日午前 0 時から午前 5 時までの勤務 1 回について 6,000 円以内の額としてございます。第 4 項については規定の整理であります。

(管理職員特別勤務手当)

第 8 条の 5 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条

例第3条及び第4条の規定に基づく週休日又は同条例第9条に規定する休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

次に19条の改正は単身赴任手当の額の改正です。基礎額2万3,000円を3万円に、距離区分加算額上限額4万5,000円を7万円とする改正となっております。

第19条第2項中「、2万3,000円」を「、3万円」に、「、4万5,000円」を「、7万円」に改める。

次に、第20条の3の改正は、単身赴任手当について再任用職員も適用する改正であります。

第20条の3中「、第18条及び第19条」を「及び第18条」に改める。

次に、附則第7項は55歳を超える行政職6級、いわゆる特定職員の俸給1.5%の減額支給措置、これを平成30年3月30日までとする改正であります。

附則第7項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

次ページへ移ります。

次に給料表の改定であります。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

行政職給料表1級から6級の号俸の給料月額が16ページから18ページまでとなっております。読み上げについては省略をさせていただきますが、各級別の改定率等について申し上げます。

説明資料のほうにそれぞれ給料表の新旧を掲載してございます。改正前の給料表、アンダーラインのところは金額が変更しているところであります。

それでは、1級の改定はありません。2級は13号俸以上で改定しております平均で1.67%の引き下げであります。以下、3級は平均で1.86%、4級は平均2.1%、5級は平均2.53%、6級は平均3.28%の引き下げとなっております。行政職給料表全体では、平均2%の引き下げの改定率となっております。再任用職員についても引き下げになってございま

す。

19 ページのほうへまいります。

別表第2、医療職給料表、イ 医療職給料表（1）、この表につきましては21ページまでとなつてございまして、本表は医師の適用給料表であります。人事院勧告では医療職給料表（1）は改定しておりませんが、本町の医師職の今後の昇給を考慮しまして、2級に114号から129号俸まで継ぎ足しをしております。

次に22ページへ移ります。

ロ 医療職給料表（2）、この医療職給料表（2）の表は24ページまでとなつてございます。改定率は行政職の改定と同様の趣旨で改定されておまして、1級の改定はございません。2級は21号俸以上で改定しており、平均で1.48%の引き下げです。以下3級は5号俸以上で改定し、平均1.76%、4級は平均1.89%、5級は2.19%の引き下げとなっており、全体では平均1.65%引き下げの改定率となっております。再任用職員についても引き下げとなっております。

次に25ページのほうへ移ります。

25ページ、医療職給料表（3）については28ページまでとなっております。改定率は行政職の改定率と同様の趣旨であります。1級は45号俸以上で改定して平均1.47%引き下げ、以下2級は29号俸以上で改定し平均1.58%、3級は5号俸以上で改定し平均1.8%、4級は平均1.9%、5級は平均2.02%の引き下げとなっており、医療職給料表（3）全体では平均1.74%の引き下げの改定率となっております。再任用についても引き下げとなっております。

29ページのほうへ移ります。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

附則第4項を削る。この附則は本町独自で実施している3級以上の給料の減額支給措置を廃止する規定であります。

附則といたしまして

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附則の第2条の内容についてですが、給料表切替日の平成27年4月1日前に異動等により職務の級が変わった場合、切替日に異動等をした場合との権衡上調整が必要とする場合にはできるとの規定であります。

第2条 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認める場合において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附則第3条第1項の内容でありますけれども、新給料表の給料月額が切替日の前日に受け

ていた給料月額に達しない職員に対しては平成 30 年 3 月 31 日までの 3 年間、その差額を支給し、55 歳を超える行政職 6 級の職員に対する給料月額 1.5%減額支給措置はこの期間後に廃止するとした内容となっております。

改正本文です。

(給料の切替えに伴う経過措置)

第 3 条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けている職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)附則第 7 項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日(特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額)を給料として支給する。

2 項の改正については、新給料表に切り替わった職員で第 1 項の規定により支給されている職員との権衡上、調整をしようとする場合にできるとした規定であります。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより同項の規定に準じて、給料を支給する。

第 3 項の改正内容ですが、新給料表に切り替わった以降に任用された職員が現在の職員との給料支給の権衡上調整を必要とする場合には、その旨できるとした規定であります。

3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。

次に第 4 項の改正内容ですが、期末勤勉手当の支給の際に給料月額の読み替え規定であります。新給料表の給料月額に第 1 項から第 3 項までの規定により加算した額とする規定であります。

4 前 3 項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第 16 条第 5 項(給与条例第 17 条第 4 項において準用する場合及び標茶町職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年標茶町条例第 11 号。次項において「育児休業等条例」という。)附則第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)並びに附則第 7 項第 2 号及び第 3 号の規定の適用については、給与条例第 16 条第 5 項中「給料月額」とあるのは「給料月額と一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 27 年標茶町条例第号)附則第 3 条第 1 項から第 3 項までの規定による給料の額との合計額」とする。

次に第 4 条の改正ですが、単身赴任手当の改正において平成 30 年 3 月 31 日までの間は、

3万円以内とする特例の規定であります。

(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例)

第4条 切替日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の支給に関する給与条例第19条第2項の規定の適用については、「30,000円」とあるのは、「30,000円を超えない範囲内で規則で定める割合」とする。

第5条の改正は委任の規定であります。

(規則への委任)

第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

以上で、議案第11号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番(鈴木裕美君) 単身赴任手当の関係で伺うのですが、本町の場合単身赴任手当に該当する方がいるとすれば何名いて、どういう職種の方に該当になるのか、例えば道への人事交流で道へ出向、派遣というのもありましたよね。そういうものを示すのか、また自己都合で家族と離れて暮らしている方にも対象となるのか伺いたいと思います。

○議長(平川昌昭君) 総務課長・島田君。

○総務課長(島田哲男君) 単身赴任手当の該当者については、これまで道の人事交流の部分で該当した経過がございます。それで100キロメートル以上ですので該当者は、一応100キロメートル以上の規定がされていますのでそれによつての該当であります。現在は対象者はいません。自己都合でも該当するかどうかという話については、単身赴任ですので仮に北海道に交流派遣すると自己都合での該当はいたします。自己都合で単身赴任されるということの事例については該当いたします。

(何事か言う声あり)

○議長(平川昌昭君) 総務課長・島田君。

○総務課長(島田哲男君) 自己都合というと、実際には質問内容が自己で100キロメートル以上の方が単身赴任されて通勤されるということなのではないでしょうか。うちの想定はあくまでも命令と言いますか人事の発令ですのでそれに該当するのみとして考えてございます。

○議長(平川昌昭君) 他にご質疑ございませんか。

11番・熊谷君。

○11番(熊谷善行君) ちょっと私勉強不足でよくわからないのでお聞きしますけれども、附則の部分で権衡上必要があると認められるときとあるのですが、どういう意味なのですか。

○議長(平川昌昭君) 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えいたします。権衡上という表現、現在の職員と給料表ですので年齢あるいは途中から採用した場合について一定程度、給料の均衡上いずれい場合が発生します。場合によっては、昇給等も含めて、そういった分については調整を可能とする内容となっています。実際にはそういった事例はそんなにないのですけれども、まれに可能性はありますのでそういった部分での規定を設けてございます。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 11 号は原案可決されました。

◎議案第 12 号

○議長（平川昌昭君） 日程第 8。議案第 12 号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案 12 号、へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、昨年 8 月 7 日に人事院勧告から出された平成 27 年 4 月から実施することとした「給与制度の総合的見直し」について、本町においても、その勧告内容に沿った「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正」に準じて、へき地保育所職員の給与に関する条例につきましても所要の改正を提案するものであります。

以下、内容について説明いたします。

議案書は 32 ページ、議案説明資料 33 ページをお開きいただきます。

議案第 12 号 へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

へき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

へき地保育所職員の給与に関する条例（昭和 44 年標茶町条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改めるというものでありますが、今回につきましては具体的な給料表で言いますと、号俸で 69 号俸から次ページの 193 号俸までで改定を行っておりまして、給与水準の平均で 1.93%を引き下げる内容となっております。なお各号俸ごとの給料月額については読み上げを省略させていただきます。

36 ページの附則のところをお開きいただきたいと思います。

施行期日、それから先ほどの一般職と同じように経過措置等をこの中で附則として改正させていただきます。

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（給料の切替えに伴う経過措置）

2 平成 27 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成 30 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給するものであります。

3 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要と認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給するというものであります。

以上で、議案第 12 号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 12 号は原案可決されました。

◎議案第13号

○議長（平川昌昭君） 日程第9。議案第13号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第13号、標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、国民健康保険法の一部を改正する法律が、平成24年4月6日付けで交付、平成27年4月1日施行されることにより、標茶町国民健康保険条例の一部に条のずれが生じることとなることから、所要の改正を提案するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書37ページ、議案説明資料は42ページをお開きください。

なお、本案につきましては、2月24日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを、申し添えます。

議案第13号 標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険条例（昭和34年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

これにつきましては、国民健康保険法で特定健康診査等の費用負担に係る条項について同法の第72条の4から第72条の5に改正されたことによりまして、標茶町国民健康保険条例の第5章第8条中引用条項を第72条の4から第72条の5に改正をするものであります。

附則としましてこの条例は、平成27年4月1日から施行するというものであります。

以上で、議案第13号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第13号は原案可決されました。

◎議案第14号

○議長(平川昌昭君) 日程第10。議案第14号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・佐藤君。

○住民課長(佐藤吉彦君)(登壇) 議案第14号の標茶町保育所条例の一部を改正する条例の制定についての提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第67号。以下「整備法」という。)により児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する保育所の定義が改められました。

また、整備法による児童福祉法第24条第1項の改正により保育所の政令委任が削除されたことに伴い、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第27条(保育所の入所基準)が規定されている部分であります。これが削除され、新たに子ども・子育て支援法第19条第1項第2号において内閣府令に保育を必要とする事由が委任され、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)において保育所の入所基準が整備されましたので、これに準じて「保育の必要性の基準」として整理を行い、また一部文言等の整理を行うことが必要なことから、所要の改正を提案するものであります。

以下、内容について説明いたします。

議案書39ページ、議案説明資料は43ページであります。

議案第14号 標茶町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町立保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町立保育所条例の一部を改正する条例

標茶町立保育所条例(昭和34年標茶町条例第6号)の一部を次のように改正するものであります。

第1条中「保育に欠ける乳児、幼児その他の児童の保育施設」を「保育を必要とする乳児、幼児その他の児童を日々保護者の下から通わせて保育を行う施設」に改めるものであります。第1条関係の改正につきましては児童福祉法第39条で保育所を定義しておりますが、この部分が改正になりましたので、「保育に欠ける乳児、幼児その他の児童の保育施設」を「保育を必要とする乳児、幼児その他の児童を日々保護者の下から通わせて保育を行う施設」に改めたものであります。

第4条を次のとおり改める。

第4条としまして、保育の必要性の基準について別紙のとおり改めたものであります。

保育の利用にあたっては、小学校就学前の子どもであって、保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、家庭において必要な保育を受けることが困難であると認められる場合とする。

- (1) 労働することを常態とすること。
- (2) 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有していること。
- (4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- (7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
- (8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
- (9) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。
- (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（前号に該当する場合を除く。）。
- (11) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして町長が認める事由に該当すること。

この第4条につきましては、児童福祉法第24条第1項の改正により、保育所の政令委任が解除されたことにより、児童福祉法施行令第27条により新たに子ども・子育て支援法第19条第1項2号において内閣府で保育を必要とする事由が委任され、新たに子ども・子育て支援法施行規則において保育所の入所基準が整備されました。本町としましてはこれに準じて新

たな保育の必要性の基準を第1号から第12号まで第4条を改めたものであります。特に第6号の求職活動から第11号までが今日的な状況を加味し、新たに加えられたものであります。

次に附則であります。この条例は子ども・子育て支援法及び修学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行するというものでありまして、本条例につきましては施行を平成27年4月1日からとするものであります。

以上で、議案第14号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 私もちょっと整理がついていないのですが、子ども・子育て支援法自体については様々な問題点や課題を感じているわけですが、今回検討委員会も持って非常に私自身みてですね、素晴らしい、現状ではかなり努力された内容のものを出してきたかなというふうに思うのですが、この第1条の保育に欠ける乳児と保育を必要とする乳児、この意味あいの違いですよね、これをひとつ説明していただきたいなど。積極面で。私は、自分の意見を言っても仕方ないですけど、保育を必要とする乳児・幼児ということについてはね、家庭においても様々な条件があるわけですね、親がいても。保護者がいてもね、積極的にこういう保育が必要なんだと、乳児・幼児についてはね。積極面をもった姿勢で役場のほうはこの部分を考えているのかどうなのか、そのことをちょっと覚悟のほど伺わせていただきたいなと思います。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えをしたいと思います。今回は国が子ども・子育てに関して、全面的な改正を行いながら、社会全体で子育てを担っていくという大きな方向性が示された中の改正だと思っています。その中で特に、まあ標茶町の場合はあまり影響はないのですが特に待機児童の分がかなりあるというのが、国の今回の予算も含めての使い方の大きな流れだと思います。それともう一つ保育に欠ける分の考え方なのかなと思うのですが、やはり本来、今回新たな項目で加わった部分については特にその児童の虐待であるとかいろいろな家庭環境が複雑化している中で、保育という場所が救いを求める場所だという方向性が大きく示されたということで考えております。

大きく標茶町はどういう方向性かという分については、これまでもお話していたように既存の常設保育所、それからへき地保育所、それから幼稚園それから子育て支援センターもろもろの中でこれらの分の保育に欠ける分を全面的にサポートしていきたいなという分もありまして、国の法律のタイトルというか保育所の定義が大きく変わったのもそういうことかなというふうに理解しております。

○議長（平川昌昭君） 12 番・深見君。

○12 番（深見 迪君） 私はこのいわゆる就学前教育を含めてですね、保育の部分では一つは保育料が大変だということもあって、それが理由で保育を我慢しているという、この子たちが大きくなったら働きたいなんていう親も、お母さん方もいるように聞いているのですが、それはさておいてですね、公的にも標茶の幼児・乳児の子育てについてはですね大いに責任を持つ姿勢があるんだということをね感じるんですよ。様々な検討委員会での方針も出ましたし、最後のほうでね、いろいろあっても町長が認める事由に該当すればねそれはもう認めますよと。本当に保育に欠けるという点で要件を満たさなかったら保育所に入れませんという従来のそういう保育の体制から、標茶は一步進んだかなと。保育については、というふうに感じているのですけれども、それはそういうふう期待してよろしいでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えをしたいと思います。窓口を持っていますのでいろんなケースケースで実は対応させていただいていまして、それについては可能な範囲内ですね、今まで保育園に預けたいのですけどだめだという形でお断りをしたケースはほとんどないというふうに思っていますし、いろんなケースを相談しながら例えば一時保育を利用させていただくとか、そういったもろもろの方策をですね相談していきながら現在もやっていますので、基本的な考えについては、この定義が変わったからということではなくてこれまでもやってきている延長上にあるとご理解をいただければと思っております

（「失礼しました。わかりました」という声あり）

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 14 号は原案可決されました。

◎議案第 15 号

○議長（平川昌昭君） 日程第 11。議案第 15 号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

病院事務長・山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君）（登壇） 議案第 15 号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方公営企業法の一部適用を受ける病院事業の利益及び資本剰余金の処分方法について定めるための一部改正であります。

この一部改正を行う背景といたしまして地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、地方公営企業法が改正されたこと。さらにはこの改正に伴って地方公営企業法施行令が改正され、この改正において資本制度の見直しが行われ、利益及び資本剰余金の処分について自己資本金への組み入れが廃止されることになりました。このことによって、病院事業会計における利益及び資本剰余金の処分については、地方自治体が条例を定めるか又は議会の議決により行うこととされました。

当会計では予算書や決算書の標記において混乱をきたさないよう従前どおりの取り扱いとするため、基本的な処分方法について今回条例で定めることとしたいというものでございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

新旧対照表については別冊の議案説明書の 46 ページになります。こちらをご参照いただければと思います。

議案第 15 号 標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

44 ページです。

標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

標茶町病院事業の設置等に関する条例（昭和 43 年標茶町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「前項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 減債積立金を使用して企業債を償還した場合には、その使用した減債積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れるものとする。

附則といたしまして、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するというものでございます。

なお、本案につきましては 2 月 24 日開催の第 7 回町立病院運営委員会に諮問し、原案可決されておりますことをご報告し、議案第 15 号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第15号は原案可決されました。

◎議案第16号

○議長(平川昌昭君) 日程第12。議案第16号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

水道課長・妹尾君。

○水道課長(妹尾茂樹君)(登壇) 議案第16号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、標茶町水道事業の設置等に関する条例の改正で、平成26年度から地方公営企業法の一部改正による新会計制度が適用されたことにより、改正前地方公営企業法施行令第25条の規程により行っていた「企業債の償還を行った減債積立金使用額の自己資本への組入れ処分」については、平成26年4月1日から廃止され、「企業債の償還を行った減債積立金使用額」の処分について、条例又は議会の議決により行うこととなったため、従来どおり自己資本への組入れによる処分をいたしたく、所要の改正を行うものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第16号 標茶町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものです。

次ページへまいります。

標茶町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

標茶町水道事業の設置等に関する条例(昭和46年標茶町条例第13号)の一部を次のように改正する。

議案説明資料につきましては47ページをご参照下さい。

第6条第4項中「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 減債積立金を使用して企業債を償還した場合には、その使用した減債積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れるものとする。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するというものでございます。

以上で、議案第16号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第16号は原案可決されました。

◎議案第17号

○議長（平川昌昭君） 日程第13。議案第17号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

住民課参事・松本君。

○住民課参事（松本 修君）（登壇） 議案第17号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

このたびの標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、資源ごみの分別の定着と、世帯員の減少などによるごみ排出量の減少や、単身者世帯などの少人数世帯や減量化に取り組まれている町民の方々から、より小さい容器による排出の要望を受け、生ごみ用に限定していた12リットル・30円の町指定ごみ処理容器を燃やせるごみ用、燃やせないごみ用に拡充すると、併せて一部文言等の整理を提案するものであります。

改正内容につきましては、同条の制定附則の改正及び平成9年条例第23号の改正附則の一部を削除するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書47ページをお開きください。議案説明資料は48ページであります。

議案第17号 標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページをお開きください。

標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の一部を改正する条例。

第1条は、制定附則の改正で、第2項は文言等の整理と、第3項は適用する証紙を町指定ごみ処理容器にのみ限定するものです。

(標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第1条 標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成6年標茶町条例第33号)の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則第2項を次のように改める。

(特例措置)

第2項 当分の間、別表1中「50円」を「40円」に、「100円」を「80円」に、「140円」を「100円」に読み替える。

附則に次の1項を加える。

(容器への適用)

第3項 標茶町収入証紙条例(平成6年標茶町条例第34号)第3条第1項に規定する30円の証紙については、規則で定める容器にのみ適用する。

次に第2条は、改正附則の一部を削除することにより、生ごみ用への限定を、他の分類へも拡充するものです。

(標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例(平成9年標茶町条例第23号)の一部を次のように改正する。

次ページへまいります。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附則の施行日につきましては、発注から納品までの期間と取扱店が町から購入する期間を考慮いたしました。

附則

この条例は、平成27年8月1日から施行する。

以上で、議案第17号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

12 番・深見君。

○12 番（深見 迪君） 私最初、ぱっと読んだときに当分の間というのは問題にずっとなっていた当分の間というのはもうこれは取っ払ってね、これでコンプリートするのかなというふうに思っていたんだけど、どうもそうではないみたいなので。こういうふうに読み替えた理由というのはどこがどう違ってこうなったんですか。何が違うのですか。

○議長（平川昌昭君） 住民課参事・松本君。

○住民課参事（松本 修君） お答えします。平成6年に条例提案をしまして、平成7年から施行だったのですけれども、この当時におきましては、管内的にも標茶町が早くにゴミを有料化いたしました。他の所はまだ無料ということだったのですけれども。無料であったものを初めて有料化することで町の提案としましては20リットルについては50円、40リットルについては100円、持ち込み、その他のごみについては10キログラムにつき140円と提案したのですけれども。初めての有料化ということで、附則で当分の間ということになったと理解しております。

（何事かいう声あり）

（「議長、答弁がちょっと」という声あり）

○議長（平川昌昭君） 休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午前11時56分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を続行します。

住民課参事・松本君。

○住民課参事（松本 修君） 附則につきましては法制執務上、改正前は第2項として当分の間別表13条関係中、次のように読み替える、50円を40円に、100円を80円に、140円を100円にということで見えていますけれども、法制執務上、正しくは改正後の当分の間別表中50円を40円に、100円を80円に、140円を100円に読み替えるという言い方が正しいということで今回改正させていただきました。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第17号は原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時10分

○議長(平川昌昭君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事録署名議員の追加をします。

12番、深見君を指名します。

◎議案第18号

○議長(平川昌昭君) 日程第14。議案第18号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長(牛崎康人君)(登壇) 議案第18号、標茶町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の提案趣旨並びに内容について説明いたします。

本案につきましては、現行の標茶町新規就農者誘致特別措置条例における新規就農予定者の登録期限が平成27年3月31日となっていることから、制度見直しも含めて検討してまいりましたが、制度補強についてはまだJAとの協議を要することから、期限延長等の必要最小限の改正をしようとするものです。

議案第18号 標茶町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
標茶町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページにまいります。

標茶町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例

標茶町新規就農者誘致特別措置条例(平成7年標茶町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 次のアからカの事業等による農用地及び農業用施設等の賃借料のうち、経営開始後最初に支払い義務が生じた年度から起算して5年間に係る当該賃借料のそれぞれ4分の1相当額、ア 農地保有合理化事業、イ 公社営農場リース事業、ウ 農地中間管理事業、エ 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権設定に伴う賃貸借、オ 農業協同組合が行う農場リース事業、カ 上記のほか町長が特に認める賃貸借

(2) 経営継承型就農支援として継承資産額の8分の1相当額
附則といたしまして

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の標茶町新規就農者誘致特別措置条例の規定により新規就農予定者の承認を受けた者に対する優遇措置については、なお従前の例による。

(登録に関する期間)

3 条例第5条に規定する新規就農予定者又はアグリモニターの登録は、平成32年3月31日までとするというものでございます。

改正箇所については、議案説明資料49ページに新旧対照表がありますのでそちらをご覧くださいと思います。

第3項第1号と第2号に改正がございまして、左側の改正後を見ていただきたいと思えますけれども、第1号アの農地保有合理化事業につきましては事業名変更に伴う修正、ウの農地中間管理事業とオの農業協同組合が行う農場リース事業は新たな事業として追加、第2号で規定していた分割交付は現実に即さないため、年額上限についても内容を精査して削除するものです。

以上で、議案第18号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

4番・本多君。

○4番（本多耕平君） 追加の部分でお聞きしますけれども、農業協同組合が行う農場リース事業、これは現実に動き出しているのかそれとも今後、想定されているのかそれをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。農協の組織の中です。JAグループの中から各単協に対する補助制度がありまして、それを将来的に活用するという話が出ておりましたので、従前であれば町長特認ということで認めたところなんです。これまでの協議の中で具体的に活用する事業もできてきたことから期待も込めてですね、項目として新たに追加

したところであります。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

12 番・深見君。

○12 番（深見 迪君） 同じく、ウの農地中間管理事業、この事業内容を簡単に説明して下さい。

○議長（平川昌昭君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。国の平成 26 年度からの農業成長を産業化するという施策の中で設けられた事業でありまして、北海道においては北海道農業公社が農地中間管理機構となりまして、農地の出し手から一括して農地を借りうけてまとまった形でですね、希望する方に貸付けると。基本的に 10 年間以上の期間で農地の出し手から農地を集めて貸し手に対しては、3 年ごとのサイクルで切り替えをしていく、その作業を繰り返す中でできるだけ面的なまとまりを作っていこうというそういう趣旨であります。

これから就農する場合にですね、土地についてはこの農地中間管理事業の制度を使った賃貸借ということが想定されたものですから、今回この項目を追加したところであります。

○議長（平川昌昭君） 12 番・深見君。

○12 番（深見 迪君） そうすると従来の農業委員会と、この農地中間管理事業との役割はどういうふうになるんですか。事実上、農業委員会が果たしてきた農地の管理、これがそっくり持っていかれるのか、一部持っていかれるのか。農業委員会の果たしてきた農地管理の役割がやっぱり薄くなっていくのではないかというふうに感じるのですけど。

○議長（平川昌昭君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。農業委員会が果たしてきた農地に関する管理の機能が薄くなるのではないかというご懸念でございますけれども、それについては直ちにそれに繋がるものではないというふうに考えております。と申しますのは従前もですね、例えば北海道農業公社がおこなっていた農地保有合理化事業、これは 5 年間賃貸借を受けて 5 年過ぎてから売買で新たな方に所有権が移転するという制度でありますけれども、農地中間管理事業もそれと同じで活用する事業の一つだということでもあります。実際の仕事の流れではですね、農地中間管理機構が公募して農地が欲しい人を募集する、その後にですね農地を出してもいいよという人を募集するという形をとるのですが、実際にその農地をどういうふうにまとめて、誰に貸し付けるかという部分については中間管理機構から標茶町に委託されます。町が受けたものについてはですね農業委員会に対して事務委任という形で実際にこれまでもその作業に携わってきた農業委員会のこれまでの蓄積を活用しながら、地元の農家さんにですね不利益のないような形で進めていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（平川昌昭君） 12 番・深見君。

○12 番（深見 迪君） この条例を変えるときも、あくまでも入り口の話であってこれか

ら先、私はどうなるのかわからないのではないかという危惧を持っている。その辺はどうですか。さっきは直ちにそうなるわけではありませんと言ったけど、いずれはそういう危険があるのではないのでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。先ほどの答弁、誤解を招くような表現だったかも知れませんが、繰り返しますけれどもあくまでも、これまでもですね先ほども申し上げたとおり農地保有合理化事業という中でですね5年間の賃貸借、ケースによってはこれも10年間というケースがあったのですけれども賃貸借の後に売買が行われていた。今回は基本、賃貸借行われるという仕組みの違いだけでありまして地元の農業委員会とのかかわりについては先ほどの説明のとおり変わりはありませんので、農地中間管理事業によって議員がご心配されている部分については起きるとは今は想定しておりません。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平川昌昭君） 起立多数であります。

よって、議案第18号は原案可決されました。

◎議案第19号

○議長（平川昌昭君） 日程第15。議案第19号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君）（登壇） 議案第19号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、昨年6月、国において、国民の権利利益の保護の充実のための手続

きを整備することを目的として、「行政手続法の一部を改正する法律」が公布され、本年4月1日から施行されるものであります。

改正内容は、法律の要件に適合しない「行政指導の中止等を求めることができる手続き」や「法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める手続き」を新設するほか、「行政指導の根拠等を提示すること」を定めることとなっております。

法の適用を受けない条例等に基づいて町が行う処分や、行政指導の手続きについては、「標茶町行政手続条例」の規定が適用されることとなっております。

このことから、法の改正趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、本町の「標茶町行政手続条例」及び条文上で規定適用している「標茶町税条例」の一部改正をいたしたく、ご提案するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第19号 標茶町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町行政手続条例の一部を改正する条例

標茶町行政手続条例（平成9年標茶町条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正にあたりまして、議案説明資料では51ページから62ページまで新旧対照表を付けておりますのでご参照いただきたいと思います。

初めに、新たな条文規定を追加しておりまして、章立てするための目次改正であります。

目次中、「第4章 行政指導（第30条—第34条）」を「第4章 行政指導（第30条—第34条の2）第4章の2 処分等の求め（第34条の3）」に改める。

次に、本文中の字句標記についての改正でありまして行政手続法の改正にあわせての整理であります。

本則中「名あて人」を「名宛人」に改める

続きまして、第1条の改正についてであります。目的において行政手続法の除外規定から地方公共団体の措置規定を準用する条文整理を行っております。

第1条中「、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第3条第3項において法第2章から第6章までの規定を適用しないこととされた」を「、行政手続法（平成5年法律第88号）第46条の規定の趣旨にのっとり、」に改める。

続きまして、第2条第1項の改正であります。用語の意義について条例等の詳細な規定整理を整備及び法令行政庁を規定追加し、あわせて条文中の字句整理等を行っております。

第2条第1号中「条例及び執行機関の規則（規程を含む。以下同じ。）をいう。」を「町の条例、町の執行機関の規則及び企業管理規程（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する管理規程をいう。）並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により北海道が定める条例により町が定めることとされた事務について規定する北海道の条例及

び北海道の執行機関の規則をいう。」に改め、同条第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、同条第5号中「条例及び執行機関の規則（規程を含む。以下同じ。）をいう。」を「地方自治法第2編第7章に規定する執行機関として町に置かれる各機関、これらに置かれる機関、これらの管理に属する機関若しくは地方公営企業の管理者の権限を行う町長又はこれらの機関の職員であって法令上独立に権限を行使することを認められたものをいう。」に改め、同号を同条第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、同条第2号中「標茶町の行政庁（以下「行政庁」という。）」を「条例等に基づく行政庁」に改め、同号を同条第4号とし、同号の前に次の2号を加える。

(2) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、北海道の条例若しくは北海道の執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）及び条例等をいう。

(3) 行政庁 条例等の定めるところにより処分権限を有する者をいう。

次に第3条中の改正であります。今条例改正による規定及び用語整理をしてございます。

第3条中「第4章」を「第4章の2」に改め、同条第3号中「条例等」を「法令（他の法令において準用する場合を含む。）」に改め、同条第8号中「かかわる」を「関わる」に改める。

続きまして、第25条の改正は用語整理であります。

第25条中「かながみ」を「鑑み」に改める。

次に、第33条中の改正は、行政指導する際、相手方に処分の権限を行使できることの根拠を示すことの規定を追加しております。またそれによつての項移動を行っております。

第33条中第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第4章第34条の次に次の1条を加える。

次の第34条の2の改正であります。これは新たな追加でありまして行政指導の中止等を求める手続きの条文であります。第1項については、法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導。根拠規定が法律又は条例にあるものに限っておりまして、相手方はその行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思われるときは、行政指導した町の機関に申し出て、当該行政指導の中止、その他必要な措置をとることを求めることができる規定の追加であります。

(行政指導の中止等の求め)

第 34 条の 2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

次に第 2 項です。第 1 項の申出の際、申出に記載する事項の規定であります。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法令の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

続きまして、第 3 項についてですが、申出を受けた町の機関は必要な調査を行い、行政指導が法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは行政指導の中止、その他必要な措置を取らなければならないとする規定であります。

3 当該行政機関は、第 1 項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第 4 章の次に次の 1 章を加える。

第 4 章の 2、処分等の求め。

この第 34 条の 3 については処分等の求めの手続きの追加をし、章立てをしてございます。

第 1 号については、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導がされていないと思われるときには、処分又は行政指導する権限を有する町の機関に対してその旨の申出、処分又は行政指導するよう求めることができる規定の追加であります。

第 34 条の 3、何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

次に、第 2 項についてであります。第 1 項の申出の際、申出書に記載する事項の規定であります。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

次に、第3項についてであります。申出を受けた町の機関は必要な調査を行ってその結果に基づき、必要があると認めるときは処分又は行政指導を行わなければならないとする規定であります。

3 当該行政庁又は行政機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附則としまして、施行期日を法律施行日と同日とし又、標茶町税条例において条文中準用している条規定の変更による改正をさせていただきます。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(標茶町税条例の一部改正)

2 標茶町税条例(昭和25年標茶町条例第65号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

以上で、議案第19号の提案趣旨並びに内容について説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 19 号は原案可決されました。

◎議案第 20 号

○議長（平川昌昭君） 日程第 16。議案第 20 号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君）（登壇） 議案第 20 号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、平成 26 年 3 月 31 日をもって主事の退職により廃止しました限定特定行政庁の業務に係る手数料について、条例の関連部分を削除するよう一部改正したいというものであります。

限定特定行政庁事務の事実上の廃止からこれまでの約一年間の間、限定特定行政庁の再開について主事資格者の募集や情報収集に努めてまいりました結果、以下 3 点のことから次の結果といたしました。

1、民間審査機関での審査が増加し、本町でも既に民間審査機関の審査が 6 割を超えている状況にあること。

2、町住宅指導係及び建築係が特定行政庁である北海道の受付窓口となりまして、これまで順調に機能したことから、申請者から特別、サービス低下などの苦情が寄せられていないこと。

3、民間審査機関の充実によって、主事資格者が町などの募集に応募している可能性が考えにくい環境になっていることから限定特定行政庁の再開は断念して、関連する手数料条例の一部改正を提案するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第 20 号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページへまいります。

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例

標茶町手数料徴収条例（平成 12 年標茶町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

資料の 63 ページをあわせて参照願います。

別表第 6 項中第 11 号から、これは資料 65 ページになりますが、第 12 の 3 号まで、これは 75 ページまでの部分でございます。3 号までを削り、資料 75 ページ、第 13 号を第 11 号とし、第 14 号を第 12 号と繰り上げるものであります。

附則として、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するというものであります。

以上で、議案第 20 号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第20号は原案可決されました。

◎議案第21号

○議長(平川昌昭君) 日程第17。議案第21号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・佐藤君。

○住民課長(佐藤吉彦君)(登壇) 議案第21号、標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、第6期標茶町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく平成27年度から平成29年度までの3年間の介護保険料の改正、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に係る経過措置、また、法制執務上の文言整理が必要なことから所要の改正を提案するものであります。

以下、内容について説明いたします。

議案書61ページ、議案説明資料は76ページであります。

議案第21号、標茶町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町介護保険条例の一部を改正する条例

標茶町介護保険条例(平成12年標茶町条例第25号)の一部を次のように改正する。

まず第7条関係でございますが、第7条中「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に改め、同条第1号中「3万4,300円」を「2万600円」に改め、同条第3号中「5万1,500円」を「4万8,000円」に改め、同条第4号中「6万8,700円」を

「6万400円」に改め、同条第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同条第5号口中「(昭和25年法律第144号)」を削り、「第7号口」を「第8号口」に改め、同号を同条第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者を6万8,700円

以上につきましては、平成27年度から平成29年の介護保険料の改定と法制執務上について整理を行ったものであります。改正内容につきましては1号被保険者の保険料で3年間を一期として高齢者人口や要認定者数に基づく介護サービスを推計し、保険料を定めているところであります。平成27年度から平成29年度の第6期では、基準額は6万8,700円、月額では5,725円の第5期と同額で改定することとなりました。

所得階層区分につきましては、これまでの8段階から9段階とし、平成27年度及び平成28年度の第1段階及び平成29年度では、第1段階から第3段階まで低所得者の負担軽減を図ったものであります。

次に、第9条3項中以下の部分についてご説明いたします。

第9条第3項中「同号イ」を削り、「及びハ」を「若しくはニ」に、「並びに第6号口」を「第6号口、第7号口、第8号口又は第9号」に、「令第39条第1項第1号から第6号まで」を「令第39条第1項第1号から第9号まで」に改めるものであります。

これにつきましては、介護保険法施行令の引用条項の改定であります。

続きまして、第10条第1項中「(昭和25年法律第226号)」を削る。

第11条第1項中「地方自治法」の次に「(昭和22年法律第67号)」を加える。

第17条第1項中「(昭和25年法律第226号)」を削る。

附則第6条中「租税特別措置法」の次に「(昭和32年法律第26号)」を加える。

附則第7条中「介護保険法施行法第13条第3項」を「介護保険法施行法(平成9年法律第124号。以下「施行法」という。)第13条第3項」に、「介護保険法施行法第13条第5項第1号」を「施行法第13条第5項第1号」に、「介護保険法施行法第13条第5項第2号」を「施行法第13条第5項第2号」に改める。

これらにつきましても、引用条項であります法律番号又は引用法令の省略用語など、法制執務上についての整理を行ったものであります。

次に附則に次の1条を加えるというものであります。

第8条としまして、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)第5条の規定による改正後の法(以下この条において「新法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、医療介護総合確保推進法附則第14条第1項の規定に

基づき、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。

2 医療介護総合確保推進法第 5 条の規定による新法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号から第 6 号まで掲げる事業については、医療介護総合確保推進法附則第 14 条第 3 項から第 5 項までの規定に基づき、その円滑な実施を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとするものであります。これにつきましては、第 8 条の経過措置としまして、介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置を規定したものであります。

法の施行日から、平成 29 年 3 月 31 日までの間において、市町村が、それぞれの事業を実施する者の確保が困難であるなどの理由で介護予防・日常生活支援総合事業を行うことが困難であることを認めてその旨を条例で定めたことにより、経過措置を規定するということがうたわれますので、標茶町におきましても第 6 期の計画の中では、これらの介護予防・日常生活支援総合事業等につきましては、平成 29 年度からスタートするという方向性で第 6 期の計画の中でもその方向性を出させていただきました。

続きまして附則であります、施行期日としまして

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

経過措置としまして

2 改正後の標茶町介護保険条例（以下「新条例」という。）第 7 条の規定は、平成 27 年度以後の年度分の保険料から適用し、平成 26 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものであります。

続きまして、平成 27 年度から平成 28 年度までにおける保険料率の特例ということで、3 次の各号に掲げる第 1 号被保険者の平成 27 年度から平成 28 年度までの保険料率は、新条例第 7 条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 令第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 3 万 900 円

(2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 4 万 3,200 円

(3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 5 万 1,500 円とするものであります。

これにつきましては、趣旨の中でも説明しましたが、低所得者対策として税の区分で第 1 段階については、平成 27 年度 4 月から基準の保険料に対して本来であれば 0.45 であります。が 0.3 まで引き下げるという内容になっております。

続いて平成 29 年につきましては第 1 段階、第 2 段階、第 3 段階について更に減額措置を行うという内容になっていまして、これにつきましては第 1 段階が 0.45 から 0.3、第 2 段階は現行の 0.75 から 0.5、第 3 段階については現行の 0.75 から 0.7 に引き上げるものであります。これらにつきましては、国が進めております消費税の 10%引き上げに係る低所得者の対

策という形で保険料についても減額措置が行われているという内容になっております。

以上で、議案第 21 号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

12 番・深見君。

○12 番（深見 迪君） 一点だけちょっと、状況を知るために伺いたいのですが最後のほうで介護予防・日常生活支援総合事業、これについてはここには書いてないですけど課長の言葉で平成 29 年度からというような。まあそういうふう聞こえたのですけれど、これは平成 29 年度からできれば行いたいということなのか、平成 29 年度から確実に行うということなのか、その準備というかそのことも含めてお話して下さい。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） ただいま質問がございました、日常生活のこの部分につきましては、議員もご存じだと思うのですが新規事業ということでこれまでの予防関係を新たな事業展開をするという内容になっています。それで国のほうからの部分では平成 29 年度までは経過措置としてこの事業については着手しなくても、まあ着手できるところは手を挙げて着手するのだと思うのですが、体制含めてですね人的な部分それからどのような内容でやるのか、それから単価についても、国のほうからこういった予防の部分については少し下げるといったような方向の話もございますので、それに見合う形の体制整備ができるのかとかですね、2 年間の間で準備を整えながらですね、最終年度の平成 29 年度の 3 年目にこの事業については可能な範囲でスタートさせていきたいというふうに考えております。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

12 番・深見君。

○12 番（深見 迪君） そういう見通しでやっていきたいという意向であってその裏付けみたいなものはまだこれから 2 年間で確立していくということなんですよ。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） 議員のご質問のとおりでして、なかなかどういう形で標茶にふさわしいか、それから担い手としてですね国は様々な例えばボランティアであるとかいろんなことを今回言っていますけれども、そういうことじゃなくて基本としてはやはり町内にある民間事業所さんを最優先にしながらですね、やっていただきたいなというふうに思っていますので。ただそれでは足りない分をどうしていくとかですね、そういった部分についてはまだまだわからない点がございますので、少し時間がかかるだろうなというふうに考えていますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 21 号は原案可決されました。

◎議案第 22 号

○議長（平川昌昭君） 日程第 18。議案第 22 号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第 22 号、標茶町子ども・子育て支援センター設置に関する条例の制定についての提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、これまで本町の子育て支援関係につきましては、平成 15 年 4 月 1 日から「標茶町子育て支援センター設置条例」によりまして、「標茶町子育て支援センター」をふれあい交流センター内に設置を図り、事業を展開してまいりました。また、「標茶町子ども発達支援センター」につきましては、平成 18 年 4 月 1 日から、「標茶町子ども発達支援センター運営要綱」により、ふれあい交流センター内に設置を図り、要支援児童や家庭に対して療育指導や相談業務を行ってまいりましたが、引き続き特別支援を必要とする児童が増加傾向にあることから、条例化等の整備を行い、組織の明確化を図り事業を推進してまいりたいと考えております。

つきましては、このたび、標茶町子育て支援センター設置条例の全部改正を行い、新たに「標茶町子ども・子育て支援施設の設置に関する条例」として、「標茶町子ども発達支援センター」と「標茶町子育て支援センター」の設置を提案するものであります。

以下、内容について説明いたします。

議案書 65 ページ、議案説明資料 82 ページをお開き下さい。

議案第 22 号 標茶町子ども・子育て支援施設の設置に関する条例の制定について

標茶町子ども・子育て支援施設の設置に関する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町子ども・子育て支援施設の設置に関する条例

標茶町子育て支援センター設置条例（平成 15 年標茶町条例第 1 号）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、標茶町子ども・子育て支援に関する施設（以下「支援施設」という。）を設置し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく児童の発達相談や療育及び子育て支援の推進を図ることを目的とするものであります。

(名称)

第2条 この条例に規定する支援施設の名称は、次のとおりとする。

(1) 標茶町子ども発達支援センター

(2) 標茶町子育て支援センター

(位置)

第3条 前条各号に規定する施設の位置は、川上郡標茶町開運4丁目2番地に置く。

現在のふれあい交流センターの中に設置したいというものであります。

(利用制限)

第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を制限することができる。

(1) 医師からの診断によって、利用に支障があると認められた感染症及び疾患のある者

(2) その他、支援施設の管理上支障があると認められる者

(職員)

第5条 支援施設に、必要な職員を置く。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるというものであります。

附則としまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するというものであります。

以上で、議案第22号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。
よって、議案第22号は原案可決されました。

◎議案第23号

○議長(平川昌昭君) 日程第19。議案第23号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・島田君。

○総務課長(島田哲男君)(登壇) 議案第23号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案につきましては、標茶町農業委員会の定数等に関する条例において、町長が農業委員として選任する場合の推薦団体である「釧路地区農業共済組合」から本年2月1日をもって「根室地区農業共済組合」と合併し、組合名称を「北海道ひがし農業共済組合」に変更となった旨、通知がありました。

よって、当該条例の規定中、推薦団体名称を変更するため、ご提案するものです。

以下内容について、ご説明いたします。

議案第23号 標茶町農業委員会の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町農業委員会の定数等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページへまいります。

標茶町農業委員会の定数等に関する条例の一部を改正する条例

標茶町農業委員会の定数等に関する条例(平成16年標茶町条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条の改正は、推薦団体の名称の変更であります。

第3条第2号中「釧路地区農業共済組合」を「北海道ひがし農業共済組合」に改める。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第23号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第23号は原案可決されました。

◎議案第24号ないし議案第26号

○議長(平川昌昭君) 日程第20。議案第24号・議案第25号・議案第26号を一括議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・佐藤君。

○住民課長(佐藤吉彦君)(登壇) 議案第24号「標茶町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について」の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)の施行により、介護保険法の一部を改正する法律が平成25年6月25日付けで交付、平成27年4月1日施行されることにより、標茶町地域包括支援センター設置条例の一部に引用条項の改正が必要となったことから、所要の改正を提案するものであります。

以下、内容について説明いたします。

議案書は70ページから、議案説明資料は85ページをお開きください。

議案第24号 標茶町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例

標茶町地域包括支援センター設置条例(平成18年標茶町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

これにつきましては、標茶町地域包括支援センター設置条例の第3条第1号で、これまで介護保険法の第8条の2第18項の引用により、介護予防支援を規程しておりましたが介護保険法の改正により、同法の第8条の2第18項から第8条の2第16項に改正されたことにより、所要の改正を提案するものであります。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するというものであります。

以上で、議案第24号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 25 号「標茶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号）の施行により、「介護保険法」（平成 9 年法律第 123 号）が一部改正されたことに伴い、厚生労働省令で定められている「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）が一部改正されたことによります。

なお、条例改正の基本的な考え方につきましては、本町において国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特殊性はないと考えられることから、国の基準のとおり必要の改正を提案するものであります。

議案書は 72 ページ、議案説明資料は 86 ページの資料①及び 90 ページの資料②をご覧くださいと思います。

説明につきましては、説明資料の①及び次ページの別紙を中心に説明をさせていただきたいと思います。

まず 1 番目としまして目次関係でございますが、これにつきましては複合型サービスの名称が看護小規模多機能型居宅介護に改められたことによるものであります。

次に 2 としまして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、第 2 章の第 4 条から第 44 条に係る改正であります。まず（1）としまして第 6 条関係の改正であります。夜間（午後 6 時から午前 8 時まで）のオペレーターとして充てることができる施設、事業所の範囲について併設する施設、事業所に加え同一敷地内又は隣接する施設、事業所を追加するという内容でございます。（2）につきましては第 23 条関係です。介護・医療連携推進会議と外部評価はともに第三者による評価という共通の目的であることを踏まえ、事業所が引き続き自らその提供するサービスの質の評価、自己評価を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する介護・医療連携推進会議に報告した上、公表する仕組みとなったものであります。（3）につきましては、第 32 条の第 2 項関係で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のうち一体型事業所における訪問看護サービスの一部について、他の訪問看護事業所との契約に基づき当該訪問看護事業所に行わせることを可能としたものであります。

3 につきましては、認知症対応型通所介護第 4 章の第 60 条から第 80 条に係る改正であります。（1）として第 60 条関係では指定認知症対応型通所介護は、生活機能の維持又は向上を目指すことを基本方針として規定されたものであります。（2）は第 63 条第 4 項及び第 78 条の 2 の関係で認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して宿泊サービスを実施している事業所について届出を求めることとし、事故報告の仕組みを新設するというものであります。

（3）は第 65 条第 1 項関係でありまして、共用型認知症対応型通所介護の利用定員について、

認知症対応型共同生活介護事業所が認知症ケアの拠点としてさまざまな機能を発揮することを促進する観点から、「1事業所3人以下」となっている現行の利用定員について「1ユニット3人以下」に見直すものであります。

4につきましては、小規模多機能型居宅介護で第5章の第81条から第108条に係る改正でありまして、(1)は第82条第6項及び第10項関係で、小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設・事業所について、その範囲に現行の併設する施設・事業所を加え、同一敷地内または隣接する施設・事業所を追加するとともに、兼務可能な施設・事業所の種別について、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加えるものであります。(2)第83条第1項関係であります。小規模多機能型居宅介護の地域との連携を推進していくため、小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が総合事業を行う場合は、利用者の処遇に影響がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が、総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務と兼務することを可能とするものであります。

(3)につきましては、第85条関係で小規模多機能型居宅介護の登録定員を29人以下とする。あわせて、登録定員が26人以上29人以下の指定小規模多機能型居宅介護事業所について、当該事業所の居間及び食堂を合計した面積が、「機能を十分に発揮し得る適当な広さが確保されている場合」には、通いサービスに係る利用定員を18人以下とすることを可能とする。なお、宿泊サービスに係る利用定員については、利用状況等を踏まえ、現行のとおりとする。

(4)につきましては、第91条第2項関係でありまして、運営推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有することを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとするものであります。(5)であります。第110条第4項関係であります。小規模多機能型居宅介護事業所がグループホームを併設している場合における夜間の職員配置について、入居者の処遇に影響がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護事業所の泊まり定員とグループホームの1ユニットあたりの定員の合計が9名以内であり、かつ、両者が同一階に隣接している場合には、夜間の職員配置について兼務を可能とするものであります。

続きまして5では、認知症対応型共同生活介護(第6章第109条から第128条)に係る改正でありまして、(1)としましては、第113条第1項関係で、認知症対応型共同生活介護事業所が効率的にサービスを提供できるよう、現行では「1又は2」と規定されているユニット数の標準について、新たな用地確保が困難である等の事情がある場合には3ユニットまで差し支えないことを明確化するものであります。

6としましては、地域密着型特定施設入居者生活介護の係る分で第7章第129条から149条に係る改正でありまして、(1)としまして第135条関係で、地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が介護報酬を代理受領する要件として、有料老人ホームのみ、国民健康保険団体連合会に対して入居者の同意書を提出することが義務づけられているが、老人福祉

法の改正により、前払金を受領する場合は、その算定根拠を書面で明らかにすることが義務づけられていることから、この要件を撤廃するものであります。

次に7番目としまして、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る分で、第8章第150条から第189条に係る分であります。(1)としまして、第151条関係、第152条及び第180条関係でサテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる対象について、現行の「指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所」に加え、「指定地域密着型介護老人福祉施設」を追加するものであります。

8としましては、複合型サービスの部分でありまして、第9章第190条から202条に係る分であります。(1)としまして、第9章関係で、サービスの普及に向けた取組の一環として、地域ニーズのある中重度の要介護者が地域での療養生活を維持できるよう、「通い」、「泊まり」、「訪問看護」、「訪問介護」を組み合わせることで、利用者や家族への支援の充実を図るというサービス内容が具体的にイメージできる名称として、「看護小規模多機能型居宅介護」に改称されたものであります。(2)としまして、第194条関係であります。複合型サービスの登録定員を29人以下とする。あわせて、登録定員が26人以上29人以下の指定複合型サービス事業所について、当該事業所の居間及び食堂を合計した面積が、「機能を十分に発揮し得る適当な広さが確保されている場合」には、通いサービスに係る利用定員を18人以下とすることを可能とする。なお、宿泊サービスに係る利用定員については、利用状況等を踏まえ、現行のとおりとするものであります。(3)としましては、第196条第2項関係で、運営推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有することを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の(自己評価)を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとするものであります。

以下、第197条、第198条、第199条、第200条、第201条、第202条中、複合サービスから看護小規模多機能型居宅介護に名称を改称するために、改めるものであります。

最後に附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第25号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第26号「標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号)の施行により、介護保険法が一部改正されたことに伴い、厚生労働省令で定められている「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が一部改正されたことによります。

なお、条例改正の考え方につきましては、本町において国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特殊性はないと考えられることから、国の基準のとおりとする所要の改正を提案するものであります。

以下、議案書は 86 ページ、議案説明資料は 116 ページの資料①、118 ページの資料②をご覧くださいと思います。

議案第 26 号 標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

標茶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年標茶町条例第 4 号）の一部を次のように改正するものであります。

以下、117 ページの議案説明資料を中心に説明いたします。

まず 1 としまして、介護予防認知症対応型通所介護につきましては第 2 章の第 4 条から第 42 条に係る改正であります。（1）としまして、第 7 条第 4 項及び第 37 条関係であります。介護予防認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して宿泊サービスを実施している事業所について、届出を求めることとし、事故報告の仕組みを設けるものであります。（2）の、第 9 条第 1 項関係で、共用型介護予防認知症対応型通所介護の利用定員について、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が認知症ケアの拠点としてさまざまな機能を発揮することを促進する観点から、「1 事業所 3 人以下」となっている現行の利用者定員について、「1 ユニット 3 人以下」に見直しをするものであります。

2 につきましては、介護予防小規模多機能型居宅介護に係る分で、第 3 章第 43 条から第 69 条に係る分であります。（1）は、第 44 条第 6 項及び第 10 項関係で、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設・事業所について、その範囲に現行の「併設する施設・事業所」に加え、「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加するとともに、兼務可能な施設・事業所の種別について、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加えるものであります。（2）につきましては、第 45 条第 1 項関係であります。介護予防小規模多機能型居宅介護の地域との連携を推進していくため、小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が総合事業を行う場合は、利用者の処遇に影響がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が、総合事業の訪問型サービスや通所型サービ

ス等の職務と兼務することを可能にするものであります。(3)は、第47条関係です。介護予防小規模多機能型居宅介護の登録定員を29人以下とする。あわせて、登録定員が26人以上29人以下の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、当該事業所の居間及び食堂を合計した面積が、「機能を十分に発揮し得る適当な広さが確保されている場合」には、通いサービスに係る利用定員を18人以下とすることを可能とするものであります。なお、宿泊サービスに係る利用定員については、利用状況等を踏まえ、現行のとおりとするものであります。(4)につきましては、第66条第2項関係で、運営推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有することを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公平・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとなったものであります。

3番目につきましては、介護予防認知症対応型共同生活介護で、第4章第70条から第90条に係る改正であります。(1)は、第74条第1項関係で、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が効率的にサービスを提供できるよう、現行では「1又は2」と規定されているユニット数の標準について、新たな用地確保が困難である等の事情がある場合には3ユニットまで差し支えないことを明確化されたものであります。

最後に附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するというものであります。

以上で、議案第26号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わらせていただきます。

○議長(平川昌昭君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

質疑は議案ごとに行います。

最初に議案第24号から行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第24号の質疑を終了いたします。

次に議案第25号の質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第25号の質疑を終了いたします。

次に議案第26号の質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第 26 号の質疑を終了いたします。

以上で、議案第 24 号・議案第 25 号・議案第 26 号の質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより採決を行います。

採決は議案ごとに行います。

最初に議案第 24 号について採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 24 号は原案可決されました。

次に議案第 25 号について採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 25 号は原案可決されました。

次に議案第 26 号について採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 26 号は原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時50分

○議長(平川昌昭君) 休憩前に引き続き会議を続行します。

◎議案第 27 号ないし議案第 32 号

○議長(平川昌昭君) 日程第 21。議案第 27 号、議案第 28 号、議案第 29 号、議案第 30 号、議案第 31 号、議案第 32 号を一括議題といたします。議題 6 案の提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長(佐藤弘幸君)(登壇) 議案第 27 号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成 26 年度一般会計補正予算（第 9 号）でございまして、年度末を前に各款、項、目にわたり精査を行い、できるだけ決算数値に近づけるよう計数の整理を行うとともに、現状において急を要するものについて措置をするもので、歳入歳出それぞれ 2,642 万 4,000 円を追加し、総額を 110 億 9,366 万 4,000 円にしたいというものでございます。

歳出の主なものとしたしましては、追加で地方創生先行型交付金事業 4,022 万円、地域消費喚起生活支援型交付金事業で 2,602 万 7,000 円、育成牧場の経費で 1,121 万円、除雪委託料で 4,000 万円などであり、減額するものは事業実績等に基づく精査であります。

他会計への繰出し等につきましては、国民健康保険事業特別会計に対し 3,695 万円の追加、介護保険事業特別会計は、両勘定をあわせ 512 万円の減、病院事業会計へは 1,223 万円の追加、下水道事業特別会計は 460 万 2,000 円の減であります。

一部事務組合につきましては、川上郡衛生処理組合負担金で 222 万 6,000 円、釧路北部消防事務組合負担金で 337 万円の減であります。

一方、歳入につきましては、町税とそれぞれの特定期源を見込むとともに、普通地方交付税の増額により収支バランスをはかったところであります。

また、繰越明許費 3 件、債務負担行為 1 件、地方債で 4 件の補正提案をいたしております。以下、内容についてご説明いたします。

平成 26 年度標茶町一般会計補正予算（第 9 号）。

平成 26 年度標茶町の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,642 万 4,000 円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 110 億 9,366 万 4,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表 地方債補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明を申し上げます。

18 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2 ページからの「第 1 表歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複しますので省略をさせていただきます。

6 ページをお開きください。

第2表繰越明許費であります。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名は道営草地整備事業（区画整理型）負担金（標茶東地区）で772万5,000円。道営草地整備事業（区画整理型）負担金（標茶北地区）257万5,000円。道営経営体育成基盤整備事業（通作条件整備型（基幹農道整備（保全対策型））負担金（西熊牛地区）60万3,000円でございます。

次ページをお開きください。

第3表債務負担行為補正であります。

畜産経営改善緊急支援資金平成26年度、補正前の限度額、融資金2億6,617万2,000円に対する利子補給（年0.18%）619万8,000円に25万2,000円を追加し、補正後の限度額を645万円とするものであります。

35 ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書であります。

畜産経営改善緊急支援資金（平成26年度）の債務負担行為の限度額を645万円とし、合計で29億2,295万6,000円とするもので、当該年度以降の支出予定額は1億8,694万1,000円となりまして、債務負担行為としての当該年度の支出額は変わりません。財源内訳は国道支出金5,851万4,000円、その他財源1,756万7,000円、一般財源は1億1,086万円でありま

す。

8 ページへお戻りください。

第4表地方債補正であります。

1 過疎対策事業の補正前の限度額2億6,050万円から標茶中茶安別線道路改良2,140万円、虹別17号線防雪柵設置1,080万円、虹別61線道路改良事業2,310万円、耐震性貯水槽設置90万円を減額し、補正後の限度額を2億430万円とするものであります。

2 地域活性化事業、補正前の額3億220万円から150万円を減額し補正後の限度額を3億70万円とするものであります。

次に7 公共事業等の新規で、補正後の限度額3,630万円。起債の方法、証書借入、利率、7.0%以内、償還の方法は政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。以下同じでありますので省略をさせていただきます。

8 災害復旧事業公共土木施設の新規で、補正後の限度額を250万円とするものであります。

合計で申し上げますと、補正前の限度額9億907万5,000円から1,890万円を減額し、補正後の限度額を8億9,017万5,000円とするものであります。

36 ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。

合計で申し上げますが、当該年度中起債見込額は、補正前の額 9 億 907 万 5,000 円から補正額 1,890 万円を減額し、補正後の額を 8 億 9,017 万 5,000 円とするもので、当該年度末現在高見込額は、補正前の額 103 億 3,255 万 8,000 円から補正額 1,890 万円を減額し、補正後の額は 103 億 1,365 万 8,000 円となるものであります。

以上で、議案第 27 号の内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第 28 号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成 26 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）で、年度末を控え歳入歳出各款にわたり精査した結果、歳出では、医療費の状況から、当初の見込みを下回るため、一般被保険者療養給付費で 3,600 万円の減額、国保ドック受診者が当初見込みを上回るため 56 万 3,000 円の増額、また平成 25 年度の療養給付負担金等の額が確定したことに伴う償還金等として 3,752 万 1,000 円の増額、インフルエンザワクチン費用などが特別交付金として国保会計へ交付されるため、関係経費を本来支出している一般会計へ繰り出すため 127 万円を新に科目の設定を行いました。

歳入では、医療費の状況から、当初の見込みを下回るため、療養給付費負担金 2,584 万 8,000 円の減額、国の普通調整交付金で 2,813 万 9,000 円の減額となりました。また、経営姿勢の評価により国の特別調整交付金が 500 万円支給が決定されました。一般会計からのローカルルール分として 3,695 万円を繰入し、繰越金は 4,162 万 9,000 円を追加、精算返還金等の財源として充当して収支の均衡を図ったものであります。

なお、本案につきましては、2 月 24 日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを、申し添えます。

それでは別冊の補正予算書により説明いたします。

平成 26 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）。

平成 26 年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 335 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 7,450 万 7,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明をいたします。

9 ページをお開き下さい。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2 ページにお戻り下さい。

2 ページからの「第 1 表歳入歳出予算補正」につきましては、これまでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第 28 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 30 号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、平成 26 年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）で、年度末を控え歳入歳出を精査し、保険事業勘定の歳出では、システム改修に伴う対応として 48 万 6,000 円を追加したほか、保険給付費で 7,450 万円減額、基金積立に 830 万 8,000 円の追加を行い、歳入では、繰越金では 1,423 万 8,000 円の追加を行うなど収支のバランスを図ったところであり、また、サービス事業勘定では、各種サービス事業費の利用実績に伴う減額あるいは一部増額を行い、一般会計からの繰り入れや財源内訳の変更を行ったところでもあります。

以下、補正予算書に基づき説明いたします。

平成 26 年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）。

平成 26 年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,646 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 6,085 万 4,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第 2 条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 23 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 2,512 万 2,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 2 表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」によるものであります。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書によりご説明をいたします。

11 ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2 ページからの「第 1 表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」「第 2 表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、これまでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第 30 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君）（登壇） 議案第 29 号の提案趣旨並びに内容についてご説明いた

します。

本案は、平成 26 年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）で、年度末を控え歳入歳出予算について精査を行い、補正を行うものでございます。

予算書 1 ページをお開きください。

平成 26 年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）。

平成 26 年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,478 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 7,710 万 1,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の補正は「第 3 表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出予算補正事項別明細書に従い説明いたします。

9 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2 ページをお開きください。

2 ページ、3 ページの第 1 表歳入歳出予算補正でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

4 ページをお開きください。

第 2 表 債務負担行為補正

上段の標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する利子補給ですが補正前の限度額、8,000 円から補正額を 8,000 円減額し補正後の限度額はなくなります。

下段の金融機関に対する損失補償は補正がございません。

11 ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございますが合計で申し上げます。

上段、金融機関に対する利子補給の債務負担行為の限度額 8 万円を減額し、10 万 4,000 円、前年度末までの支出見込額は補正前の額と同じ 5 万 8,000 円、当該年度以降の支出予定額は 8 万円を減額し 4 万 6,000 円。うち平成 26 年度分は補正前と同じ 2 万円。左の財源内訳は一般財源が 8 万円減の 4 万 6,000 円です。下段の金融機関に対する損失補償は補正がございません。

4 ページにお戻りください。

第3表 地方債補正

起債の目的、1 公共下水道事業、補正前の限度額、1億8,050万円から180万円を減額し補正後の限度額を1億7,870万円に。2 特定環境保全公共下水道事業、補正前の限度額、3,690万円から1,790万円を減額し、補正後の限度額を1,900万円に。合計では補正後の限度額2億1,740万円から1,970万円を減額し、補正後の合計を1億9,770万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

12ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

合計で申し上げます。当該年度中増減見込みの当該年度中起債見込額、補正前の額2億1,740万円から補正額1,970万円を減額し、補正後の額1億9,770万円とするもので、当該年度中元金償還見込額は3億8,895万9,000円。当該年度末現在高見込額は、補正前の額30億5,562万1,000円から、補正額1,970万円減額し、補正後の額は30億3,592万1,000円となります。

以上で、議案第29号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

続きまして、議案第32号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、平成26年度標茶町上水道事業会計補正予算（第2号）で、年度末を控え歳入歳出予算について精査を行い、補正を行うものでございます。

予算書1ページをお開きください。

平成26年度標茶町上水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成26年度標茶町上水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成26年度標茶町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費用、8万6,000円を追加し、1億92万9,000円とする。第1項営業費用、69万円を追加し、8,710万9,000円とする。第2項営業外費用、60万4,000円を減額し、1,171万8,000円とする。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「4,040万8,000円は減債積立金547万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額180万8,000円及び過年度分損益勘定留保資金3,313万円」を「4,445万8,000円は減債積立金547万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額172万2,000円及び過年度分損益勘定留保資金3,726万6,000円」に改める。

収入、第1款、資本的収入、520万円を減額し、360万円とする。第1項、企業債、520万

円を減額し、360万円とする。

支出、第1款、資本的支出、115万円を減額し、4,805万8,000円とする。第2項建設改良費、115万円を減額し、2,325万円とする。

次のページです。

企業債、第4条、予算第5条に定めた起債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。起債の目的、排水管整備事業、補正前の限度額880万円から520万円を減額し、補正後の限度額を360万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

以下、内容についてご説明いたします。

7ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

4ページをお開きください。

平成26年度標茶町上水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(補正後)でございます。変更となった項目のみの説明とさせていただきます。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー、(1)当年度純利益から(8)未収金の減少額までは変更ありません。(9)未払金の増加額、消費税及び地方消費税で61万5,000円の減額でマイナス36万7,000円。(10)前払金の増加額は変更ありません。(11)その他、前受金と預り金で87万円の増で87万円。従いまして(12)小計は25万5,000円増の4,695万4,000円。(13)利息及び配当金の受取額と(14)利息の支払額は変更ありませんので、業務活動によるキャッシュ・フローは25万5,000円増の3,750万6,000円となります。

2 投資活動によるキャッシュ・フローです。(1)有形固定資産の取得による支出、排水管が94万7,000円増の量水器が201万2,000円の減。合計では106万5,000円の減で、マイナス2,152万7,000円。(2)国庫補助金による収入と(3)他会計からの繰入金による収入は変更ありませんので投資活動によるキャッシュ・フローは106万5,000円減のマイナス2,152万7,000円となります。

3 財務活動によるキャッシュ・フロー。(1)建設改良企業債による収入、520万円減で360万円。(2)建設改良企業債の償還による支出と(3)他会計からの出資による収入は変更ありませんので、財務活動によるキャッシュ・フローは520万円減のマイナス2,120万8,000円となります。

従いまして、4 資金増加額は388万円減のマイナス522万9,000円となり、5 資金期首残高は変更ありませんので、6の資金期末残高は388万円減の2億2,672万2,000円となります。

次のページをお開きください。

平成26年度標茶町上水道事業予定貸借対照表(補正後)でございます。

資産の部、1 固定資産、(1)有形固定資産、イ土地からホ工具、器具及び備品までの有

形固定資産合計は7億50万7,000円。(2)無形固定資産、イ施設利用権で無形固定資産合計は374万7,000円。固定資産合計は7億425万4,000円。

2 流動資産、(1)現金預金2億2,672万2,000円、(2)未収金675万1,000円、(3)貸倒引当金、マイナス12万6,000円。流動資産合計は2億3,334万7,000円、資産合計は9億3,760万1,000円です。

次のページをお開きください。

負債の部、3 固定負債、(1)企業債と(2)一般会計借入金で3億9,545万円。(3)修繕引当金、3,019万7,000円。固定負債合計は4億2,564万7,000円。

4 流動負債、(1)一時借入金はありません。(2)企業債と(3)一般会計借入金で2,529万7,000円。(4)未払金、147万6,000円。(5)前受金、150万円。(6)引当金、特別修繕引当金はありませんので賞与引当金の167万3,000円。(7)その他流動負債、5万円。流動負債合計は2,999万6,000円。

5 繰延収益、(1)長期前受金、1億7,056万7,000円。(2)長期前受金収益化累計額、464万4,000円。繰延収益合計は1億6,592万3,000円。負債合計は6億2,156万6,000円です。

資本の部、6 資本金、2億8,284万4,000円、

7 剰余金、(1)利益剰余金は、イ減債積立金から、ハ当年度未処分利益剰余金までの剰余金合計が3,319万1,000円、資本合計は3億1,603万5,000円、負債資本合計9億3,760万1,000円です。

3ページをお開きください。

平成26年度標茶町上水道事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第32号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 病院事務長・山澤君。

○病院事務長(山澤正宏君)(登壇) 議案第31号、平成26年度標茶町病院事業会計補正予算の提案趣旨並びに内容につきましてご説明いたします。

本案については、平成26年度標茶町病院事業会計補正予算(第2号)でございまして、年度末を控え歳入歳出予算について精査した結果、収益的収入及び支出をそれぞれ2,500万円減額し、総額を11億7,831万2,000円にしたいというものであります。

収益的収入及び支出の補正の主なものを申し上げますと、支出では、給与費で医師報酬や賃金等2,400万円の減額、経費で委託料などで250万円の減額、消費税及び地方消費税で150万円の追加を行うものであります。

収入につきましては、医業収益の入院収益で、入院患者数の減少による1,507万円の減額、外来収益で患者数の減少による2,216万円の減額と、医業外収益の減額による他会計補助金・負担金合計で1,223万円の追加を行い、収支を整えるものでございます。

1 ページから説明させていただきます。

平成 26 年度標茶町病院事業会計補正予算（第 2 号）。

（総則）

第 1 条、平成 26 年度標茶町病院事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条は、平成 26 年度標茶町病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

第 2 号、年間患者数、入院は 2,900 人減の 1 万 2,400 人に、外来は 2,600 人減の 3 万 4,100 人とするものです。

第 3 号、1 日平均患者数、入院は 8 人減の 34 人に、外来は 11 人減の 139 人とするものです。

（収益的収入及び支出）

第 3 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第 1 款病院事業収益、2,500 万円を減額し、11 億 7,831 万 2,000 円に、第 1 項医業収益は 3,723 万円を減額し、5 億 8,176 万 7,000 円に、第 2 項医業外収益は 1,223 万円を追加し、5 億 9,654 万 5,000 円とするものです。

支出の第 1 款病院事業費用、2,500 万円を減額し、11 億 7,831 万 2,000 円に、第 1 項医業費用、2,650 万円を減額し、10 億 9,750 万 7,000 円に、第 2 項医業外費用、150 万円を追加し、4,683 万 2,000 円とするものです。

次のページへまいります。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 4 条、予算第 5 条に定めた経費の金額を、次のように改める。第 1 号職員給与費 2,400 万円を減額し、7 億 3,581 万 4,000 円に、第 2 号交際費 30 万円を減額し、120 万円とするものです。

（他会計からの繰入金）

第 5 条、予算第 6 条に定めた一般会計から、この会計へ補助、負担を受ける金額を、次のとおり補正する。

第 1 号 医療対策費補助、1,223 万円を追加し、5 億 4,150 万 9,000 円に、合計で 1,223 万円を追加し、5 億 8,057 万 4,000 円とするものであります。

次に、予算説明書により説明申し上げます。

9 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

次に 4 ページをお開きください。

平成 26 年度標茶町病院事業予定キャッシュ・フロー計算書（補正後）であります。変更となった項目についてご説明させていただきます。

1、業務活動によるキャッシュ・フローでは（8）未収金の減少額、900 万円増加し、

2,792万7,000円に。(9)未払金の増加額は70万円増加し、マイナス6,814万6,000円に。

(12)小計970万円を増加し、9,889万円となり、業務活動によるキャッシュ・フローの合計が970万円増加し、6,230万6,000円となります。

続いて、4の資金増加額、こちらは970万円増加し、マイナス3,708万9,000円に。

6の資金期末残高は970万円増加し、1億2,720万3,000円となります。

次に6ページをお開きください。

平成26年度標茶町病院事業予定貸借対照表(補正後)でございます。こちらでも変更になった項目についてのみご説明させていただきます。

資産の部、1の固定資産では(1)有形固定資産のへ、リース資産のリース資産減価償却累計額が1,000円減の692万円となり、有形固定資産合計も1,000円減の17億9,792万7,000円となります。固定資産合計としては、1,000円減の21億9,831万5,000円となります。

次に2、流動資産は(1)の現金・預金、970万円増の1億2,720万3,000円に。(2)未収金、900万円減の4,100万円となり、流動資産合計では70万円の増で1億7,620万3,000円となります。資産合計では23億7,451万8,000円となります。

次に7ページにまいります。

負債の部です。4の流動負債(2)リース債務について1,000円減の228万円に、(3)未払金、70万円増の3,070万円となります。流動負債合計は69万9,000円増の1億6,805万4,000円となり負債合計では69万9,000円増の13億8,991万8,000円となります。

資本の部については変更ございません。負債資本合計では69万9,000円増の23億7,451万8,000円となりました。

次に3ページをお開きください。

平成26年度標茶町病院事業会計補正予算実施計画でありますけれども、これまでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

なお、本案につきましては、2月24日開催の第7回町立病院運営委員会に諮問をし、原案可決されておりますことを報告致します。

以上で、議案第31号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

◎延会の宣告

○議長(平川昌昭君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

(午後 4時20分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平川昌昭

署名議員 9番 鈴木裕美

署名議員 10番 田中敏文

署名議員 11番 熊谷善行

署名議員 12番 深見 迪

平成27年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第3号）

平成27年3月10日（火曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第27号 平成26年度標茶町一般会計補正予算
議案第28号 平成26年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第29号 平成26年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第30号 平成26年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第31号 平成26年度標茶町病院事業会計補正予算
議案第32号 平成26年度標茶町上水道事業会計補正予算
- 第 2 議案第33号 平成27年度標茶町一般会計予算
議案第34号 平成27年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
議案第35号 平成27年度標茶町下水道事業特別会計予算
議案第36号 平成27年度標茶町介護保険事業特別会計予算
議案第37号 平成27年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
議案第38号 平成27年度標茶町病院事業会計予算
議案第39号 平成27年度標茶町上水道事業会計予算

○出席議員（13名）

- | | |
|-------------|--------------|
| 1番 松下 哲也 君 | 2番 長尾 式宮 君 |
| 3番 菊地 誠道 君 | 4番 本多 耕平 君 |
| 5番 林 博 君 | 6番 黒沼 俊幸 君 |
| 7番 後藤 勲 君 | 9番 鈴木 裕美 君 |
| 10番 田中 敏文 君 | 11番 熊谷 善行 君 |
| 12番 深見 迪 君 | 13番 川村 多美男 君 |
| 14番 平川 昌昭 君 | |

○欠席議員（1名）

- 8番 舘田 賢治 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|---------|----------------|
| 町 長 | 池田 裕二 君 |
| 副 町 長 | 森山 豊 君 |
| 総 務 課 長 | 島田 哲男 君 |
| | 企画財政課長 佐藤 弘幸 君 |
| 税 務 課 長 | 武山 正浩 君 |
| 管 理 課 長 | 中村 義人 君 |

住 民 課 長	佐 藤 吉 彦 君
住 民 課 参 事	蛭 田 和 雄 君
住 民 課 参 事	松 本 修 君
農 林 課 長	牛 崎 康 人 君
建 設 課 長	井 上 栄 君
水 道 課 長	妹 尾 茂 樹 君
育 成 牧 場 長	類 瀬 光 信 君
病 院 事 務 長	山 澤 正 宏 君
や す ら ぎ 園 長	春 日 智 子 君
教 育 長	吉 原 平 君
教 育 管 理 課 長	高 橋 則 義 君
指 導 室 長	佐々木 豊 君
社 会 教 育 課 長	伊 藤 正 明 君
農 委 事 務 局 長	牛 崎 康 人 君 (農林課長兼務)

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	玉 手 美 男 君
庶 務 係	和 田 千 春 君

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(平川昌昭君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員 13 名、欠席 1 名であります。

(午前 10 時 00 分開議)

◎議案第 27 号ないし議案第 32 号

○議長(平川昌昭君) 日程第 1。議案第 27 号、議案第 28 号、議案第 29 号、議案第 30 号、議案第 31 号、議案第 32 号を一括議題といたします。

昨日の提案説明に続きまして、これより議題 6 案の審議に入ります。

質疑は逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案第 27 号から議案第 30 号までの歳入、歳出予算は歳入と歳出に分け議案第 27 号の歳出は款ごとに行います。

はじめに議案第 27 号、一般会計補正予算。

第 1 条、歳入、歳出予算の補正。

歳出から行います。

1 款・議会費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ、2 款・総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

5 番・林君。

○5 番(林 博君) 21 ページの今回の補正で上げて、国の事業にのっとって事前にあげるという話もきいておりますけれども、この子育て応援チケットと応援給付金の内容を少し詳しく説明していただきたいのですが。

○議長(平川昌昭君) 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長(佐藤弘幸君) お答えをいたします。企画費の 8 節の報償費のご質問だと思いますが、子育て応援チケットにつきましては、今までも行っていた事業でございますが一人あたり 3 万円から 5 万円に拡充をして実施をするというものでございます。

次の子育て応援給付金につきましては、1 歳児から 6 歳児まで、年間一人 3 万円の応援給付金を支給をしたいというものでございます。

○議長(平川昌昭君) 5 番・林君。

○5 番(林 博君) これは期限というか、今回子育て応援給付金については新規というこ

とだと思っておりますが、期限等についてはあるのか、ある程度恒久的な考え方でいいのか。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。町長の施策として行っておりますので、当面は町長の任期までという形で考えております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

12 番・深見君。

○12 番（深見 迪君） 今の話なんだけれども、その地域活性化のほうの要望を出していませんよね。同じことでね。それで数字が合わないのはどういうことなんでしょうかね。それと1歳から6歳までの対象とする子どもの数を教えてください。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。予算と計画書の数字が合わないのは計画書は交付限度額に数字を合わせてくださいということがありまして、数字の違いがここに出てきております。

それから子育て応援給付金の人数ですが、最大でも400人程度だろうということで、1,200万円を計上しております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

9 番・鈴木君。

○9 番（鈴木裕美君） 今の子育て応援給付金は1世帯ではなくて、1歳児から6歳児の子どもさんが3人いれば3人とも該当になるという理解でよろしいですか。それと委託料の指定管理料の内訳と言いますか対象を教えてくださいと思います。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 子育て応援給付金につきましては、一人につきという考えでございます。それから指定管理料につきましては、今回の議案で載っております農業研修センターの指定管理料ということで470万円を計上いたしております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

11 番・熊谷君。

○11 番（熊谷善行君） まず1点目が21ページの1目の地籍調査費の12節委託料の中で、測量委託料が458万6,000円、執行残になっておりますけれども金額が大きいのでどういうことになったのかお聞きしたいのが1点です。

それからもう一つは、3目の19節、22ページの負担金・補助及び交付金で商工団体補助金2,330万円、この内容を詳しく教えてください。

○議長（平川昌昭君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。測量委託料の減額458万6,000円の中身でございます。これにつきましては、地籍調査事業の確定をしたのですがその面積等の減による減額になってございます。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 商工団体補助金の内容についてお答えをいたします。財源につきましてはご説明をいたしましたが、地方消費喚起生活支援型交付金を充当することになっております。この補助金の中身につきましては、資料として提出させていただきました計画書のプレミアム商品券発行事業、LED照明購入助成事業の補助金として商工団体に補助するという形で進めたいと考えております。

○議長（平川昌昭君） 11 番・熊谷君。

○11 番（熊谷善行君） 先ほどの地籍の関係は分かりました。商工団体補助金なのですが、これ事前に商工会とかで協議は行われたのですか。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 毎年、地域商品券として年末に行っておりますが、その部分につきましてはの前倒しで可能かどうかという部分では打ち合わせは終わっております。

（何事かいう声あり）

○議長（平川昌昭君） 11 番・熊谷君。

○11 番（熊谷善行君） それは事務担当段階での話ですか。私、商工会の理事もやっていますけれど理事会では一切聞いていないですけど。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 事務方どうしの話し合いでございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

3 番・菊地君。

○3 番（菊地誠道君） 私も 21 ページの報償費の中の子育て応援給付金。これは現金支給ですよね。この方法についてはいろいろ賛否両論、皆さん意見あると思いますがなぜこの子育て応援給付金に限って現金支給になったのか、その考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。まずこの子育て応援給付金につきましては、町長も当初より本町での子育て支援というのは重要だということがあります。また今日的にも、まち・ひと・しごと創生法の中でもやはりそういう部分が必要だという部分が出てきます。

一方、町内での先のニーズ調査におきましても町としてより充実を図って欲しい子育て支援は何かということで、上位 44.2%が子育て世帯への経済的援助の拡充ということで、これが一つであります。

現金支給についての考え方でありませけれども、これにつきましては趣旨がそういうことですが子どもを育てる親に対して直接支援をしていく、直接的な経済支援という部分がやはり各事例を見ましても直接支援を行っているのが非常に高いということでもあります。また、

これらについてはそれぞれの家庭によってその子育てに必要なものということが違うというふうに思っております。その中では各家庭における豊かさ求める部分の自由というものをその中で、各家庭でお考えいただけるというような自由度を確保するために現金支給という方法で考えたところであります。

○議長（平川昌昭君） 3番・菊地君。

○3番（菊地誠道君） 今回の副町長の説明で、おおかた理解できるのですが、いままでさまざまな形での例えば、みるくつくから始まって、この子育て応援チケットにもありますけれども様々な方法で貴重な財源の中から、低所得者それから小さい子どもを抱えている世帯に援助をしようということで。その中でそういった財源を最大限に生かすためには地元還元して活性化につなげると。そういう意味で今までさまざまなそういった世帯の援助と言いますかそういうのがなされてきたと思うのですが、そういったことをまあ確かにこれに限らず現金でもらえばもらったほうは他の制度にかかわらず、私はもらうほうは現金がいいのは分かります。だけどやっぱりお金を最大限に活用してもらうために、そして確実に正しく、まあそんなこといいのかわかりませんが、そのために使ってもらおうと。そういう意味あいも込めていままで様々な方法でそういう方法をとってきたと思うのですが、その辺ここにきて現金というのはちょっとどうかなと思うのですがその辺についてはいかがですか。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。議員お尋ねの部分では商品券化などの考えもないのかなということも背景にあるとは思いますが。今回の子育て応援給付金につきましては、私たち純粋に子育て支援のところに特化していくということで考えているところであります。一つは商品券にしていくという方法が選択肢であるとすれば、先ほどありましたように、各家庭における豊かさを求める確保という部分でいきますと、それに対応できない部分というものもあるのかなというふうに思っているところであります。

もう一つは、ニーズ調査、それぞれの世帯の中で保育料の話もでていたというふうの思っております。しかしながら今回は保育所に預けている、預けていないに関わらず全世界帯を対象とするということがあります。ですから使い方としてはもしかすると保育料にそれを使うということがあるかも知れません。そういうような広がりも含めて現金給付としたところがあります。

それともう一つは、先ほど使い方の部分でありますけれども、私どものほうとしましては子どもを育てる親の気持ちというのはやはり子どもを大切にしているといふふうに考えておりますし、考えたいというふうに思っております。その中で性善説ではないですけれども、そのために純粋に使っていただけるものと私どもは信じているところであります。他に例を挙げますと、次世代を担う子どもたちの育成のための児童手当、それからひとり親世帯に対する児童扶養手当、それから障害を持っている方の子どもを育成するための特別児童扶養手当、それから生活保護についても同じだと思いますけれども、そういう部分では現金支給をしな

がらその中できちんと使われているものだというふうに思っているところでもあります。

ただ事業の給付にあたりましては、できるだけ趣旨をきちんと伝えるような形で適正にご使用いただけると信じつつ、それらについての給付を行ってまいりたいと考えておりますので是非ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ3款・民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ4款・衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ5款・労働費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ6款・農林水産費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

5番・林君。

○5番（林 博君） 25ページの農業振興費の中の別紙で37ページの標茶酪農再興事業のほうですけれども。実績の内容を教えてくださいのほうですけれども。

○議長（平川昌昭君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 再興事業の実績のお尋ねでございます。草地更新に係わる面積のにつきましては785ヘクタールで1ヘクタールあたり1万円の補助でありますから、785万円を支出する予定であります。それから畜舎排水に対する補助につきましては2戸ございましてそれぞれ上限の25万円の支出を行っておりますので50万円の実績がございました。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 別紙の39ページ、19節の負担金、補助金の中で森林整備担い手対策推進事業、減額されております。これの内訳と言いますか。たぶんこれは森林組合に補助金をだして…… ではない。ちょっと内容を教えてください。

○議長（平川昌昭君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 森林整備担い手対策推進事業補助金の制度の中身についてお答えいたします。これにつきましては森林作業員の就労の長期化、それから安定化を図り林業労働力の確保に努めることを目的とした事業に対する支援でございまして、事業主と市町村とそれから道の基金のほうで負担してですね、いわゆる退職金的な給付を行っているもので

ございます。減額の内容につきましては単純に対象人数が変動したということでの減額でございます。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ8款・土木費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ9款・消防費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ10款・教育費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ11款・災害復旧費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ12款・公債費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ13款・諸支出金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ14款・職員費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入、1款・町税から20款・町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

10番・田中君。

○10番（田中敏文君） 14ページの消防費の道補助金で本目新設ということで600万円ほど上がっています。この内容についてお伺いします。それと15ページの町有地売払収入616万9,000円ほど、これ何件ほどでどのくらいか詳しい内容を教えてください。以上、2点についてお伺いします。

○議長（平川昌昭君） 管理課長・中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。町有地の売払収入でございます。616

万 9,000 円、この中身につきましては麻生の宅地及び平和の宅地それと西標茶になるのが道道の拡幅工事に伴います用地の買収で売払ったものでありまして、4 件で 20 筆、面積につきましては、2901.03 平方メートルとなっております。

○議長（平川昌昭君） 総務課長・島田君。

○総務課長（島田哲男君） 災害対策費補助金 600 万円の内訳でありますけども、地域づくり総合交付金避難所備品整備計画事業でありまして、内容的には自家発電機の補助で 560 万円、それから避難所の備蓄品で 40 万円となっております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ第 2 条、繰越明許費の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ第 3 条、債務負担行為の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ第 4 条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ以上で、議案第 27 号、一般会計補正予算を終わります。

次に議案第 28 号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算。

歳入・歳出予算の補正。

歳出、2 款・保険給付費から、10 款・諸支出金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ歳入歳出予算の補正。

歳入、2 款・国庫支出金から 9 款・繰越金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ以上で、議案第 28 号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第 29 号、下水道事業特別会計補正予算。

第 1 条、歳入歳出予算の補正。

歳出、1 款・総務費から 3 款・公債費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

3 番・菊地君。

○3番（菊地誠道君） 歳出についてお伺いしますけれども、内容説明の中で磯分内の。私前にも質問いたしましたのですが、予定していた処理対策と言いますかそれらが変更になったような話だったのですが、もうちょっと詳しく説明をいただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。磯分内につきましては国総研のほうで調査・検証をしております、その結果をもとに26年度に増設したいという意向でございましたが、国総研のほうから現状の施設ですと、そのまま増設してもうまくいきそうにない。それですね、磯分内と塘路、同じ膜処理でやっておりますけれども、塘路にあって磯分内がないのが無酸素槽という施設がございます。いろいろと国総研でやっております、無酸素槽を設置することによって、より処理効率が上がるのでないかとお話がありまして、当然それを設置したから上がるという保証はないのですけれども、とりあえず現状ではなかなか無理だということで、じゃあ無酸素槽を設置してみてさらに検証を進めてみようということになりまして、それで当初予定していた増設工事から変更いたしまして、無酸素槽の設置を行いまして現在検証を進めているというところでございます。

○議長（平川昌昭君） 3番・菊地君。

○3番（菊地誠道君） 前にも確かお聞きしたのですが、原因ですね、うまくバクテリアが働かないで処理されないでいっているというのはね。いろいろ町単独ではなくて道のほうから来て指導を受けているのでしょうけれども。やはりはっきりとした、例えば水の量が多いとか温度が低いとかそういったことをはっきりさせないと、まあいろいろやって、試験段階で増設しても無理だということで、説明では無酸素槽をやった様子を見るのだということなのですが、その間それを利用している人たちの指導であるとか、あるいはまたそれによって長くなればなるほどいろんな経費とかもかかりますから、それらについてももう少し考える必要があるのではないかと私は思うのですが、その部分についてはどうでしょう。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。確かに主因としてはやはり流入水温が低いということが原因で有機物の分解が水温が低くなった段階で十分にできない。膜を使用しておりますので、この膜の目の大きさが0.4マイクロメートルと言って、非常に小さいものですので、有機物が分解されないことによって、その有機物が膜に付着してさらに水の処理能力が落ちてきているということもわかってきております。

それですね、温度が低いので微生物の活性も悪くなるということで、無酸素槽を設けることによって、処理する時間も長くなります。現在のところまだ途中ではございますけれども無酸素槽を設置することが有効で、順調に試験結果が出ているようなので27年度にはその結果を基に槽の大きさですとかあるいは膜の枚数、それと処理方式フローですね、その辺が確立できるのではないかとということで、この後新年度予算で説明させていただきますけれども、めどが立ってきたということで27年度予算では再度増設の予算を計上させていただいて

おりますということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 3番・菊地君。

○3番（菊地誠道君） この問題についてはたびたび課長のほうにお聞きして、今回課長にこういうことを聞くのも最後かなということでもう一つだけ聞きたいのですが、いろいろやっているのはわかりますよ。いろいろ指導を受けてね。それが結構長くかかっているのですよね。前にも町長のお話の中で、こういったものが試験的なモデルケースといいますか、こういったこともあって町だけの負担ではなくて道のほうにも負担していただくような話もあったのでその辺についてはどうお考えでしょう。

○議長（平川昌昭君） 休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時41分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き質疑を続行します。

水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） 今回これについては社会実験ということでやっておりますので、国、道としてもこの問題に関しては真摯に対応していただいておりますということでご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入、3款・国庫支出金から7款・町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ第2条、債務負担行為の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ第3条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ以上で、議案第29号、下水道事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第30号、介護保険事業特別会計補正予算。

第1条、歳入歳出予算の補正。

保険事業勘定。

歳出、1款・総務費から4款・基金積立金まで一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ保険事業勘定。

歳入、2款・国庫支出金から7款・繰越金まで一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ第2条、歳入歳出予算の補正。

介護サービス事業勘定。

歳出、1款・サービス事業費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ介護サービス事業勘定。

歳入、1款・サービス収入から4款・繰越金まで一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ以上で、議案第30号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第31号、病院事業会計補正予算。

第1条・総則から第5条・他会計からの繰入金まで一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ以上で、議案第31号、病院事業会計補正予算を終わります。

次に、議案第32号、上水道事業会計補正予算。

第1条・総則から第4条・企業債まで一括して質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ以上で、議案第32号、上水道事業会計補正予算を終わります。

以上で、議題6案の逐条質疑は終了いたしました。

続いて、議題6案の総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

5番・林君。

○5番(林 博君) それでは1点だけ質問させていただきたいと思います。本来であれば27年度の予算に絡んでというふうに考えていたのですけれど、26年度の補正予算にできてきま

したので、ここで先に質問すべきかということでもさせていただきたいと思います。

今回、27年度の事業に向けて新たな子育て支援ということで、新規に2本、また増枠で一つの提案が出てきております。これにつきましては子育て支援について特段なる配慮していただいているというふうに理解いたしますので、評価したいなというふうに思っております。ただその中で子育て応援給付金についてちょっと質問したいなというふうに思っております。

先ほど来の説明、また先ほど菊地議員のほうからも若干質問がございましたけれども、今回給付金という形で現金を支給するというところでございます。ちょっと古い話になりますけれども平成22年度のとき一般質問で私のほうで、子育て応援チケットを増額すべきではないかと質問をさせていただいたのですけれども、そのときの答弁で金品の贈呈はどうかと、地域・社会で支援を考えるべきだというような答弁をいただいております。今回それが金品ということになるのではないかとというふうに思いますけれども、まあ4年以上経っていますので状況が変わってきたのかと思いますけれども、その辺がなぜ今回そのようなことになったのか。悪い意味で言っているわけではありませんけれども、まず先にそこを聞きたいなというふうに思っています。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。今回の現金化につきましては、先ほどの中で若干、触れさせていただきましたが今日的には社会の流れ、それと町内での子育て世帯の中で求められている部分というのはニーズ調査の中ではっきりしてきたわけでありまして。その中で経済的援助という部分の拡充を求める声が非常に大きいという部分であります。それとやはり特殊合計出生率も含めまして子育てのところに効果があったのは直接支援を行っているというような情勢もありましたので、それらの効果的な方法ということで考えましたのがこのような状況でありまして、それらの情勢変化も含めたものであります。それらを総合的に考えまして今回の給付方法というものを考えたところでございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 5番・林君。

○5番（林 博君） いろんな考え方があろうと思います。支援の仕方についても直接支援とかいろんな角度からそれぞれの考えがあるというふうに思っておりますから、一概に悪いというふうなことはないと思いますけれども。それぞれ段階的に1歳までは子育て応援チケットということでみるくくっく券ということで、ミルクを買っていただいて、乳幼児にかかるそういったものを買っていただいて支援していくということで。まあその中で当然それとあわせて町内経済の潤いまたはこの中に詳しく載っていますけれども、酪農の支援ということもあつてのチケットの配布ということに考えているところです。

その後の1歳以降、小学校入学前までについてはですね、先ほど言いましたようにいろんな考えがあると思いますけれども、先ほど副町長のほうからもありましたように保育園についての要望も多かったというふうに聞いております。保育園の料金が高いというのはどこで

も聞かれる話なんですけれども、例えば子育てとプラスアルファということで考えていたの
でちょっと聞いていただければなと思うのですけれども。実際問題として例えば所得税とい
いますか月に1万、だいたい年間12万円払っている家庭でいった場合、奥さんが専業主婦と
いう言い方をしているのかわかりませんが、もし社会的にも女性の社会進
出ということがいろいろと言われていると思うのですよね。少しでも社会進出をして働きに
出たいなと思ったときに例えば小さい子どもが2人いる場合、概算ですけれども、2人目は
半額助成というふうに本町ではしていただいておりますけれども大体6万円くらいいくので
はないかというふうに思います。

そんな中で現在の税法上ですねいろいろと家庭で考えた場合きちんとした職業につければ
いいのですけれども、パートというふうに考えた場合年間100万円くらいのパート収入を得よ
うと考えた場合、実質保育料が年間70万円くらいかかってしまうような状況になると
思うのですよね。あくまでも一つの例ですけれども。そういったことを考えたときに少しで
も保育料金等が安ければ働く気持ちにも、いい方向に向くのではないかと思います。さら
に保育料が安ければパートということだけではなくて、プラスアルファもっと税金がか
かってもいいですから働こうという意欲が出てくるのではないかと。そうすると町のため
にも町税が入ってくると。逆に言うと片方で支援しても片方で入ってくるということにな
りますのでそういうこともあり得るのではないかなと。

先ほど聞きますと町長の任期だけ、とりあえず当面ということですから恒久的ではないと。
単発的でやるということよりは恒久的にやったほうがいいのではないかと私は思うのですよ
ね。実際若い人に聞いたときも町のほうで子育て支援でお金を出していただけるみたいで
すよといったら、疑問をもっている方もいらっしゃいます。全員じゃありませんけど。そんな
ことも考えたときに果たして町としてこういうやり方がいいのかすごく私は疑問を持ってい
ます。

(「そのとおり」の声あり)

まして、今までいろんなものをだしていたときに、経済効果とかいろいろ町内での経済の
潤いとかといういろんな話をしています。みるくつく券もそうですし先日提案されました中
学校までの医療費についても商品券を配るということで、町内の経済も考えていくというこ
とですからね。それがやはりやるべきことではないかなというふうに考えるのですよね。

じゃあ子育て応援チケットのほうそういう形でやって、こっちは現金を配りますよ、この
整合性がどうなのか私には理解できない、正直言って。逆にこのみるくつく券を現金で欲し
いと言われたことがあります。私は。あまり言い方はあれですけど現金であれば、やはり
正直言って町内より町外のほうが安く買えると。であれば3万円分をフルに活用できるとい
うような話は実際あるのですよね。でもそのとき私は町がやっていることですから、それは
やっぱり町内の商店街のためにも、そして皆さんのためにもなることですので、これはこ
ういうことですから理解してくださいというふうに私は説明してきました。でも今回のこれに

つについては私はちょっと説明できないですよ。正直いって。それであれば、みるくっく券も現金にしたほうがいいのではないですかというふうに逆に思うのです。なぜこれを現金化したのかというのがどうもちょっと、まあ意向調査をしたときにそういうのが多かったというのですけども、だからといって現金を渡すというのが町としてやっていいのかどうか私は疑問に思うのですけれども再度その辺をどう考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。多岐にわたっていましたので答弁漏れがありましたらご指摘いただきたいと思いますけれども。

まず保育料の関係でありますけれども、あくまで世帯に対しての保育料というふうになっております。世帯の中で所得がどれだけあるかということでの算定になっております。実際には保育園そのものは女性が社会参加するということが原点になっているといふふうに思っております。そこの中で保育制度というのができていると思います。そこで適正負担をしていただくために、国が定めた標準額までとっていいですよという部分で定められた、そして各世帯における負担というのが定められている話だと思います。

前回ご説明を申し上げましたけれども保育料の 27 年度の設定につきましては、国から示された保育徴収基準、それを上限とする部分で前回は上回らない形での配慮、階層を設定等々については行っておりますので、そういうような配慮も行っているという部分でご理解をいただきたいと思います。

それからみるくっく券であります。ニーズ調査の中でもこれについては非常に評価が高かったというふうに思っています。私どもといたしましては 0 歳のところで必要なものの購入についてはこのみるくっく券が有効に使われているというふうに思っているところであります。なおかつその評価については高かったもので、今回については 2 万円の増額ということで対応させていただいたところであります。今回その延長といいますかこれも関わりがあるところですが、0 歳のところでは今まで使われている部分というのは非常に有効に使われていると。

今度は 1 歳から年長までという部分でありますけれども、現状 371 名、アッパーで 400 名というふうに思っておりますが、そこの中で先ほども申し上げましたとおり、さまざまな世帯の中で経済支援が求められているという部分ではその世帯で 1 歳からの子どもたちがどのように必要な物事があるのかという部分についてはその家庭における豊さの自由があると思っております。それらを確保しながら有効に活用していただきたいということで考えているところでございます。そういう部分では各世帯においてそれぞれの違いがあると。それと先ほど議員がご指摘になっておりました保育料関係についてその部分でも一つは世帯によっては、課題として持っているという部分があるのではというふうに思います。それについても一つの緩和策として使っていただけることも一つの方法だと思いますのでそういう自由度も含めましての形でありますのでその辺ご理解をいただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 5番・林君。

○5番（林 博君） 基本的な考え方がちょっと違うと思うのでなかなか納得すれと言われても私は納得できないと思うのですけれども。

例えば保育に関しても現実としては、現在保育所というのは今回いろいろと支援のシステムが変わった中で、定義と言いますか若干変わったところもありますけれども、特に本町の場合は待機児童がいるわけではない、そういうことを考えた場合に保育所というのは義務教育の一環といっても過言ではないかなというぐらいに私は考えているのですね。特に5歳時については、現実問題に小学校に上がる前に少しでも社会と言いますか集団に慣れさせてやりたいということで、ほとんどの子どもが幼稚園または保育所に通っているというのは現実だと思えるのですよね。そうすると町の人はいいですよ、正直、幼稚園がありますから。でも地域はそうはなかなかいかない。まあちょっと前にも私こんなこと話したことがあるかなと思いますけど、高いなら幼稚園に通って下さればいいのではないですかという話にはそう簡単にはならないですよ。学校のこともありますから高くても地元の保育園に入れさせるというのが現実なのかな。まあだから奇抜な発想で何かあってもよかったのではないかなというふうなもので、何か正直言ってこうやって支援で金を出すというのはあまりにも単純と言いますか、そうではないかも知れませんが私から見るとそんなふうにはしか言えないような状況なんですよね。個人差はあると思います。ですからあくまで私の考えです。どうもちょっと、わかるのですけど逆に現金でほしいという家庭もありますから否定するものではないかなと思いますけれども、ただ私は行政として本当にただ金を配ると言うことがやるべきことかということについては、どうも納得できない。多分平行線になるかと思います。どうしようもないかなと思いますけどこの件については、私はちょっと賛成できない、納得できないということで。終わります。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。基本的な考え方につきましては副町長のほうから言われたとおりであります。それと金曜日にお答えをいたしましたけれども、あのときだめだと言ったのになんでという質問をされますけれども、政策というのはあくまで優先順位でありまして、そのときだめでも一切だめという答弁をしたのを私が途中で変えたというならまた話が別ですけれども、そうではなくてその当時の優先順位としてはどうだったかということも踏まえて、それと世の中の状況等々踏まえてですね、私としては町としての施策を決定させているつもりであります。

それと標茶町の基本的な考えは国のいろいろな考え方に準拠し、それを守りながら何が足りないかということ町単独で充実させていくというのがこれまでの基本的な考え方でありまして、今保育料が高いからと議員いみじくもおっしゃいましたが、町の人はいいいけれども、そして単純だと。私は単純に考えております。子どもがいる人達に対して社会全体で、皆さんで支援しようという世の中の情勢がかなり以前よりは高まっているという中で、これ

は何回も申し上げていますが、人口減少・子育て支援に対する考え方というのは地方が競うべき話ではなくて国が責任をもってやるべきだと。それで先進国の成功例を参考にすれば子育て世帯の経済的な負担をどうやって減らしていくか。それには方法として直接的な経済支援と負担軽減という二つがありますよと。これを見習うべきではないのかなということでは私はずっと申し上げてきたわけでありまして。

今回、国のほうも人口減少・地方創生ということに対して大きくこちらのほう向いてくれるようになりましたし、ただし保育料の問題について言うと議員ご指摘のように、都会でのいわゆる待機児童の問題のほうが優先をされまして、今回の保育料の見直しに関してもですね今までうちの保育料の算定の仕方をすれば高くなります。それは高くないようにいたしました。それと子育て支援をどういう形とするのか。

確かに物品購入に対する支援、町内の経済の還流という側でも当然あります。ただし私は子育て支援というのが物品購入だけには限定しないのではないかと、現実問題としては。そういった場合にどういった形で町としては施策を組み立てるのがいいのかと考えた場合に、現金支給のほうがいいのではないのかということで私は判断をさせていただきました。そしてなんで任期中なのかという話で。ずっと申し上げていますようにこれは基本的には国が考える話であると思っています。ただ国がそういった方向を向いていないもので私の任期中はこういった形で応援をしたいと。逆に言いますと保育料を見直して下げるということになりますと、これは恒久的になってしまうわけです。それは私の次の方がどういう判断をされるのかとなったときに一旦下げると、これは上げるわけにはいかないわけです。国が下げろというのであれば話は別です。国が下げていないわけですから。だから私どもは上がらないような形で保育料を算定をさせていただいたので、プラスアルファの施策として何が必要なのかということで私は今回のこういった現金ということを考えてということでご理解をいただきたいと思っております。

いろいろなお考えがありますので、全ての人に私は納得してもらえるかどうかということに関しては、それはそれであろうかと思っております。ただ私としてはずっとこの間申し上げますように、子育て支援に対してどういう方法があるのかということで考えた場合、これも一つの方策であろうということで提案をさせていただいたわけでありまして。したがって、町民の皆さんからそんなもんという話であればですね、それはそれで議会の皆さま方のご意見を伺ってそれを変えようということに関してはやぶさかではございませんので、是非そういうこともご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） ほかに総括質疑ございませんか。

1 番・松下君。

○1 番（松下哲也君） 私のほうから先ほど商工団体への補助金ということでプレミアム商品券とLEDということで2,330万円ですか、こういう補正予算が出されておりますけれど、その中の一つでプレミアム商品券ということが地域活性化という事業の中でも取り上げられ

て今回計画されておりますけれども。プレミアム商品券、地域の経済対策・消費喚起ということでは大変結構な事業であるとは私は認識しておりますし、理解しております。ただ一点お願いといたしますか、今回は町の負担ということで 25% ということでその中で計画では 5,000 セットの販売をします。それがすべて商工会を經由して行われるということなんですけれどもまず公平な税金の使われ方ということでは約 5,000 セットですから、考え方でしょけれどもこれが公平な税金の使われ方をさせるということでは、どのような考え方でこの 5,000 セットという数字が出てきたのか、これが一家庭に 1 セットずつなのかという考え方に立つのか、過去の助成事業の中でプレミアム商品券ということが何回か計画され実行されてきたわけなんですけれども、現実に町民の方の話を聞くと期限内だったのだけれど行ったときには売り切れて買えなかったと。まあこれはどうなのか、そのときには一世帯 1 セットという限定みたいだったのだけれども中には 5 セットも買ったとか、 3 セットも買ったというような話を聞いた中でこれが公平な税金の使われ方になるのかなということと、やはり期限が限定されているという中で市街地と郡部という中では郡部の方が発行されましたらすぐ買いに來れるのかとなったらなかなかない。そういう中で来たときにはもう売り切れていたというような話も聞いておりますし、そこらへんのことについてちょっとご説明いただきたいなと思うのですけれど。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えいたします。過去に行っていた地域商品券につきましても一人当たり 2 セットもしくは 3 セットまでですよというような購入をお願いをしていた時期がございます。

今回 5,000 セットでプレミアム率 30 という形で実施させていただくわけですが、あくまでも財源としては地域消費喚起支援型交付金を充てるということで、これは限度額がございます。ですから 30% で 7,000 セットも 8,000 セットも行うわけにはいきませんので、とりあえず可能な限りでできる 5,000 セットという形に計画を立てております。ただ、今議員おっしゃったように一人で何セットでもいいのかということになりますと、そういう形にはならないと思っていますので、 2 セットなのか 3 セットなのか地域商品券を発行いたします標茶町商工会と相談しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（平川昌昭君） 1 番・松下君。

○1 番（松下哲也君） そこら辺はじっくり検討していただきたいなと思うわけなんですけれど町民の声を聞きますと、初日の一般質問の中でもありましたけれども、病院にいけなとまでは言いません。1 万円の商品券が発行されたときにたまたまお金がなくて買えなかったと、買えない人もいます。だけど買える人は 5 セットでも 6 セットでも買えるだけの経済力のある方もいます。ということは富めるものはどこまでも富んでいけるというようなことになってしまいますので、そこらへんの一つの歯止めといたしますかそこらへんは商工会のほうときちんと議論をしてそれなりの対応をしていただきたいなと。そういうこととやはり標

茶はこれだけの広い地域です。発売元が商工会という中で、じゃあ郡部の方が発行されました、すぐ買いにいけるかといったらやはりなかなかそれは限られた人にしか行くことができないということでは、そこら辺では少し対応の仕方というものをちょっと検討していただければありがたいなと思いますのでよろしくお願ひしたいなと思います。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたしたいと思いますが、以前の国の緊急交付金 のときにもですね、地域商品券を発行させていただいたときに、今議員おっしゃった各公民館のある地域別に発行したことがございます。そのときにも一人何セットまでですよという形で実施させていただきましたが例えば標茶で買ってから虹別の地域で余っているぞという話を聞いてそのまま虹別にいったという方がいるという話も聞いておりますので、そういう欠点もございます。分散させると、1番いい方法で商工会とも相談させていただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 他に総括質疑ございませんか。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 3回までなんですが、テーマがいくつか一緒に言っていていいですか。

今の商品券ことなんですけれども。標茶で買って虹別で買ってという知恵を働かせて、それは憎めないと思うんですけどね。そうじゃなくて1番最初にプレミアム商品券が出たときに2セットまでですよという形でわざわざペーパーに書いて知らしめて、そしてやったにもかかわらず、今回も商店街の人が、担当している方がまだ余っているからおいでと知り合いの人に、その人が買っているのを知っていながらおいでと。こういうことが行われるとやっぱりこういう町で予算付けをしていることについて疑義を持たざるを得ない。それについてはきちんとみて欲しいなということが一つです。そういう事実がたくさんでいますから。

それからもう1点はさっきの子育て応援支援の給付のやつなんですが、私は賛成です。これはね、結論から言うと。児童手当から始まってさまざまな国の、町長言ったように国が本来すべきことであるはずなのになかなかそれが政権がころころ変わると、いくらになったり目減りしたりということで親のほうに期待したりがっかりしたりということが続いているわけですね。

町がそれに今踏み切ったということは私は賛成です。現金支給も賛成です。それは子育てをしている家庭はやっぱりいろんな意味でそれぞれの家庭の事情があっいろんなお金がかかる訳ですよ。それは商品券で変えられないお金もかかるんですよ。そういう点では当面、現金支給でこれに踏み切ったというのは賛成です。たださっき副町長が言ったことに、ここからが本題なんですが、性善説という言葉を使って指導するとは言わなかったけれども啓蒙するような話をしていましたよね。これはこんなことすべきではないと。そんなこと考える必要ないのではないかと。それは町民が判断することであって、町がわざわざこれは子どものために使ってくださいよとか、どんな啓蒙の仕方をするのか分かりませんけれどね。そ

んなことは条件付けるべきではないんだと私は思うんですね。そういう意味では……

(「異議なし」という声あり)

異議なしっていう声がかかったので考えていたこと忘れちゃったのですけどね。まあそういうことですよ。だからその性善説、まあ親を信じてとか性善説とかそんなことはこういう予算を出すときにせっかく考えた大事な予算ですから、そういう条件とかを付けて啓蒙するようなことはしないで欲しいなど。逆に言えば。この二つです。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。まず後段の私の発言の部分でありますけれども、あくまで条件を付けるということではなくて、これは町長の政策でありますので政策意図というのはしっかりと知っていただくことが必要だと思います。その部分をきちんと知っていただきたいということでありますので、是非その辺の真意についてはご理解をいただきたいというふうに思います。

あと、前段の部分でありますけれどもこれが消費喚起生活支援型という部分でありますと、生活支援の部分でも一つの効果だと。消費喚起の部分ですからお客様に喜んでいただくような形がやっぱり重要でしょうからそういう部分も含めまして、いろいろと相談させていただけるかというふうに思うところございますので、ご理解をいただきたいといただきたいと存じます。実態についてはなかなか私も掴んでいないところでありますので基本的にはそういうことだというふうに思っております。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 商品券の発行につきましては、町民の皆さまから疑義を持たれないように運用していただきたいということで、商工会のほうにもお話をしていきたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） ほかに総括質疑ございませんか。

7番・後藤君。

○7番（後藤 勲君） 今いろいろ聞いていますと商品券の件についてはそれなりに話がわかったのですけれど、逆に商店側のほうから考えますとこの券をたくさん使われる、ところがこの券をすぐに銀行に持っていてもお金に換えてくれないと。商工会に持っていかなきゃだめだと。後でまとめてじゃないと来ないと。そうなるとうっかり商店街も大変な資金繰りもあるだろうから、この辺についてその商店が銀行に持っていくことによってすぐに換えられるようなシステムになるのかならないのかこの辺についてちょっと聞きたいのですけど。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 運用の内容につきましては今回の部分についてはまだ事務方同士で話してはいませんが、今までの商品券の発行状況でいきますと使われたお店が金融機関に行って現金化するのではなくて、商工会へ持って行って商工会がそのお店に振り込みをするという形をとらせていただいている状況でございますので、形式的には変更が難し

いのではないかと考えております。

○議長（平川昌昭君） 7番・後藤君。

○7番（後藤 勲君） 今のその話はよくわかるのですよね、ただ商工会に必ずしも集めて一括しなければだめだということにしかないのか。券なのでから銀行に持っていても例えば一日二日の間にそれを振り込んでくるという方法にはなり得ないということですか。銀行のあれもあるだろうけれども。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。地域商品券と言いましても普通の商品券と何も変わりございません。ですから発行元であるところに請求するというのが商品券の基本ではないかと思っております。

○議長（平川昌昭君） 7番・後藤君。

○7番（後藤 勲君） いずれにしろそれが変わらないのであってもできるだけ早くそれを還元してやるというような方法を今後とっていただきたいな思っております。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 商工会のほうにもそのようにお話していきたいと思っておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかに総括質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 商品券や子育て応援ということでの議論がされておりますが、一つは商品券につきましてはお店屋さんには手数料が支払われるというか、商工会に納めなければならないということで歓迎されない、お買い物に行ってこれを使おうとすると歓迎されない商店もあると聞きますし、私自身もそういう目にあつたことが正直いってあります。ただ商店街の活性化という部分では歓迎するべきだというふうに思っております。

それと子育て応援の関係ですが現金支給がいいのか商品券がいいのかというと、私は先ほど内容審議のときに副町長が心の豊かさを求めるというふうな言われ方をしておりましたが、まさにそのとおりだと、子育てというのは子どもにだけ支援をする部分ではないと私は考えております。

子どもを育てていっている保護者の方々がどうやって子どもを元気に育てようかということと苦勞されている。物資もそうなんです。物資両面そうなんです、心の気持ちとしてどうやって育てていこうかということと悩み、育児ノイローゼ等々があつたりするわけですから、私はこの部分に関しては現金で支給をして、そしていただいた保護者がですね、まさに副町長が言う、心に豊かさを求めて健全な子育てができる環境づくりの一環であるというふうにおさえるわけですが、そのように捉えて構いませんか。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。先ほどもお答えしましたけれども、それぞれ

の世帯によって幸せというのは何というのは違うと思います。その中で先ほど申しました各家庭における豊かさを求める自由度を確保したいというのが一つの狙いでありますので、議員おっしゃるとおりの内容というふうに捉えていただければと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかに総質疑ございませんか。

13 番・川村君。

○13 番（川村多美男君） だいたい質問が出尽くしていると思うのですが、私ちょっと確認の意味で伺いたいと思うのですが。子育て応援給付金 1,200 万円ですね、これは3万円掛ける 400 人分ということで理解しておりますけれども現金を年間3万円、一人の子どもに給付するという町長の政策的な決断は評価したいと思います。ただ私も子どもが二人いて保育所に昔、30 年くらい前になるかな、お世話になったことがありますが大変保育料が当時の私には高く、払うのに四苦八苦していたということもございまして、先ほど林議員のほうからもありましたけれども。1 歳から6歳まででしたか、この対象は。それでですね、二者択一というか現金で支給する分と保育料の二割なり三割を軽減するというような選択肢とかそういうことはお考えにならなかったのか伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。保育料の軽減、この保育料の決定につきましては以前、全員協議会の中で説明をさせていただいたとおりでというふうに思っております。この保育料の軽減を例えばこの予算をもって保育料の軽減に充てるというふうになりますと、町内には保育園に通っている子どもだけではありません。幼稚園もあれば幼稚園に通っていない子どももいます。その中には平等に子育ての応援をしたいというのが趣旨でありまして、今回の方法をとらせていただいたと。一方、説明しましたけれども保育料につきましては前回は上回らないように配慮するというような方法もとりながら子育てに対する環境を整えたということでご理解をいただければと思います。

○議長（平川昌昭君） 13 番・川村君。

○13 番（川村多美男君） 今の説明で納得すればそれで終わるんだろうけれども。幼稚園に行っているお子さんもいるということで、その子にも今の政策でいくと一家に3人いたら、保育所、それから幼稚園に二人なり一人いると年間9万円ですか、応援として給付されるわけですが、保育所の料金も上がらないように配慮はしたということは評価したいと思います。ですが保育所の部分でいくと二割なり三割軽減した部分は今回の予算の中では充てられないという考えなのか、それとも政策的に行うのであれば一般財源から追加しても全然おかしくない話であって、それに限定するというのも理解致しかねますけれども。現金で給付する部分と保育所に限った軽減という二本立てでやるというのも是非。まあ補正ですから是非考えて欲しいといっても、今後の政策として町長まだ、まるまる4年というふうにはならないけれどもこれからこの政策が続いていくわけですから、その辺も一考して欲しいなど。今後に向けてですね、思いますのでその点についてお考えを伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。まず一つは今回の補正の部分、これはご案内のとおり新年度予算でも付いている話です。これはあくまで町長の政策予算として執行したいと願っているところであります。今回、国の交付金がありましたので予算を一つは充当していける部分だなというふうに思っていることでの取り扱いになっております。

あと二割軽減といった場合に、積算ですけれども二割軽減した場合には同様の金額がかかるなというふうに思っております。そうすると先ほどありました保育園に通っている子ども以外に光があたらない形になってしまいます。それで大体同じくらいの金額をだすと平均するとそのくらいの金額だというふうに考えたところであります。

それで今回ありましたようにそれぞれ支給した部分、それを家の中でどういう形で使うかそれが保育料のほうに向けられるかそれはご家庭のご事情で自由な選択をしていただければとというふうに考えておりますので、結果としては同じ形の効果というふうに私どもは考えております。また、変化につきましては今後、先ほど町長も言いましたけれども制度というのはそのときの流れ、また考え方によって変わるのでしょうから、そういう部分では制度というのはそのときで変化していくものですから、今現状はこういう形が一番ベストな形ではないかというふうなもので提案しているところでございます。

○議長（平川昌昭君） ほかに総質疑ございませんか。

11 番・熊谷君。

○11 番（熊谷善行君） プレミアム商品券の件で確認だけさせてください。30%のプレミアム率でいくと、1,500万円ですよね。1,500万円のうちの町負担が1,250万円、これは計画の資料の最後に書いてありますけれど。道も5%の負担ということになっております。金額トータルすると50万円合わないのですよね。さらにそれ以外に事務負担費50万円みえていますけれども、それらの差額の部分は商工会に負担を求めるといいますか。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。当初国に事前相談を行ったときには4,000セットで事前相談を行ってございました。そのときに道のほうにも4,000セットでいきたいということで答えておりましたので200万円という形になっておりますが、道のほうでは先にそれをもとに補正予算を組んでいますので、町村がセット数を上げても当初の道の負担補助の部分しか出せませんということになっておりますので、先ほど議員がおっしゃったように数字が合わないというような現象がおきてしまいました。

○議長（平川昌昭君） 11 番・熊谷君。

○11 番（熊谷善行君） じゃあその差額の方は町の負担としては出せないのですか。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） 商工会のほうには負担を求めるわけではございませんので、事務費それからプレミアム分は町が負担をするという形でございます。

○議長（平川昌昭君） ほかに総質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論はないものと認めます。

これより議案第 27 号から議案第 32 号まで 6 案一括して採決いたします。

議題 6 案は原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第 27 号・議案第 28 号・議案第 29 号・議案第 30 号・議案第 31 号・議案第 32 号は原案可決されました。

◎議案第 33 号ないし議案第 39 号

○議長（平川昌昭君） 日程第 2。議案第 33 号・議案第 34 号・議案第 35 号・議案第 36 号・議案第 37 号・議案第 38 号・議案第 39 号を一括議題といたします。

議題 7 案の提案趣旨の説明を求めます。

副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君）（登壇） それでは、議案第 33 号から第 39 号までの平成 27 年度各会計予算について、その概要を昨年に引き続きゆっくりとご説明申し上げます。

平成 27 年度の国における予算の動向等につきましては、町長からの町政執行方針の中で申し述べましたので、ここでは説明を割愛させていただきますが、閣議決定されました「平成 27 年度地方財政計画」では、地方交付税は 0.8%、臨時財政対策債は 19.1%の減額となり、また、消費税率の引き上げによる歳出の増加など、地方財政は引き続き厳しい状況下に置かれております。

持続可能な財政運営は重要課題でありますので、経常経費等の抑制に加え、268 本の事業費予算の行政評価を実施する中で、事業の精査を行い、予算削減だけではなく、補強の必要な事業につきましては措置し、効率的で簡素な行政運営に配慮してきたところであります。

また、行政改革につきましては、第 3 期行政改革実施計画に基づき、引き続き事務事業の見直しを行いつつ、一方で、必要な事務事業につきましては、積極的に取り組む努力をしていくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

冒頭、資料の説明に入る前に、平成 27 年度予算に関わる特徴的な状況についてご説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。自主財源の主軸をなします町税につきましては、予算上の比較であります。固定資産税の減などにより、対前年比 1.4%、1,334 万 4,000 円の減額を見込み、全体で 9 億 1,488 万 5,000 円と見込んだところであります。

普通交付税につきましては、平成 27 年度地方財政計画において減額方向が示されておりますが、総額では対前年比 9,177 万円、率にして 2.1%減の 43 億 4,098 万円を見込み、そのうち、当初予算では対前年比 3.4%減の 39 億 1,370 万 3,000 円を見込んだところであります。また、この額は交付税額の一番多かった平成 11 年度と比較して 15 億 7,900 万円ほど減少しております。

一方、歳出であります。義務的経費、継続的経費を優先させながら、かつ、今日的な経済情勢を鑑み、関係機関等との協議が整った建設事業等につきましては積極的に措置し、経常経費につきましては、これまで同様、不要・不急のものについては精査し、削減に努力するとともに、財政の健全性に留意し、一方、子育て支援、安全・安心対策、住生活対策、環境対策、教育対策、農林業対策等を重点的に取り組むよう努力をしたところであります。

このような状況下、景気動向等を注視しつつ、自主財源や特定財源の的確な補足に努めるとともに、各種事業遂行のために財政調整基金 1 億円、備荒資金 12 億円を支消し、収支を整えたところであります。

実質収支不足は基金等への理論積み立て分 8 億 5,062 万 4,000 円を除きますと、4 億 4,937 万 6,000 円となります。

なお、当初予算策定時までに確定していない補助事業、または、内容の積み上げに時間を要するもの等については、おって確定次第、補正措置を取らせていただくこととしておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

次に、一般会計をはじめとする各会計の予算額であります。一般会計につきましては、16 年ぶりに 110 億円を超える 111 億 9,200 万円といたしましたが、前年度当初比では 7 億 3,300 万円の増、率で 7.0%の増でありまして、平成 26 年度 12 月末予算と比較しますと 2 億 5,376 万円の増で、率で 2.3%の増となっております。

主な経費項目における予算額の前年対比では、経常経費では基金積立の増分を除き 1,924 万円、率では 1.0%の減であり、その内容は国営事業負担金の減などによるものであります。

他会計及び一部事務組合への繰り出し金ではトータルで 1 億 1,857 万 1,000 円の増となっておりますが、主なものは病院会計 6,116 万 8,000 円、介護保険会計 1,839 万 3,000 円、北部消防事務組合 3,002 万円などとなっております。

ソフト事業では、2 億 2,242 万円 6,000 円減の 14 億 8,230 万 2,000 円ですが、新規では、子育て応援給付金 1,200 万円、子ども医療助成事業で 862 万 8,000 円などがございます。

普通建設事業費等の新規では、しべちや斎場発電機設置事業 857 万 6,000 円、簡易水道創設認可申請委託業務 1,382 万円、道営草地整備事業標茶西地区 450 万円、開発センター、ういず受電設備改修事業 436 万円、町営住宅建設事業（桜南団地）2,540 万円、麻生 17 線整備

事業 160 万円、標茶小学校講堂非構造部材改修事業 3,630 万円、教員住宅建設事業については 3,507 万円、学校給食共同調理場備品更新 573 万 1,000 円等となっております。

次に、特別会計ですが、国民健康保険事業事業勘定では、対前年比 1 億 6,771 万 5,000 円増の 14 億 3,352 万 4,000 円といたしました。積算の基礎であります、被保険者の見込みが 2,975 人でありまして、医療費の見込みは総額 9 億 4,418 万円であります。若人の一人あたりの医療費につきましては 26 万円、7 歳未満の一人あたりの医療費につきましては 22 万円、前期高齢者の一人あたりの医療費につきましては 61 万円、退職者の一人あたりの医療費につきましては 50 万円と推計し、保険者負担額では 6 億 8,936 万円を見込んでおります。

また、後期高齢者医療の支援金につきましては 1 億 7,000 万円を見込んでおります。

国保事業の運営につきましては税が基本であります、保険税につきましては 4 億 1,026 万円を見込ませていただき、一般会計から 6,108 万 6,000 円の義務的繰り入れを行うことで会計維持に努めることとしております。

次に、下水道事業特別会計ですが、前年比 1,200 万円増の予算額 7 億 3,200 万円でありませぬ。

磯分内地区については、終末処理場増設で 1 億円、公共下水道につきましては処理場設備更新で 4,500 万円、雨水管整備で 1,260 万円を計上いたしました。

財源的には負担金、使用料が原則であります、面整備のため財源が不足します、円滑な下水道事業運営のために一般会計から 3 億 5,617 万 7,000 円を繰り入れし、収支のバランスを図ったところであります。

次に、介護保険事業特別会計ですが、保険事業勘定で 8 億 7,930 万円、サービス事業勘定で 5 億 3,913 万 7,000 円、総体予算額 14 億 1,843 万 7,000 円で、対前年比 1.6%の減でありまして一般会計からの繰出しは 2 億 6,555 万 9,000 円を予定しております。

保険事業勘定については、第 6 期介護保険事業計画に基づき積算をしたところであります。

サービス事業勘定の内容につきましては、通所介護事業費 6,022 万 8,000 円、短期入所生活介護事業費 2,976 万 1,000 円、介護老人福祉施設費 4 億 3,214 万 1,000 円、居宅介護支援事業費 1,582 万 8,000 円、介護予防支援事業費が 102 万 9,000 円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、予算額 1 億 934 万 5,000 円となりました。積算の基礎であります対象者の見込みは 1,361 人で、歳出の内訳ですが、大半が後期高齢者医療広域連合納付金で 1 億 842 万 6,000 円となっております。

財源につきましては、保険料 7,441 万 1,000 円が主であります、一般会計からは 3,475 万円の繰り入れを行って費用の支弁を行うこととしております。

次に、企業会計のうち、病院事業会計であります、その業務予定量を年間入院患者数 1 万 2,800 人、一日平均 35 人、年間外来患者数 2 万 6,800 人、一日平均 110 人を見込みまして、収益的収支で 11 億 4,990 万 6,000 円、資本的収支のうち支出で 1 億 2,438 万 2,000 円といたしました。

なお、病院事業の健全な運営と診療業務に支障が生じないよう、一般会計から負担分4億6,472万6,000円と補助分6,371万9,000円の合計5億2,844万5,000円を繰り入れ、収支を整えたところであります。

また、今年度は全自動錠剤分包機626万4,000円、受変電設備改修工事1,641万6,000円を措置しております。

次に、上水道事業会計であります。本年度の業務予定量につきましては給水戸数2,178戸、年間総配水量60万立米であります。それらを基本として、その予算額を収益的収支の収入につきましては1億75万8,000円、支出は9,877万6,000円、また、資本的収支のうち支出を5,204万9,000円としたところであります。

なお、上水道事業会計においては、一般会計の農業用水道支援による人件費相当分の1,556万5,000円を一般会計からの負担を受け、また、下水道事業特別会計から量水器減価償却相当分として482万3,000円の負担を受け財源調整に支障のないよう配意したところであります。

それでは、お配りしております平成27年度予算説明資料につきましてご説明申し上げます。
○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） それでは、お配りしております平成27年度予算説明資料につきましてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

平成27年度における「各会計の概要」であります。先ほど申し上げました一般会計111億9,200万円をはじめとして、それぞれ会計ごとに予算数値化を記載しております。

数値についての詳細につきましては省略させていただきますが、一般会計、特別会計総体では148億8,530万6,000円で、対前年比6.3%の増となりましたが、一般会計部分と特別会計部分の重複分のやり取りがありますので、その金額が7億1,757万2,000円となり、実質的な一般会計、特別会計の純計は141億6,773万4,000円で、対前年比6.4%増ということとなります。

企業会計では、病院事業会計の収益的収入、資本的収入合計では対前年比4.0%増の12億4,992万6,000円、支出は2.1%減の12億7,428万8,000円となります。

上水道事業の収益的収入、資本的収入合算では対前年比4.8%減の1億595万8,000円、支出は0.6%増の1億5,082万5,000円となったところであります。

2ページをお開きください。

一般会計の歳入であります、1款町税から20款町債までそれぞれ数値を記載してごさいます。主なものについての数値を申し上げたいと思います。

町税が1,334万4,000円減の9億1,488万5,000円、地方消費税交付金が3,000万円増の1億2,000万円、地方交付税は1億3,572万9,000円減の41億8,370万3,000円、分担金及び負担金は1,893万2,000円減の1億1,396万2,000円、使用料及び手数料は1,952万1,000円減の6億5,040万2,000円、国庫支出金は5億636万7,000円増の10億3,908万7,000円、道支出金は2億880万3,000円減の6億6,159万8,000円、繰入金は3億2,663万6,000円減の4億8,836万7,000円、諸収入金は5億9,587万2,000円増の14億7,215万円、町債は3億3,480万円増の12億5,800万円をそれぞれ見込んだところであります。

また、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入のいわゆる自主財源であります、36億7,491万2,000円であり、収入総額に占める割合は32.8%となっております。

なお、地方交付税、国道支出金、町債等の依存財源につきましては、75億1,708万8,000円で67.2%であります。ちなみに、前年度自主財源は33.1%、依存財源は66.9%でありました。

歳入の各款ごとの構成比であります、その主なものを申し上げますと町税8.2%、地方交付税37.4%、使用料及び手数料5.8%、国庫支出金9.3%、道支出金5.9%、繰入金4.4%、諸収入13.2%、町債が11.2%となっております。

3ページであります。

歳出についてであります、1款議会費から15款予備費までのそれぞれの数値を記載しております。前年度と比較いたしまして大きく増減があったものについて数値を申し上げたいと存じます。

総務費が5,164万1,000円増の14億1,852万8,000円、農林水産業費が2億6,176万4,000円減の16億111万3,000円、土木費が1億8,112万円増の8億2,393万4,000円、教育費が8億405万円増の15億8,597万円、災害復旧費が4,900万円減の300万円、公債費が3,646万7,000円減の11億3,899万2,000円、職員費が1,854万6,000円減の12億4,931万9,000円となりました。各款ごとの構成比につきましてはお目どうしいただきたいと存じます。

4ページをお開きください。

一般会計予算前年度対比表であります、一般会計歳出のうち性質別に区分けをし、前年度予算と対比している表で、1の人件費から13の予備費までそれぞれ分類しております。

人件費につきましては14億353万円で、歳出総体に占める構成比は12.5%で、前年度と比較しますと額では1,208万8,000円、率で0.9%の減となっております、構成比でも1.1ポイント減少しております。

物件費につきましては、16億9,913万5,000円であり、構成比は15.2%で、前年度と比較

しますと額で2,167万1,000円、率で1.3%の増、構成比では0.8ポイントの減となっております。

以下、主なものを申し上げますと、補助費等につきましては、22億6,675万3,000円で、構成比は20.2%、前年度と比較しますと額で1億8,973万6,000円、率で7.7%の減、構成比でも3.4ポイントの減となっております。

普通建設事業費につきましては、26億1,451万1,000円で、構成比は23.4%、前年度と比較しますと額で9億6,298万円、率で58.3%の増となり、構成比でも7.6ポイントの増となりました。

公債費につきましては、11億3,899万2,000円で、構成比は10.2%、前年度と比較しますと額で3,646万7,000円、率で3.1%の減となり、構成比は1.0ポイントの減となりました。

積立金につきましては、4億7,101万7,000円で、構成比は4.2%、前年度と比較しますと額で1,529万3,000円、率で3.1%の減、構成比では0.4ポイントの減となりました。

繰出金につきましては、7億3,762万2,000円で、構成比は6.6%、前年度と比較しますと額で2,904万1,000円、率で4.1%の増、構成比では0.2ポイントの減となっております。

歳出のうち、義務的経費といわれる人件費、扶助費、公債費の合計が30億4,441万2,000円であります。これに物件費、維持補修費、積立金と、さらには補助費等のうちの消防、2億9,267万6,000円、衛生処理組合2,994万4,000円、病院等で、病院5億2,845万5,000円 上水1,556万5,000円となりますが、負担金、補助金と繰出金のうち他会計への繰出金、国保で6,108万6,000円、下水で3億5,617万7,000円、介護で2億6,555万9,000円、後期高齢者で3,475万円を合計いたしますと69億1,182万6,000円となり、構成比で申し上げますと61.8%を占めます。

したがって、これらを除く普通建設事業費等の政策的予算に使える費用は38.2%となっております。これを前年度と比べますと義務的経費は3,204万円の減、構成比でも2.2ポイントの減となり、普通建設事業費等は7.6ポイントの増であります。

5ページであります。

一般会計予算款別性質別分類表であります。これにつきましては性質別経費を款別に振り分けた資料でありますので、お目通しをいただきご理解を賜りたいと存じます。

6ページをお開きください。

標茶町財政調整基金の運用状況であります。前段で申し上げましたとおり財政調整基金の一部を取り崩し、財源充当を行うこととしていますが、本年度は1億円の取り崩しを予定しております。

充当事業につきましては7ページに記載しておりますが、林業事業をはじめ記載の事業等を予定しております。

なお、財政調整基金の現在高は、平成26年度末で11億6,483万1,000円を予定し、平成27年度につきましては記載の運用を予定し、年度末残高では14億6,351万7,000円となる見

込みであります。

8 ページをお開きください。

人件費を含めた款項目別予算比較表であります。先ほどの表で説明いたしましたように、職員人件費に係る経費が、14 款職員費において別枠で設けられております。それを、款項目ごとの費目別にそれぞれ職員を配置している費目に人件費を戻していくという想定をした場合の表であります。

例えば、議会費で申し上げますと、人件費を除く経費が 7,263 万 5,000 円で、それに人件費 2,548 万 6,000 円を加えますと議会費の総額は 9,812 万 1,000 円ということになります。

人件費に係る職員数は右端に記載してあるとおりであります。人件費及び職員数につきましては予算編成時に確認できる状態で示しておりますので、今後の人事異動等により変化しますことをご理解賜りたいと存じます。

表の右側には款項目別の経費の財源内訳を記載しております。以下、そうゆう趣旨をもちまして記載しておりますが、この中で町民の皆様からの受益者負担をいただいている部分もありますが、その部分についてご説明をいたします。

まず、総務費のうち、ここには表示されておりませんが、「地域交通対策費」がありますが、町内 6 路線につきましてバス使用料を頂き運行しているわけですが、これにつきましては予算額が 6,607 万 8,000 円、バス使用料が 278 万円を頂いておりますが、一般財源を 5,189 万 9,000 円投入しております。その充当率は 78.5%となっております。

また、民生費のうち、常設保育所費につきましては、本年度の予算額が 2 億 4,094 万 6,000 円で一般財源の充当額は 1 億 6,992 万 5,000 円であり、これも 70.5%と高い比率であります。

9 ページになります。

衛生費における塵芥処理費であります。数値はここには出てはおりませんが、予算額が 2 億 1,457 万 3,000 円で、ごみ処理手数料、再生利用品販売合わせて 1,840 万 1,000 円であり、一般財源を 1 億 6,861 万 6,000 円充当しておりますが、本年は事業費があり、その充当率は 78.6%となっておりますが、通常時は 90%を超える高い充当率となっております。これにつきましても経費の削減と共に処理手数料のあり方について検討が必要と考えます。

次に、農林水産業費のうち、農業水道費は予算額 1 億 4,359 万 8,000 円で、一般財源を 2,532 万 9,000 円充当し、その充当率は 17.6%となっておりますが、今後、施設の老朽化等に伴い大規模修繕等が出てきますと極端な財源構成になる要素もありますので、これらへの対応等も考慮しなければならないと考えているところであります。

土木費では、都市計画費のうち都市公園整備費であります。これも表示されておりませんが、予算額が 9,588 万 3,000 円で、120 万円のパークゴルフ場使用料を予定しておりますが、一般財源が 6,418 万 3,000 円で、その充当率は 66.9%となっておりますが、これにつきましても本年は事業があり、その数値となっているものの、通常は 90%を超える充当率となっております。

10 ページをお開きください。

教育費では、幼稚園費が予算額 2,822 万 8,000 円で、その一般財源充当率は 85.1%となっております。

保健体育費のうち保健体育総務費であります。これも表示されておきませんが、予算額は 3,667 万 5,000 円で、体育施設使用料を 40 万 5,000 円予定しておりますが、一般財源を 3,577 万円充当し、その充当率は 97.5%と高くなっております。

議会費から予備費までの一般財源充当額は 73 億 4,864 万 8,000 円で、その充当率は 65.7%となっております。ちなみに前年度の一般財源充当率は 69.5%であり 3.8 ポイント減少しておりますが、本年は事業関係での数値であり、通常時では引き続き高い水準であり継続して経費削減はもちろんのこと、ご負担のあり方についても検討する必要があるのではないかと、いうふうを考えております。

なお、一般財源充当率関係につきましては、予算書上では人件費とその他の経費が分割されて計上されておりますので、この数値が直接数字として現れていませんことをご理解いただきたいと存じます。

11 ページであります。

一般会計予算中の主な事業等経費の内訳ですが、当初予算に見込まれた事業に係る予算と財源内訳を記載しております。

総務費につきましては、町有施設整備基金事業から地域振興事業まで、それぞれの事業ごとに予算計上してありまして、事業費総額は 2 億 574 万 8,000 円で、一般財源の充当額は 1 億 3,350 万 5,000 円であり、その充当率は、64.9%であります。

次に、民生費に係る事業ですが、11 ページから 12 ページにかけて記載しております。

民生費の事業総額は 3 億 9,217 万 2,000 円で、一般財源の充当額は 1 億 4,369 万 3,000 円であり、その充当率は 36.6%であります。

次に、衛生費ですが、一般財源充当率は 72.5%となっております。

次の労働費につきましては記載のとおりであります。

次に、農林水産業費につきましては、13 ページから 14 ページにかけて記載しております。

事業費総額は 14 ページになりますが、10 億 9,709 万 8,000 円であり、一般財源充当額は 2 億 9,904 万 8,000 円、充当率は 27.3%となっております。

次に、商工費につきましては、事業費総額は 2 億 4,648 万 2,000 円、一般財源充当額は 3,648 万 2,000 円で、充当率は 14.8%であります。

次に、15 ページの土木費ですが、事業費総額は 6 億 7,380 万 8,000 円、一般財源充当額は 2 億 3,301 万 6,000 円で、その充当率は 34.6%となっております。

次の消防費につきましては記載のとおりであります。

次に、教育費に係る事業ですが、事業費総額は 16 ページに記載しておりますが、11 億 2,990 万 9,000 円、一般財源充当額は 1 億 3,678 万 1,000 円で、一般財源充当率は 12.1%と

なります。

事業費の増加につきましては、磯分内小学校建設、中茶安別中学校講堂建設に伴うものであります。

次の災害復旧費については記載のとおりであります。

合計ですが、事業費として抑えております総額が 39 億 2,029 万円で、この一般財源が 11 億 1,630 万 5,000 円であり、一般財源の充当率は 28.5%となっております。

次に、1 ページ飛びまして 18 ページの地方債の現在高見込み調書につきましてご説明申し上げます。

ご案内のとおり、地方債の借入や、これら残高につきましては財政の健全化を図る上で非常に重要な事項でありまして、これまで第 1 期から第 3 期行政改革を実施する中で、起債の抑制とともに、地方債残高を大幅に削減してきたところであります。一方平成 13 年度から地方交付税の不足分を地方に肩代わりさせる方法、臨時財政対策債が措置されましたことから、起債額は増加しまして臨時財政対策債残高は平成 27 年度末見込みでは 14 年前と比較し 15.5 倍の 36 億 4,159 万 4,000 円となり、一般会計全体残高の 34.5%を占めているところであります。

なお、この償還財源につきましては交付税措置されますことから特に問題はありませんが、地方債残高を見る場合、残高合計額にはこのような事情が含まれておりますことをご理解賜りたいと存じます。

なお、17 ページの町税の説明資料、19 ページの基金等の状況、20 ページの一般会計当初予算のあらまし、及び、21 ページの引き上げ分の地方消費税交付金が充てられる社会保障 4 経費その他社会保障に要する経費につきましてはお目どうしいただきまして、ご理解を賜りたいと存じます。

また、議案第 33 号から第 39 号までの提案内容等につきましては担当課長より順次ご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

以上を持ちまして、議案第 33 号から第 39 号までの平成 27 年度各会計予算の概要についての説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 議案第 33 号の内容についてご説明申し上げます。

平成 27 年度標茶町一般会計予算

平成 27 年度標茶町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 111 億 9,200 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、

期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
以下、歳入歳出予算事項別明細書に従いご説明申し上げます。

40ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページからの第1表歳入歳出予算は、ただいままでの説明と重複しますので、省略させていただきます。

8ページをお開きください。

第2表債務負担行為であります。

事項はパソコンLAN機器導入費。期間は平成28年度から平成31年度。限度額は利子14万9,000円を含んで1,335万2,000円であります。

156ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書であります。一行目のパソコンLAN機器導入費から、161ページの経営環境再生資金(平成24年度)まで、52件の合計で申し上げますが、債務負担行為の限度額は28億9,043万4,000円。前年度末までの支出見込額は27億4,588万5,000円、当該年度以降の支出予定額は1億4,454万9,000円であります。うち、平成27年度の支出予定額は3,196万7,000円であります。財源内訳は国道支出金4,958万7,000円、一般財源9,496万2,000円であります。

9ページへお戻りください。

第3表地方債であります。

1 過疎対策事業では、標茶中茶安別線道路改良3,290万円、虹別17号線防雪柵設置1,460万円、虹別61線道路改良3,230万円、合併処理浄化槽設置補助620万円、埋立処分場建設1,690万円、スクールバス購入400万円、磯分内小学校校舎建設2億3,880万円、磯分内小学校屋体建設7,900万円、磯分内小学校屋外環境整備3,620万円、教員住宅建設2,380

万円、中茶安別中学校講堂防音 1 億 1,800 万円、医師確保対策 3,100 万円、子ども医療費助成 730 万円。あわせて限度額は、6 億 4,100 万円でございます。起債の方法は証書借入、利率は 7.0%以内。償還の方法は、政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。以下、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、前に同じでありますので説明を省略させていただきます。

2 地域活性化事業は、限度額 2 億 6,850 万円であります。

次ページです。

3 公営住宅整備事業は、限度額 6,450 万円。

4 臨時財政対策債は、限度額 2 億 8,150 万円。

5 災害援護資金貸付債は、限度額 250 万円であります。合計の限度額は 12 億 5,800 万円
で前年度比較で、3 億 3,480 万円の増であります。

162 ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。合計で申し上げますが、前々年度末現在高 104 億 4,248 万 5,000 円、前年度末現在高見込額 103 億 1,365 万 8,000 円、当該年度中起債見込額 12 億 5,800 万円、当該年度中元金償還見込額 10 億 542 万 4,000 円、当該年度末現在高見込額 105 億 6,623 万 4,000 円であります。

以上で、議案第 33 号の内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午後 2 時 27 分

再開 午後 2 時 40 分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第 34 号の内容についてご説明いたします。

議案第 34 号は、平成 27 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定予算でございます。

平成 27 年度の国民健康保険事業の被保険者数及び療養給付費につきましては、平成 22 年度から平成 25 年度の決算数値及び平成 26 年度決算見込み数値を参考とし、予算編成を行ったところでございます。

予算総額につきましては、対前年比 1 億 6,771 万 5,000 円の大幅な増額となりました。

この増額の要因につきましては、市町村国保の財政安定化を目的とした、都道府県単位の共同事業「保険財政共同安定化事業」の対象医療費が平成 27 年度から拡大されたことにより
ます。

国保事業の運営につきましては国保税が基本でございますが、国保税につきましては、4億1,026万円を見込ませていただき、一般会計から義務的経費として6,108万7,000円の繰入を行い会計の維持に努めることといたしました。

なお、本案につきましては、平成27年2月24日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを申し添えます。

以下、予算書に基づきご説明いたします。

平成27年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算。

平成27年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億3,352万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

以下、歳入歳出予算事項別明細書により説明をいたします。

15ページをお開き願います。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページにお戻りください。

2ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算につきましては、これまでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第34号の説明を終らせていただきます。

続きまして、議案第36号の内容についてご説明いたします。

議案第36号は、標茶町介護保険事業特別会計予算でございます。

本年度は、標茶町第6期高齢者保健福祉・介護保険事業計画の初年度にあたり、介護保険事業計画に基づく予算計上とさせていただきます。

それでは、予算書に基づき内容の説明をいたします。

平成27年度標茶町介護保険事業特別会計予算

平成27年度標茶町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億7,930万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算」による。

第2条 介護サービス事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億3,913万7,000円と

定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳入歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用であります。

以下、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明をいたします。

13 ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2 ページから5 ページまでの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算」並びに「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算」につきましては、これまでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第36号の内容説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第37号の内容についてご説明いたします。

議案第37号は、平成27年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

平成27年度予算の概要につきましては、保険料、療養給付費、事務費等について、北海道後期高齢者医療広域連合での試算数値に基づき、予算計上させていただきました。歳入歳出の総額での対前年度比では、527万9,000円の減額となっておりますが、北海道全体では医療給付費は増加を続けておりますが標茶町におきましては、制度開始の平成20年4月と比較し、被保険者数は約100人ほど増加をしておりますが総医療費は平成24年度から減少しており減額予算となったものであります。

以下、予算書に基づき説明させていただきます。

平成27年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算

平成27年度標茶町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億934万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

以下、歳入歳出予算事項別明細書に従いまして説明いたします。

9 ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2 ページからの「第 1 表歳入歳出予算」は、これまでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第 37 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君）（登壇） 議案第 35 号、平成 27 年度標茶町下水道事業特別会計予算の内容についてご説明いたします。

公共下水道事業の処理場関係につきましては、長寿命化計画による設備の更新として、ナンバー 3 主ポンプについては町発注工事で、曝気装置の V V V F 装置、蓄電池装置等の設備については、日本下水道事業団に委託して行います。

管渠関係につきましては、昨年度に引き続き麻生地区での道路改良工事と合わせた雨水管の整備工事と、常盤地区での雨水管整備のための調査設計業務を行います。

特定環境保全公共下水道事業では、平成 26 年度に予定していながら、十分な検証結果が得られず増設することができなかった磯分内処理場の増設工事について、今年度増設の見通しがたったことから、現有施設の改善を含めた設計委託費と建設工事費を計上させていただいております。

予算書 1 ページをお開きください。

平成 27 年度標茶町下水道事業特別会計予算

平成 27 年度標茶町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 億 3,200 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 億円と定める。

以下、内容について歳入歳出予算事項別明細書に従い説明いたします。

11 ページをお開きください。

(以下、予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2 ページをお開きください。

2 ページ、3 ページの第 1 表歳入歳出予算は、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

4 ページをお開きください。

第 2 表 債務負担行為

事項、標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する利子補給。融資予定額 180 万円、利率年 2.1%、期間、平成 28 年度から平成 32 年度、限度額 7 万 3,000 円。標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する損失補償、期間、平成 27 年度から平成 33 年度、限度額、標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例により、改造者が金融機関より改造資金として借り入れた資金について、金融機関が損失を受けた金額。

23 ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

事項、標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する利子補給。平成 22 年度分、融資予定額 45 万円、利率年 2.3%、同じく平成 25 年度分、融資予定額 90 万円、利率年 2.3%、同じく平成 27 年度分、融資予定額 180 万円、利率年 2.1%。以下、合計のみの説明といたします。債務負担行為の限度額は 14 万 8,000 円、前年度末までの支出見込額は 4 万 9,000 円。当該年度以降の支出予定額は 9 万 9,000 円で、うち平成 27 年度分は 1 万 4,000 円です。左の財源内訳、一般財源で 9 万 9,000 円です。

次のページでございます。

金融機関に対する損失補償費でございますが、平成 21 年度から平成 27 年度までいずれもありませんので表中の金額はございません。

4 ページにお戻りください。

第 3 表 地方債

起債の目的、1. 公共下水道事業、限度額、1 億 3,850 万円。2. 特定環境保全公共下水道事業、限度額、6,730 万円。限度額の合計は 2 億 580 万円で、起債の方法はいずれも証書借入、利率は 7.0%以内、償還の方法は、政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

25 ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

合計で申し上げます。前々年度末現在高 32 億 2,718 万円、前年度末現在高見込額 30 億 3,592 万 1,000 円、当該年度中増減見込みの当該年度中起債見込額 2 億 580 万円、当該年度中元金償還見込額 3 億 8,242 万 8,000 円、当該年度末現在高見込額 28 億 5,929 万 3,000 円です。

以上で、議案第 35 号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午前 3時39分

再開 午後 3時39分

◎延会の宣告

○議長（平川昌昭君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

（午後 3時40分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平 川 昌 昭

署名議員 9 番 鈴 木 裕 美

署名議員 1 0 番 田 中 敏 文

署名議員 1 1 番 熊 谷 善 行

平成27年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第3号）

平成27年3月11日（水曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第33号 平成27年度標茶町一般会計予算
議案第34号 平成27年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
議案第35号 平成27年度標茶町下水道事業特別会計予算
議案第36号 平成27年度標茶町介護保険事業特別会計予算
議案第37号 平成27年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
議案第38号 平成27年度標茶町病院事業会計予算
議案第39号 平成27年度標茶町上水道事業会計予算

○出席議員（13名）

- | | |
|-------------|--------------|
| 1番 松下 哲也 君 | 2番 長尾 式宮 君 |
| 3番 菊地 誠道 君 | 4番 本多 耕平 君 |
| 5番 林 博 君 | 6番 黒沼 俊幸 君 |
| 7番 後藤 勲 君 | 9番 鈴木 裕美 君 |
| 10番 田中 敏文 君 | 11番 熊谷 善行 君 |
| 12番 深見 迪 君 | 13番 川村 多美男 君 |
| 14番 平川 昌昭 君 | |

○欠席議員（1名）

- 8番 館田 賢治 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|-----------|----------------|
| 町 長 | 池田 裕二 君 |
| 副 町 長 | 森山 豊 君 |
| 総 務 課 長 | 島田 哲男 君 |
| | 企画財政課長 佐藤 弘幸 君 |
| 税 務 課 長 | 武山 正浩 君 |
| 管 理 課 長 | 中村 義人 君 |
| 住 民 課 長 | 佐藤 吉彦 君 |
| 住 民 課 参 事 | 蛭田 和雄 君 |
| 住 民 課 参 事 | 松本 修 君 |
| 農 林 課 長 | 牛崎 康人 君 |
| 建 設 課 長 | 井上 栄 君 |
| 水 道 課 長 | 妹尾 茂樹 君 |
| 育 成 牧 場 長 | 類瀬 光信 君 |

病院事務長	山澤正宏君
やすらぎ園長	春日智子君
教育長	吉原平君
教育管理課長	高橋則義君
指導室長	佐々木豊君
社会教育課長	伊藤正明君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	玉手美男君
庶務係	和田千春君

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(平川昌昭君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員 13 名、欠席 1 名であります。

(午前 10 時 00 分開議)

◎議案第 33 号ないし議案第 39 号

○議長(平川昌昭君) 日程第 1。議案第 33 号、議案第 34 号、議案第 35 号、議案第 36 号、議案第 37 号、議案第 38 号、議案第 39 号を一括議題といたします。

昨日に引き続き議題 7 案の提案趣旨の説明を求めます。

○議長(平川昌昭君) 病院事務長・山澤君。

○病院事務長(山澤正宏君)(登壇) 議案第 38 号、平成 27 年度標茶町病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

(総則)

第 1 条 平成 27 年度標茶町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数、60 床

(2) 年間患者数、入院、1 万 2,800 人、外来、2 万 6,800 人

(3) 1 日平均患者数、入院、35 人、外来、110 人

(4) 主要な建設改良事業、器械及び備品購入費 1,231 万 9,000 円、車両購入費 230 万円、病院建設費 1,641 万 6,000 円。

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第 1 款、病院事業収益、11 億 4,990 万 6,000 円。第 1 項、医業収益、7 億 5,955 万 8,000 円。第 2 項、医業外収益、3 億 9,034 万 8,000 円。

支出、第 1 款、病院事業費用、11 億 4,990 万 6,000 円。第 1 項、医業費用、11 億 584 万 2,000 円。第 2 項、医業外費用、4,356 万 4,000 円。第 3 項、予備費、50 万円。

次のページへまいります。

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,436 万 2,000 円は、過年度分損益勘定留保資金 2,436 万 2,000 円で補

てんするものとする。)

収入、第1款、資本的収入、1億2万円、第1項、固定資産売却代金、2万円。第2項、投資、1億円。支出、第1款、資本的支出、1億2,438万2,000円、第1項、建設改良費、3,103万5,000円、第2項、企業債償還金、9,334万7,000円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費、7億3,498万1,000円。

(2) 交際費、150万円。

(他会計からの繰入金)

第6条 一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 医療対策費補助、6,371万9,000円。

(2) 医療対策費負担、4億3,930万1,000円。

(3) 企業債償還負担、2,542万5,000円。

合計、5億2,844万5,000円。なお第2号の医療対策費負担については、今年度新しく項目を設けたものです。繰入金の状況についてわかりやすくするために企業債償還金に係わる負担金を除く補助金分と負担金分とに分けたところでございます。

次のページにまいります。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産購入限度額は、1億2,000万円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第8条 重要な資産の取得及び処分は次のとおりとする。

1. 処分する資産、種類、器械・備品、名称、全自動錠剤分包機、数量、1式、処分の態様、廃棄であります。

次に、予算説明資料によりご説明申し上げます。

21ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

次に、7ページをお開き願います。

給与費明細書でございます。

1. 総括の職員数は特別職が1名減の8名、一般職は2名減の60名、そして括弧内が再任用短時間勤務職員になりますが、1名を予定しております。給与費の報酬は前年より1,070万9,000円減の1億2,065万2,000円、給料は前年より273万3,000円増の2億5,657万4,000円、賃金は前年より189万5,000円減の5,230万円、手当は前年より97万円増の1億6,397万7,000円、給与費の計が前年より890万1,000円減の計5億9,350万3,000円、法定福利費は前年より405万9,000円減の8,887万4,000円。合計では前年より1,293万円減の

6億8,237万7,000円でございます。

手当の内訳から13ページまでについての説明については省略させていただきます。

次に、6ページになります。

平成27年度標茶町病院事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

平成28年3月31日までの分でございます。

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー。(1) 当年度純利益、前年と同じ0円です。(2) 減価償却費、前年度より479万5,000円減少し6,786万8,000円。(3) 引当金の減少額、前年度より3,512万1,000円減少し、マイナス22万7,000円。(4) 長期前受金戻入額、前年度と同じ520万7,000円。(5) 受取利息及び受取配当金、前年度より28万7,000円増加し、マイナス456万1,000円。(6) 支払利息、前年度より316万8,000円減少し、マイナス3,826万4,000円。(7) 固定資産除却費、前年度より87万5,000円増加し、105万円。(8) 未収金の減少額、前年度より1,900万円減少し1,900万円。(9) 未払金の増加額、前年度より1,422万5,000円増加し930万円。(10) 前払金の増加額、前年度と同じ0円。(11) その他、前年度と同じ0円。(12) 小計、前年度より4,669万7,000円減少し8,748万7,000円。(13) 利息及び配当金の受取額、前年度より28万7,000円減少し456万1,000円。(14) 利息の支払額、前年度より316万8,000円増加しマイナス3,826万4,000円。業務活動によるキャッシュ・フローの合計は前年度より4,381万6,000円減少し、5,378万4,000円となります。

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー。(1) 有形固定資産の取得による支出、前年度より1,977万5,000円増加しマイナス2,894万4,000円。(2) 国庫補助金による収入、(3) 他会計からの繰入金による収入、どちらも前年度と同じ0円です。投資活動によるキャッシュ・フローの合計は前年度より1,977万5,000円増加しマイナス2,894万4,000千円となります。

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー。(1) 建設改良企業債による収入、前年と同じ0円。(2) 建設改良企業債等の償還による支出、前年度より312万1,000円減少しマイナス9,334万7,000円。(3) 他会計からの出資による収入、前年と同じ0円。(4) 他会計からの償還金による収入、前年度より1億円増加し1億円。財務活動によるキャッシュ・フローの合計は前年度より9,687万9,000円増加し665万3,000円となります。

4. 資金増加額は、前年度より3,328万8,000円増加し、3,149万3,000円。

5. 資金期首残高は前年度より1,023万4,000円増加し、1億2,720万3,000円。

6. 資金期末残高は前年度より4,352万2,000円増加し1億5,869万6,000円となります。

次に、14ページをお開きください。

平成27年度標茶町病院事業予定貸借対照表、平成28年3月31日現在でございます。

資産の部の1、固定資産、(1) 有形固定資産のイの土地からへのリース資産までの合計で17億5,567万3,000円、(2) の無形固定資産は、イ、電話加入権でございますして38万

8,000 円、合計も同額でございます。(3) の投資は、イ、長期貸付金で4億円から長期貸付金償還金から1億円を差し引いた金額、長期貸付金は3億円となり、投資合計も同額の3億円でございます。よって、固定資産合計額は、20億5,606万1,000円となります。

2. 流動資産は、(1) の現金・預金から(3) の貯蔵品まで2億2,669万6,000円で、資産合計では22億8,275万7,000円であります。

次に15ページのほうで負債の部になります。

3. 固定負債、(1) 企業債9億4,318万9,000円。(2) リース債務231万円。よって固定負債合計は9億4,549万9,000円となります。

4. 流動負債、(1) 企業債9,657万9,000円。(2) リース債務233万円。(3) 未払金4,000万円、(4) 引当金は賞与引当金でございまして3,512万1,000円、引当金合計も同額となります。(5) 預り金は637万9,000円。これによって流動負債合計は1億8,040万9,000円となります。

5. 繰延収益、(1) 長期前受金は1億8,266万3,000円。(2) 長期前受金収益化累計額1,041万4,000円。繰延収益合計は1億7,224万9,000円。負債合計では12億9,815万7,000円となります。

次に、資本の部です。

6. 資本金は9億8,129万3,000円。

7. 剰余金、(1) 資本剰余金は、国庫補助金で330万7,000円。資本剰余金合計も同額となります。(2) 利益剰余金はイの減債積立金、ロの当年度未処分利益剰余金はともに0円です。剰余金合計では330万7,000円となり、資本合計では9億8,460万円で、負債資本合計は22億8,275万7,000円となります。

次に16ページへまいります。

平成26年度標茶町病院事業予定損益計算書(前年度分)、17ページは平成26年度標茶町病院事業予定貸借対照表(前年度分)になりますが、こちらの部分については説明を省略させていただきます。

次に4ページをお開きください。

平成27年度標茶町病院事業会計予算実施計画であります、こちらについての説明はいままでの説明と重複致しますので、説明を省略させていただきます。

なお、本案につきましては、2月24日開催の第7回町立病院運営委員会に諮問し、原案可決されておりますことをご報告いたします。

以上で、議案第38号の説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 水道課長・妹尾君。

○水道課長(妹尾茂樹君)(登壇) 議案第39号、平成27年度標茶町上水道事業会計予算の内容についてご説明いたします。

収益的収支の収入におきましては、主たる収入である給水収益について、平成25年度に有

収水量が減少し、26年度も同様の傾向にあることから、前年度約150万円の減額としております。一方支出におきましては、4月からコンビニ収納が始まるため、その関係の手数料で約20万円増加しております。また、有収率向上のための漏水調査を継続して行います。平成26年度に地方公営企業法の一部改正による新会計制度の変更で、26年6月支給賞与の内の前年度分費用を計上していた特別損失につきましては、新会計制度が2年目となったことから、廃項となっております。

資本的収支の支出におきましては、平成22年度より行ってきた桜団地内での配水管の移設工事を継続して行うとともに、平和地区では、民有地の整備に伴う配水管の移設工事を、また、麻生地区においては、道路改良工事と合わせての配水管の整備、また、開運地区において、道路改良工事と合わせての配水管の更新工事を行うとともに、平成8年度に購入した車両が老朽化し、車検取得が困難になったことから、更新を行います。

予算書1ページをお開きください。

平成27年度標茶町上水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度標茶町上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給水戸数 2,178戸、(2) 年間総配水量 60万立方メートル、(3) 一日平均配水量 1,639立方メートル、(4) 受託工事費 255万円、(5) 主要な建設改良事業

配水管整備事業 497メートル 事業費 1,264万円、検定満了メーター取替事業 13ミリメートルから75ミリメートルまでの194個で1,090万円、車両購入 事業費 3,212万円。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入 第1款、水道事業収益 1億75万8,000円。第1項、営業収益7,506万7,000円。

第2項、営業外収益2,569万1,000円。

支出 第1款、水道事業費用 9,877万6,000円。第1項、営業費用8,703万5,000円。第

2項営業外費用1,124万1,000円。第3項、予備費50万円。特別損失は廃項です。

次のページです。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,684万9,000円は当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額198万2,000円及び過年度分損益勘定留保資金4,486万7,000円で補てんするものとする。)

収入、第1款、資本的収入520万円。第1項、企業債520万円。

支出、第1款、資本的支出5,204万9,000円。第1項、企業債等償還金2,529万7,000円。

第2項、建設改良費 2,675万2,000円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、配水管整備事業。限度額、520万円。起債の方法、証書借入。利率7.0%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費、2,235万6,000円。2、交際費、2万円。

(他会計からの負担金)

第7条 他会計からこの会計へ負担を受ける金額は、次のとおりである。

1、一般会計(人件費分)1,556万5,000円。2、下水道事業会計特別会計(減価償却費分)482万3,000円。

以下、内容について予算説明書にしたがい説明をいたします。

15ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

6ページをお開きください。

給与費明細書です。

1 総括、職員数は特別職・一般職とも変更ございません。給与費の報酬は前年度と同額の11万2,000円。給料は25万8,000円増の1,188万6,000円。手当は14万5,000円減の652万5,000円。給与費計では11万3,000円増の1,852万3,000円。法定福利費は1万2,000円減の383万3,000円。合計では10万1,000円増の2,235万6,000円です。

手当の内訳については記載のとおりです。

2 給料及び手当の増減額の明細以降につきましては、説明を省略させていただきます。

5ページをお開きください。

平成27年度標茶町上水道事業予定キャッシュ・フロー計算書です。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー (1) 当年度純利益はありません。(2) 減価償却費、3,742万9,000円。(3) 引当金の減少額、前年度171万6,000円減の8万3,000円。(4) 長期前受金戻入額、マイナス461万3,000円。(5) 受取利息及び配当金、マイナス1万円。(6) 支払利息、前年度59万6,000円減の886万2,000円。(7) 固定資産除却費、240万1,000円。(8) 未収金の減少額、前年度49万4,000円減の10万1,000円。(9) 未払金の増加額、前年度157万3,000円減のマイナス25万2,000円。(10) 前払金の増加額と(11) その他はありません。(12) 小計((1)から(11)の計)で4,400万1,000円。(13) 利息及び配当金の受取額、1万円。(14) 利息の支払額、前年度59万6,000円減のマイナス

886万2,000円。よって業務活動によるキャッシュ・フローは3,514万9,000円です。

2 投資活動によるキャッシュ・フロー (1) 有形固定資産の取得による支出、前年度217万9,000円増のマイナス2,477万1,000円。(2) 国庫補助金による収入と(3) 他会計からの繰入金による収入はありませんので投資活動によるキャッシュ・フローはマイナス2,477万1,000円。

3 財務活動によるキャッシュ・フロー (1) 建設改良企業債による収入、前年度360万円減の520万円。(2) 建設改良企業債等の償還による支出、前年度48万9,000円増のマイナス2,529万7,000円。(3) 他会計からの出資による収入はありません。よって、財務活動によるキャッシュ・フローはマイナス2,009万7,000円。したがって、資金増加額はマイナス971万9,000円。

5 資金期首残高は2億2,672万2,000円ですので、6 資金期末残高は2億1,700万3,000円となります。

9ページをお開きください。

平成27年度標茶町上水道事業予定貸借対照表でございます。

資産の部、1 固定資産、(1) 有形固定資産、イ土地からホ工具、器具及び備品までの合計で、6億8,598万5,000円。(2) 無形固定資産、イ施設利用券で321万1,000円。固定資産合計は6億8,919万6,000円。

2 流動資産、(1) 現金預金、2億1,700万3,000円。(2) 未収金、664万9,000円。(3) 貸倒引当金、マイナス10万9,000円。流動資産合計は2億2,354万3,000円。したがって資産合計は9億1,273万9,000円です。

次のページです。

負債の部、3 固定負債、(1) 企業債と(2) 一般会計借入金で3億7,473万1,000円。(3) 修繕引当金3,019万7,000円で固定負債合計は4億492万8,000円。

4 流動負債、(1) 一時借入金はございません。(2) 企業債と(3) 一般会計借入金で2,591万9,000円。(4) 未払金122万4,000円。(5) 前受金150万円。(6) 引当金、イ賞与引当金とロ特別修繕引当金で177万3,000円。(7) その他流動負債で5万円。流動負債合計は3,046万6,000円。

5 繰延収益、(1) 長期前受金1億7,056万7,000円。(2) 長期前受金収益化累計額925万7,000円。繰延収益合計は1億6,131万円。負債合計は5億9,670万4,000円です。

資本の部、6 資本金、3億403万5,000円。

7 剰余金(1) 利益剰余金、イ減債積立金からハ当年度未処分利益剰余金までの合計で1,200万円。資本合計は3億1,603万5,000円。負債資本合計は9億1,273万9,000円です。

次のページの平成26年度標茶町上水道事業予定損益計算書(前年度分)及び12、13ページの平成26年度標茶町上水道事業予定貸借対照表(前年度分)につきましては決算見込みでございます。ただいま説明いたしました予定貸借対照表作成の基礎となるものでございませ

すので、内容の説明は省略させていただきます。

3ページをお開きください。

3ページ、4ページの平成27年度標茶町上水道事業会計予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第39号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案7案は、直ちに、議長を除く13名で構成する「平成27年度標茶町各会計予算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議案7案は、議長を除く13名で構成する「平成27年度標茶町各会計予算審査特別委員会」に付託し、審査することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（平川昌昭君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

（午前11時05分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平 川 昌 昭

署名議員 9 番 鈴 木 裕 美

署名議員 1 0 番 田 中 敏 文

署名議員 1 1 番 熊 谷 善 行

平成27年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第4号）

平成27年3月12日（木曜日） 午後3時39分開議

- 第 1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 2 議案第40号 標茶町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第41号 平成26年度標茶町一般会計補正予算
- 第 4 議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 5 議案第43号 副町長の選任について
- 第 6 議員提案第1号 標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 意見書案第1号 「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」構築への取り組みを求める意見書
- 第 8 意見書案第2号 農業の発展に必要な生産基盤整備の拡充を求める意見書
- 第 9 意見書案第3号 ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書
- 第 10 意見書案第4号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書
- 第 11 意見書案第5号 「女性が輝く社会」の実現に関する意見書
- 第 12 意見書案第6号 介護報酬引き下げを撤回し、介護保険制度の拡充を求める意見書
- 第 13 意見書案第7号 少人数学級の取り組みの充実・強化及び教職員定数の改善等を求める意見書
- 第 14 意見書案第8号 外形標準課税の中小企業への適用拡大時期等について慎重な判断を求める意見書
- 第 15 意見書案第9号 憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書
- 第 16 意見書案第10号 農協関連法制度の見直しに関する意見書
- 第 17 意見書案第11号 T P P 交渉等国際貿易交渉に係る意見書
- 第 18 閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 追加 議案第33号 平成27年度標茶町一般会計予算
- 議案第34号 平成27年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
- 議案第35号 平成27年度標茶町下水道事業特別会計予算
- 議案第36号 平成27年度標茶町介護保険事業特別会計予算

議案第37号 平成27年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算

議案第38号 平成27年度標茶町病院事業会計予算

議案第39号 平成27年度標茶町上水道事業会計予算

(平成27年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告)

○出席議員（13名）

1番 松下 哲也 君	2番 長尾 式宮 君
3番 菊地 誠道 君	4番 本多 耕平 君
5番 林 博 君	6番 黒沼 俊幸 君
7番 後藤 勲 君	9番 鈴木 裕美 君
10番 田中 敏文 君	11番 熊谷 善行 君
12番 深見 迪 君	13番 川村 多美男 君
14番 平川 昌昭 君	

○欠席議員（1名）

8番 館田 賢治 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	池田 裕二 君
副 町 長	森山 豊 君
総務課 長	島田 哲男 君
	企画財政課 長 佐藤 弘幸 君
税務課 長	武山 正浩 君
管理課 長	中村 義人 君
住民課 長	佐藤 吉彦 君
住民課 参事	蛭田 和雄 君
住民課 参事	松本 修 君
農林課 長	牛崎 康人 君
建設課 長	井上 栄 君
水道課 長	妹尾 茂樹 君
育成牧場 長	類瀬 光信 君
病院事務 長	山澤 正宏 君
やすらぎ園 長	春日 智子 君
教 育 長	吉原 平 君
教育管理課 長	高橋 則義 君

指 導 室 長	佐々木	豊 君
社会教育課長	伊 藤	正 明 君
農委事務局長	牛 崎	康 人 君 (農林課長兼務)

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	玉 手	美 男 君
庶 務 係	和 田	千 春 君

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開議の宣告

- 議長(平川昌昭君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員 13 名、欠席 1 名であります。

(午後 3 時 3 9 分開会)

◎諮問第 1 号

- 議長(平川昌昭君) 日程第 1。諮問第 1 号を議題といたします。
本案について提案趣旨の説明を求めます。
町長・池田君。

- 町長(池田裕二君)(登壇) 諮問第 1 号の提案趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

諮問第 1 号については、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定に基づいて議会の議決を求めるというものであります。

記といたしまして、住所は、川上郡標茶町常盤 8 丁目 42 番地。氏名は、後藤 登喜和さん。生年月日は昭和 22 年 10 月 13 日。職業、無職でございます。

よろしくご審議のほど、ご同意賜りますようお願いいたします。

- 議長(平川昌昭君) 本案の審議を行います。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(平川昌昭君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案の答申は適任と認める意見といたしたいと思えます。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(平川昌昭君) 起立全員であります。

よって、本案の答申は適任と認める意見とすることに決定いたしました。

◎議案第 4 0 号

- 議長(平川昌昭君) 日程第 2。議案第 40 号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第40号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、標茶町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてであります。かねてより今日的な行政需要に対応できる機構について検討してまいりましたが、今般、事務改善委員会からの答申もあり、業務の円滑な遂行をもって住民サービスの向上を図るため事務分掌条例の一部を改正したいとするものであります。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

議案第 40 号、標茶町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
標茶町事務分掌条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次のページへまいります。

標茶町事務分掌条例の一部を改正する条例

標茶町事務分掌条例（平成 15 年標茶町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「・住民課」の次に「・保健福祉課」を加える。

第 2 条住民課の項を次のように改める。

住民課

- （1） 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- （2） 旅券事務に関すること。
- （3） 医療保険給付・貸付に関すること。
- （4） 国民健康保険（国民健康保険税の賦課徴収に関するものを除く。）に関する
こと。

（5） 国民年金に関すること。

（6） 環境衛生に関すること。

（7） 廃棄物の処理に関すること。

第 2 条住民課の項の次に次の 1 項を加える。

保健福祉課

- （1） 社会福祉に関すること。
- （2） 保育所及び子育て支援に関すること。
- （3） 介護保険に関すること。
- （4） 健康推進に関すること。
- （5） 地域医療に関すること。

附則としてこの条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

以上で、議案第 40 号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第40号は原案可決されました。

◎議案第41号

○議長(平川昌昭君) 日程第3。議案第41号を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長(佐藤弘幸君)(登壇) 議案第41号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成26年度一般会計補正予算(第10号)でございまして、歳入・歳出それぞれ1億3,200万円を追加し、総額を112億2,566万4,000円にしたいというものでございます。歳出につきましては、除排雪の直営分の経費と除雪委託料が膨らんだことから今後の荒天や雨などを考慮し、急遽、除雪委託料等を追加するもので、その財源につきましては財政調整基金の支消により手当てしたところであります。

以下、内容についてご説明いたします。

平成26年度標茶町一般会計補正予算(第10号)

平成26年度標茶町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億2,566万4,000円とする

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお2ページからの「第1表歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複しますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第41号の内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに歳入・歳出予算の補正、歳出、8款土木費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

5番・林君。

○5番（林 博君） 除雪費ということで状況については理解いたしました。先日の補正予算のときには7,000万円だったかなと思うのですが、今回、新たにすぐ1億3,000万円ということで理解していいと思うのですが、私の考え方でいくと先に多額の補正をしていて、今回ぎりぎりになって不足分を補正するという形が普通なのかなと思ったので、その辺ちょっとどういう状況でこんなに大きくなってしまったのかと。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時49分

再開 午後 3時51分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） 先般、補正第9号で4,000万円補正させていただきましたが、今後の予測も含めました上での今回の追加補正でありますので、ご理解をいただきたい思います。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ歳入歳出予算の補正、歳入、17款繰入金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより議案第41号を採決いたします。

議案第41号を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第41号は原案可決されました。

◎議案第42号

○議長(平川昌昭君) 日程第4。議案第42号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 議案第42号の提案趣旨並びに内容の説明を申し上げます。

本案につきましては平成27年4月25日をもって、任期満了となる固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第42号、固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条の規定によって、議会の同意を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町字熊牛原野14線西2番地2、氏名は栗栖一巳さん、生年月日は昭和28年5月2日であります。栗栖氏の経歴につきましては、資料により省略させていただきますが、農業委員会委員の経験など見識の高い方であります。

ご審議をいただき、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、議案第42号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(平川昌昭君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（平川昌昭君） 起立全員であります。

よって、議案第42号は同意されました。

◎議案第43号

○議長（平川昌昭君） 日程第5。議案第43号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

（6番・黒沼君、12番・深見君、副町長・森山君退席）

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第43号の提案趣旨の説明を申し上げます。

本案につきましては、平成27年3月18日をもって任期満了となります副町長の選任についてであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第43号、副町長の選任について

標茶町副町長に下記の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定によって、議会の同意を求めるというものであります。

住所は川上郡標茶町川上8丁目5番地、氏名は森山 豊、生年月日は昭和32年7月28日であります。

森山氏の経歴については資料により省略させていただきますが、ご案内のとおり平成23年3月より副町長として、その職責をはたしております。行政経験も豊かであり判断力・指導力も十分であり、最適任と判断いたしましたので是非再任を願うべく提案申し上げる次第であります。

ご審議をいただきご同意を賜りますようお願いを申し上げ、議案第43号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平川昌昭君) 起立多数であります。

よって、議案第43号は原案同意されました。

(6番・黒沼君、12番・深見君、副町長・森山君着席)

◎議員提案第1号

○議長(平川昌昭君) 日程第6。議員提案第1号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

3番・菊地君。

○3番(菊地誠道君)(登壇) 議員提案第1号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、標茶町議会の議員定数を次の選挙から1名削減し、13名とする標茶町議会議員定数条例の改正案が、今年の第4回定例会で可決されましたことから議員定数13名での議会運営での検討を行ってまいりました。

その中で常任委員会についてはこれまで二つの委員会それぞれ7名ずつの定数としておりましたが、議員定数1名減により厚生文教委員会の定数を7名から6名に改正するものです。また、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者の新教育長を置くことなどを内容とする、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条の長及び委員長等の出席義務が改正されたことから、委員会条例を改正するものです。

以下、内容についてご説明いたします。

議員提案第1号、標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

標茶町議会委員会条例の一部を改正する条例

標茶町議会委員会条例(昭和37年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「7人」を「6人」に改める。

第19条中「、教育委員会の委員長」を「、教育委員会の教育長」に改める。

附則といたしまして、

(施行期日)

第1項、この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は平成27年5月1日から施行する。

(経過措置)

第2項、この条例施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この条例による改正後の第19条の規定は適用せず、

この条例による改正前の第19条の規定は、なおその効力を有するというものです。
附則第2項は現教育長の任期満了日までは従前どおりとする経過措置であります。
以上で、提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案第1号は原案可決されました。

◎意見書案第1号

○議長（平川昌昭君） 日程第7。意見書案第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第1号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第1号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第1号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第1号を採決いたします。

意見書案第1号を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第2号

○議長(平川昌昭君) 日程第8。意見書案第2号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第2号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第2号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第2号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第2号を採決いたします。

意見書案第2号を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議がありますので本案は起立により採決いたします。

意見書案第2号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（平川昌昭君） 起立多数であります。

よって、意見書案第2号は、原案可決されました。

ただいま可決された本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第3号

○議長（平川昌昭君） 日程第9。意見書案第3号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第3号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第3号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第3号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第3号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより意見書案第3号を採決いたします。

意見書案第3号を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第3号は、原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第4号

○議長（平川昌昭君） 日程第10。意見書案第4号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第4号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第4号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第4号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第4号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第4号を採決いたします。

意見書案第4号を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第4号は、原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第5号

○議長(平川昌昭君) 日程第11。意見書案第5号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第5号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第5号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第5号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第5号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより意見書案第5号を採決いたします。

意見書案第5号を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第5号は、原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第6号

○議長（平川昌昭君） 日程第12。意見書案第6号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第6号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第6号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第6号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第6号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより意見書案第6号を採決いたします。

意見書案第6号を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第6号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第7号

○議長（平川昌昭君） 日程第13。意見書案第7号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第7号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第7号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第7号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第7号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより意見書案第7号を採決いたします。

意見書案第7号を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第7号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第8号

○議長（平川昌昭君） 日程第14。意見書案第8号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第8号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第8号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第8号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第8号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第8号を採決いたします。

意見書案第8号を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第8号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第9号

○議長(平川昌昭君) 日程第15。意見書案第9号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第9号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第9号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第9号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第9号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより意見書案第9号を採決いたします。

意見書案第9号を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議がありますので本案は起立により採決いたします。

意見書案第9号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平川昌昭君） 起立少数であります。

よって、意見書案第9号は、原案否決されました。

◎意見書案第10号

○議長（平川昌昭君） 日程第16。意見書案第10号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第10号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第10号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第10号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第10号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論はないものと認めます。

これより意見書案第10号を採決いたします。

意見書案第10号を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第10号は、原案可決されました。

本意見書は、議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第11号

○議長(平川昌昭君) 日程第17。意見書案第11号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第11号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第11号の趣旨説明は、省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第11号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第11号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第11号を採決いたします。

意見書案第11号を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第11号は、原案可決されました。

なお本意見書は、議長において国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(平川昌昭君) 日程第18。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出

があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中継続調査としてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 4時22分

再開 午後 4時27分

◎日程の追加

○議長(平川昌昭君) 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

ただいま、付託しておりました平成27年度標茶町各会計予算審査特別委員会委員長から審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第33号ないし議案第39号

○議長(平川昌昭君) お諮りいたします。

議題7案に関し、付託いたしました平成27年度標茶町各会計予算審査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により審査報告書が提出されております。会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告は省略いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論はないものと認めます。

これより、議題7案を一括採決いたします。

議題7案に対する委員長報告はいずれも原案可決すべきものであります。

議題7案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議がありますので、議案第33号は起立により採決いたします。

議案第33号を原案可決すべきものと決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(平川昌昭君) 起立多数であります。

よって、議案第33号は原案可決すべきものと決定されました。

次に議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号について、一括して採決いたします。

議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号について、委員長の報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号は委員長報告のとおり原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 4時32分

再開 午後 4時45分

◎閉議の宣告

○議長(平川昌昭君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(平川昌昭君) 以上をもって、平成27年標茶町議会第1回定例会を閉会いたします。

(午後 4時46分閉会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平川昌昭

署名議員 9 番 鈴木裕美

署名議員 10 番 田中敏文

署名議員 11 番 熊谷善行